

令和2年度 教育委員会の点検・評価 結果報告書

(対象 令和元年度事業)



学びあい 響きあう ちがさき教育プラン

茅ヶ崎市教育基本計画

茅ヶ崎市教育委員会

目 次

1	教育委員会の点検・評価及び教育基本計画の進行管理について	1
2	教育委員会の点検・評価の指標について	2
3	教育基本計画について	4
4	教育委員会の点検・評価 結果報告	7
	令和2年度教育委員会の点検・結果に関する知見総括	8
	政策1 自己評価 総括	9
	施策1	10
	施策2	17
	施策3	26
	施策4	31
	知見	37
	政策2 自己評価 総括	44
	施策5	45
	施策6	60
	施策7	71
	知見	78
	政策3 自己評価 総括	84
	施策8	85
	施策9	89
	知見	93
5	資料	96
	(1)教育委員会事務局の組織	97
	(2)茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則	98
	(3)教育基本計画審議会委員名簿	99
	(4)令和2年度教育委員会の点検・評価の流れ	99
	(5)新型コロナウイルス感染症まん延に伴う教育委員会の取り組みについて	100

1 教育委員会の点検・評価及び教育基本計画の進行管理について

(1) 教育委員会の点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条で、教育委員会は毎年、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

(2) 教育基本計画の進行管理との一体的実施

茅ヶ崎市教育基本計画は、平成23(2011)年度に、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として策定しました。また、茅ヶ崎市教育基本計画の基本理念、基本方針、政策目標及び施策目標を達成するため、教育委員会のすべての事務事業を実施計画事業と位置づけた実施計画を策定しています。

教育基本計画の進行管理は、教育基本計画の実効性を確保するため、「教育基本計画審議会の各委員の意見を踏まえた学識経験を有する者の知見(教育基本計画審議会の答申)」を活用し、教育基本計画の進行管理と教育委員会の点検・評価を一体的に実施することとします。

(3) 点検・評価の対象

今年度の点検・評価は、教育基本計画に位置づけられた政策・施策・事務事業のうち教育基本計画審議会で選定した令和元(2019)年度の「主要な事業」「施策の主な事業」を対象としています。

(4) 点検・評価の方法

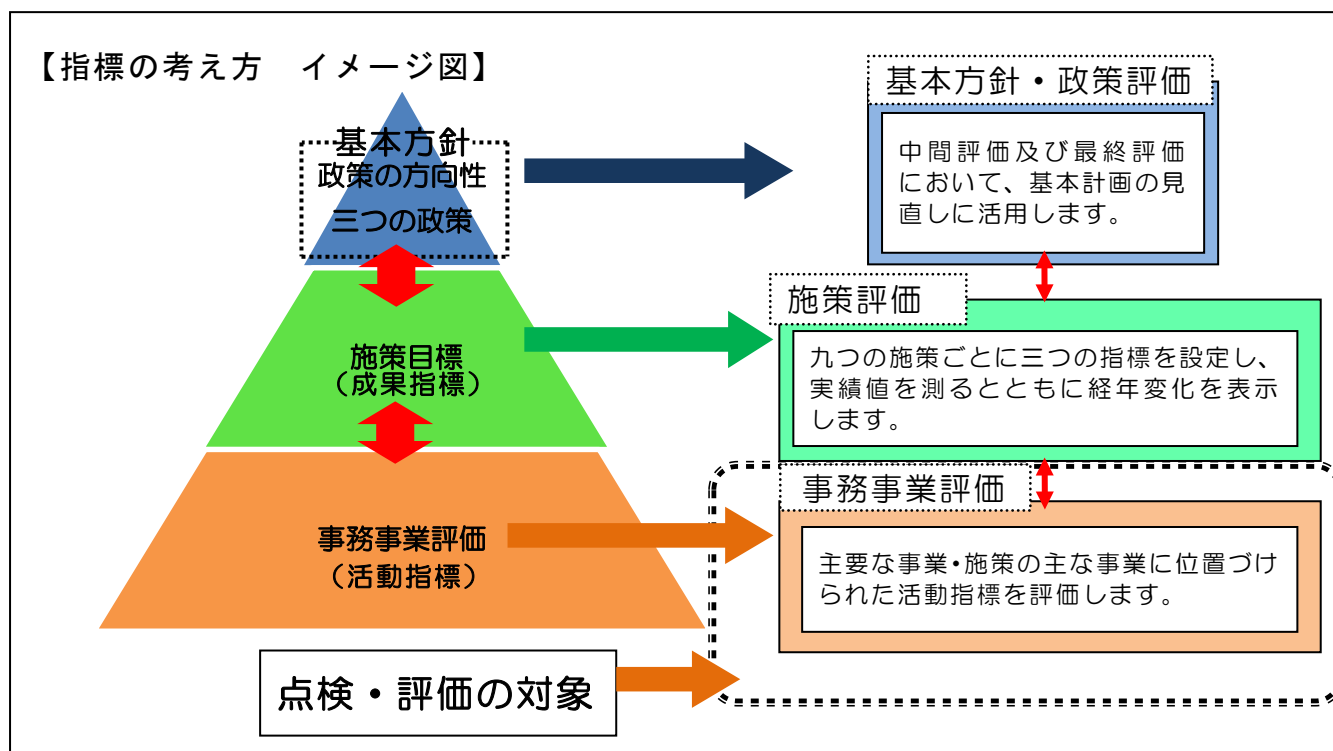
「主要な事業」「施策の主な事業」を所管する所属で、事業の実績を明らかにし、取り組みが対象者にどのような影響や効果がもたらされたのかを点検し評価を行いました。政策ごとに「教育基本計画審議会の各委員の意見を踏まえた学識経験を有する者の知見」を外部評価として教育基本計画審議会よりいただき、教育基本計画の推進を図ります。

2 教育委員会の点検・評価の指標について

(1) 指標の考え方について

教育基本計画は、基本方針・政策の方向性・三つの政策・各施策に指標を位置づけています。各指標は目標値を設定しており、中間評価と最終評価で実績値を測り、教育基本計画の見直しに活用します。

毎年実施する教育委員会の点検・評価では、主要な事業・施策の主な事業の事務事業評価を実施します。



(2) 「教育委員会の点検・評価」における教育基本計画の指標の活用について

「教育委員会の点検・評価」には、各施策目標の三つの指標と重点施策の指標における毎年の実績値を掲載し、推移を分かりやすく表示するとともに、指標によっては全国や県内の状況と比較することで、教育基本計画審議会における議論の一助とします。

(3) 評価基準について

「主要な事業」「施策の主な事業」の評価は、教育基本計画第4次実施計画で設定した目標値と実績値を比較して行います。判定基準は、茅ヶ崎市で実施している事務事業評価と同じ評価基準で実施します。

【評価基準】

評価	判定基準
S	事業の指標をおおむね（80%）達成し、成果があがった
A	事業の指標は達成できなかったが、成果はあがった
B	事業の指標をおおむね（80%）達成し、成果は今後見込める
C	事業の指標は達成できなかったが、成果は今後見込める
D	事業の指標をおおむね達成したが、成果は見込めない
E	事業の指標を達成できず、成果も見込めない
Z	未着手事業
実績なし	事業実施の体制は整えていたが、実績がなかった

3 教育基本計画について

(1) 教育基本計画の趣旨

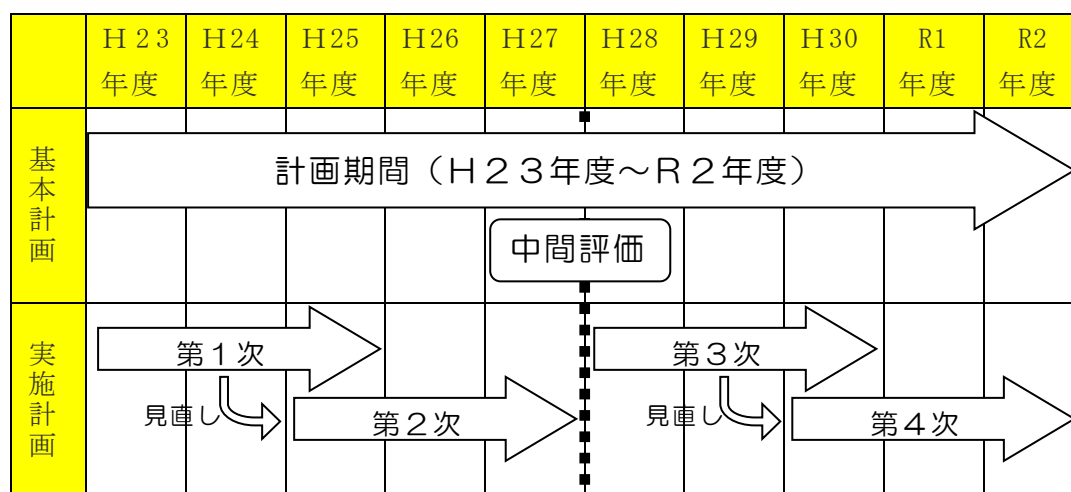
「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育それぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、明日を担う次世代の育成に重点を置いた「茅ヶ崎市教育基本計画」を策定しました。

(2) 教育基本計画の範囲

教育委員会が所管する学校教育と社会教育の分野となります。

(3) 教育基本計画の期間

平成 23(2011)年度を初年度とし、令和 2 (2020)年度までの 10 年間となります。この教育基本計画を推進するための具体的な事業内容を示す「実施計画」は、3 か年の計画となります。

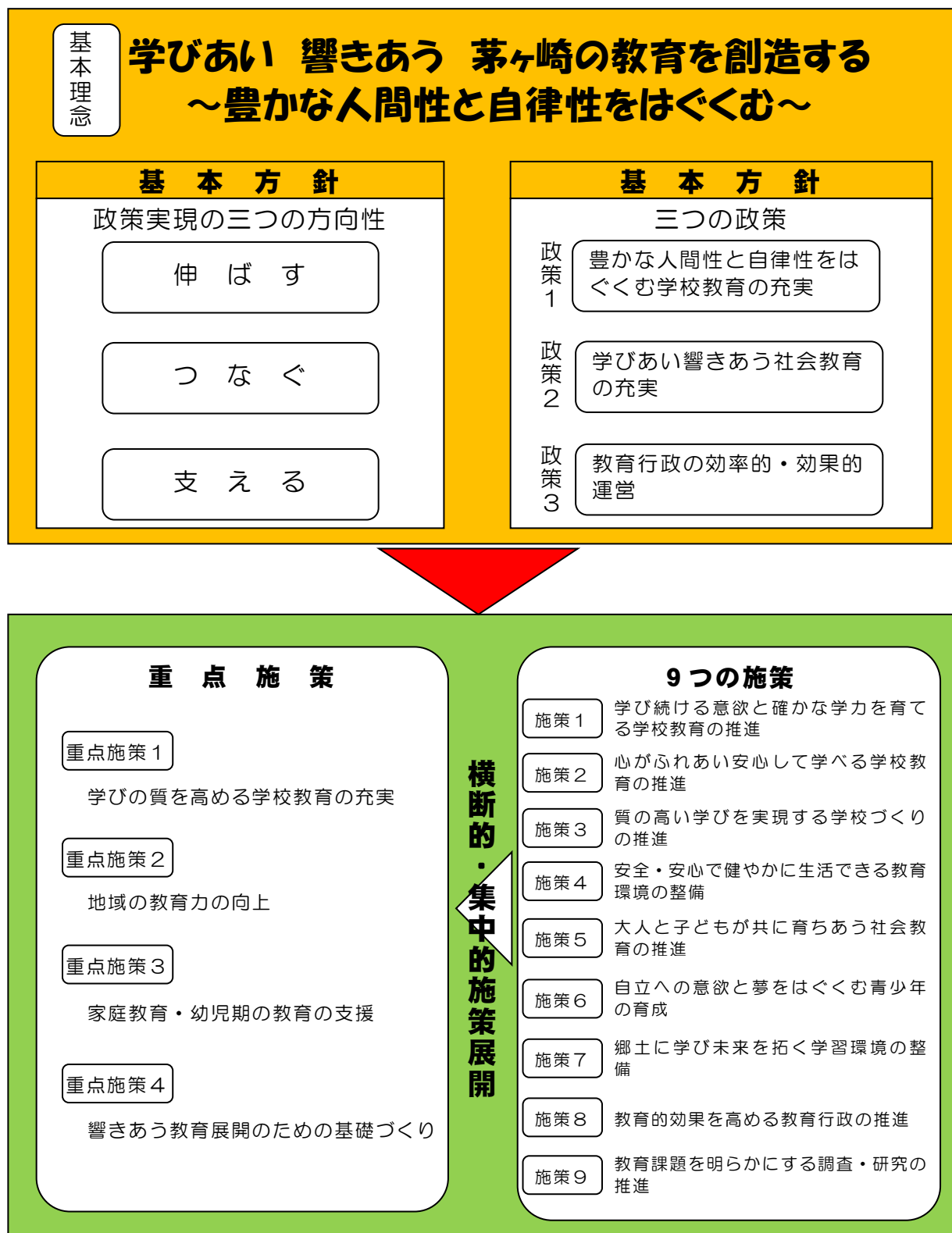


(4) 計画策定の視点

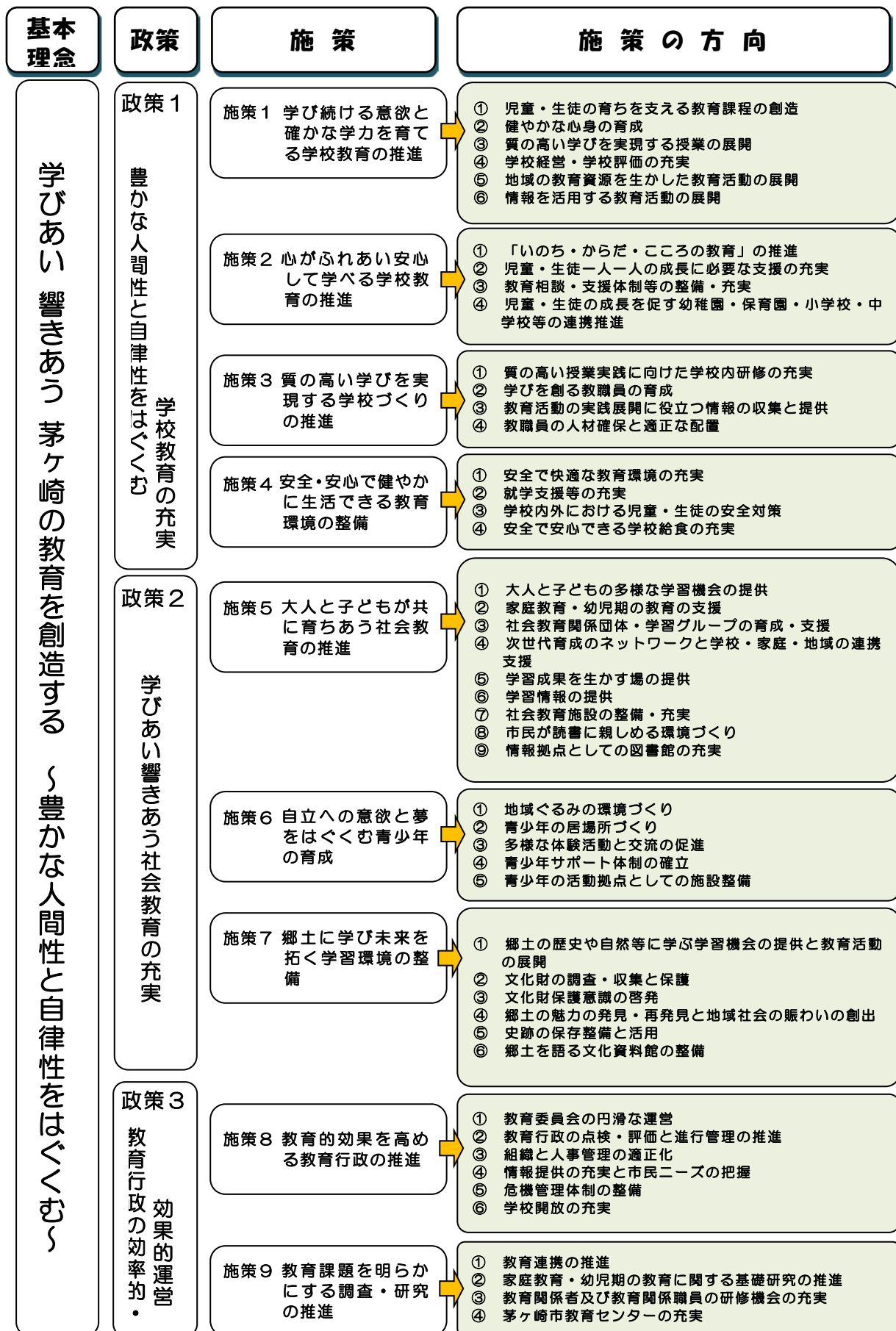
ひとづくりの視点

「教育は一つの部分で人の成長に作用し、完結するのではなく、すべての教育が連動しながら、一人の人間を育てていく」という視点から教育基本計画を策定しました。

(5) 教育基本計画の構成



(6) 教育基本計画の体系図



4 教育委員会の点検・評価 結果報告

令和２年度教育委員会の点検・評価に対する知見 総括

令和元年度末（令和２年１月１６日）に県内で国内初となる新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下で、各自治体の教育委員会では、次世代を担う子どもたちの安全・安心の確保と学びの保障を両立させることを、さらには社会教育施設については、利用者の安全・安心を確保するために万全な感染防止対策を講じて運営していくこと等を、教育行政に課せられた責務として取り組みを進めてきている状況にあります。

そうした中、令和２年度茅ヶ崎市教育委員会の点検・評価を行うにあたり、例年どおりの茅ヶ崎市教育基本計画審議会の実施が困難であるとの判断から、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第８条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市教育基本計画審議会運営要綱（以下、運営要綱）」を定め、第２条 書面会議「やむを得ない理由により茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第２条に規定する会議の開催ができず、教育基本計画審議会の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる」を根拠とし、第１回審議会については運営要綱第２条２項に示された必要な資料を令和２年９月４日に審議会委員に送付し、令和２年９月２３日に書面会議を実施しました。

書面会議実施後、各委員から出された意見を事務局が集約・整理・修正を行い、その結果について各委員が確認したものを「令和２年度教育委員会の点検・評価」とし、それを基に、令和２年度の教育委員会の点検・評価にかかる知見を作成しています。

知見作成にあたっては、各委員が、諮問を基に、目標・目的、内容、活動指標等が適切に設定され執行されているかといった観点から意見を述べているものとの認識に立ち記載しています。

併せて、令和元年の事務事業実施に関して、年度末の一定期間、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の実施の中止・縮小等による影響を少なからず受けていると推察されることから、知見として入れておくこととし、併せて、今後に向け、「新しい生活様式」、「with コロナ」等と言われるように、あらゆる事業や施設活動において、日頃からの不断の安全対策が必要であること等、施策ごとにねらいに応じて記載しています。

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

児童・生徒が意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりをさらに進めます。「学びの質」を高め、より実感(対象との内面的対話)を伴う学びを創り出し、生きる力(確かな学力【知】、豊かな人間性と自律性【徳】、健やかな体(健康・体力)【体】)をはぐくんでいきます。

政策 1 にかかる施策

- ➡ 施策 1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進
- ➡ 施策 2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進
- ➡ 施策 3 質の高い学びを実現する学校づくりの推進
- ➡ 施策 4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備

政策 1 の自己評価 総括

政策1は、施策1、施策2、施策3、施策4で構成されています。学校教育の充実を目指し、数多くの取り組みが展開されています。政策1の評価対象事業は、22事業でした。

22事業を所管する所属の自己評価は、活動指標の目標値と実績値を比較して行い、S評価が18事業、A評価が4事業でした。

施策1は、主体的に学べる授業づくりを軸とした教育を進め、児童・生徒の学びの意欲を高めることを目標としました。前年度知見にもあった研究校での成果の普及の工夫・改善について、今年度は、研究発表会に管理職と校内研究推進担当教員が積極的に参加するよう働きかけ、活発な授業改善についての意見交換をできたことから、今後の各小・中学校の授業の質の向上の効果が見込まれます。

施策2は、心がふれあい安心して学べる学校教育の推進を目指しました。おおむねすべての事業が目標値を達成しています。「いじめ防止対策推進事業」については、改定した「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」を公表するとともに、各学校に対して、いじめ防止等の取り組みのポイントを周知しました。また、令和元年度より、「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」を開催し、保護者や地域の方々も参加しながら、全小・中で取り組みを共有し、市全体でいじめの未然防止・早期発見・早期解決に対応する体制を図りました。

施策3は、質の高い学びを実現する学校づくりの推進を目指しています。「市費教員任用事業」では、管理職経験者を任用し、経験年数の短い教員への指導を担うことにより、教員としての資質向上につながりました。また、施策指標の「校内における教員間の授業公開数」が近年減少傾向にあったものがおおむね基準値まで回数が増加し、教員間での授業改善の意識向上が窺えます。

施策4は、安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備を目指しました。施策指標の「災害共済給付対象の事故発生件数」が減少傾向になっており、「施設整備事業」の成果が現れています。市内の全学校に空調設備・防犯カメラを設置したことにより、施策目標に向けた事業実施が着実にできていると考えます。

政策1の各施策指標を見ると、前年度と比較するとほぼ横ばい、または減少している指標もありますが、経年でみると一定の成果を維持しており、学校教育の充実が図られていると考えます。

施策 1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進



主体的に学べる授業づくりを軸とした教育を進め、児童・生徒の学びの意欲を高めます。

児童・生徒が、自ら学び続けると共に、学びあうことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくみます。

施策の方向

① 児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造

小学校・中学校の連携を踏まえ、学習指導要領に基づき、特色ある教育課程を創造しつつ、授業改善を進め、児童・生徒に学び続ける意欲をはぐくみます。

② 健やかな心身の育成

健やかな心身の調和的な発達のために必要な体験活動等を通し、児童・生徒への指導を充実します。

また、幼児期の成長過程をつなげ、規則正しい生活習慣や、望ましい食習慣を形成すると共に、健やかな体(健康・体力)づくりのための教育活動を展開します。

③ 質の高い学びを実現する授業の展開

特色ある教育課程を編成し、児童・生徒が自ら課題を設定し、探究する学習(実感を伴う本質的な学び)が生まれる授業づくりと共に、児童・生徒が互いに学び、深めあう授業づくりを進めます。

④ 学校経営・学校評価の充実

教職員が、協同して指導にあたることができるよう、学校運営組織を活性化し、教育の目標が実現できる学校経営を進めます。

また、日々の学校運営の改善を進めていくために学校評価を充実します。

⑤ 地域の教育資源を生かした教育活動の展開

学校は、これまでの地域連携の取組みをつなげ、教科学習や総合的な学習の時間等において、地域の教育資源(ひと、もの、自然、歴史、文化など)を生かした授業づくりなど特色ある教育活動を展開します。

また、地域が学校を支援していくことができる体制づくりに取り組みます。

⑥ 情報を活用する教育活動の展開

児童・生徒が、適切にICT(情報通信技術)を活用し、学習に必要な情報を相互作用的に用いることができるよう情報教育を進めると共に、情報活用能力や情報モラルについて、指導を行います。

また、ICTを活用し、小学校・中学校における教育情報の学校間の交流を進めます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	特色のある教育課程の創造推進事業（小・中学校）
------------	-------------------------

主管課	学校教育指導課
施策の方向	①児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造
事業実施の意図	学習指導要領に沿った特色ある学校づくりを支援します。
事業概要	特色ある学校づくりに向けて、小学校6校・中学校3校を推薦研究校に指定し、日常の教育活動を充実させ、校内研究を推進します。 毎年小学校2校・中学校1校で研究発表会を実施し、市内各校への研究成果の普及を目指します。 学びの質を高める授業の創造と校内研究の活性化のために、校内研究推進担当教員対象に研修会・研究協議会を実施します。

指標（目標）	推薦研究校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	小学校6校・中学校3校	小学校6校・中学校3校	小学校6校・中学校3校	S
実績値	小学校6校・中学校3校	小学校6校・中学校3校	-	

【事業実績】

教育委員会より推薦研究校の指定を受けた小学校6校（茅ヶ崎小学校、鶴が台小学校、小出小学校、浜須賀小学校、柳島小学校、小和田小学校）、中学校3校（北陽中学校、鶴嶺中学校、萩園中学校）は、学校の実態に即した実践的な研究を推進し、学習指導の充実や研究課題の解決を図り、特色ある教育課程を創造し、授業改善の研究に取り組みました。

指導主事は各学校の研究の進捗状況を把握し、各学校が掲げたテーマに沿って研究を推進できるよう指導・助言を行い、その成果が他の学校にも伝わり、各学校で探究する学習（実感を伴う本質的な学び）が生まれる授業づくりの取り組みにつながるよう研究発表会の充実に向け支援しました。

また、各学校の授業研究が活性化するよう、令和元（2019）年度発表の小学校2校（茅ヶ崎小学校、鶴が台小学校）、中学校1校（北陽中学校）の推薦研究発表会に、管理職と校内研究推進担当教員が積極的に参加するよう働きかけました。

校内研究推進担当者連絡会は、これまで別途開催していた「推薦研究校担当者連絡会」と一本化し、教員の業務負担を軽減するための改善を行いました。

さらに、各学校の教員の授業力向上を目指し、校内研究推進担当教員対象の研修会を2回（5月7日、8月8日）開催しました。

第2回は、講師を招いて、各学校の校内研究推進に向けた課題と改善策を踏まえた校内研究の効果的な進め方や新学習指導要領の全面実施に向けた諸課題の整理など、実践的な研修を行い、各学校の校内研究の充実に資する情報の共有を図りました。

【取り組みの成果】

推薦研究校等の校内授業研究会に指導主事が訪問し、学校が掲げたテーマに沿って研究を推進できるよう、具体的な指導・助言を行いました。

また、推薦研究発表会では、参加した教職員が活発に授業づくりについて協議するなど、各学校の研究成果を共有することで、市内小・中学校の授業の質を高め、実感を伴う本質的な深い学びが生まれる授業づくりへの取り組みを支援することができました。

【課題・今後の取り組み】

各小・中学校が自校の児童・生徒の実態を踏まえた特色ある教育課程を創造しながら、授業改善に取り組むことができるよう、今後も継続して指導主事が積極的に各学校の校内研究会に関わり、具体的な指導・助言を行うことが必要です。

また、授業づくりの質的向上を図るため、推薦研究発表会に多くの教職員が参加するよう働きかけ、各学校の校内研究を活性化していく必要があります。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	児童・生徒指導推進事業
------------	-------------

主管課	学校教育指導課
施策の方向	②健やかな心身の育成
事業実施の意図	児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。
事業概要	いじめ・長欠・問題行動等に関する調査を定期的に行い、各学校の実態や課題を把握し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 児童・生徒指導担当教員研究会において、各学校の事例に対する具体的な対応方法などについて研究協議を行うとともに、担当教員の資質向上を図るための講演会などを実施します。 学校の要請により、スクールソーシャルワーカーや弁護士有資格職員を派遣します。

指標（目標）	児童・生徒指導担当教員研究会の開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	4回	4回	4回	S
実績値	4回	3回	-	

【事業実績】

毎月、「いじめ」「長期欠席」「問題行動」の報告を各小・中学校から受け、児童・生徒の実態や対応状況を把握し、早期解決に向け、個々の状況に応じた具体的な支援策などの指導・助言を行いました。長期欠席の児童・生徒については、各学校から毎月報告される長期欠席の報告を基に、スクールソーシャルワーカーが各学校への訪問や電話により聞き取りを行い、積極的に学校、児童・生徒の状況を把握し、いじめが要因になっていないかなどについて分析し、状況によって、弁護士有資格職員と指導主事がチームを組んで支援を行いました。また、県教育委員会や青少年教育相談室、あすなろ教室等とも定期的な情報共有を図りました。

児童・生徒指導担当教員の資質向上を図るために、関係機関との連携を図りながら情報交換や研究協議を行う、児童・生徒指導担当教員研究会をこれまで年間4回開催してきましたが、スクールソーシャルワーカーや弁護士有資格職員との連携を深めることにより、児童・生徒指導担当教員の資質向上が図られていることから、令和元（2019）年度より年間3回の開催としました。

児童・生徒指導担当教員研究会では、中央児童相談所、家庭児童相談室、茅ヶ崎警察署、神奈川県警察本部少年相談・保護センターなどの関係機関と情報交換を密に行うとともに、各学校の児童・生徒の状況に関する情報を共有し、それぞれの事案に対する適切な対応策などについて研究協議を行いました。さらに、「いじめ問題」など、喫緊の課題に対処するため、講演会やワークショップを開催し、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図りました。

また、茅ヶ崎警察署や神奈川県警察本部少年相談・保護センターと積極的に連携を図り、各学校の児童・生徒の問題行動の軽減や事故の未然防止に努めました。

【取り組みの成果】

関係機関との日常的な連携を通して、問題行動等に係る対応を円滑に進めることができました。特に、スクールソーシャルワーカーや弁護士有資格職員の活用は、児童・生徒を支援するネットワークづくりの構築にもつながりました。

また、青少年課のインターネット有害情報監視システムの活用や、情報モラル教育の推進などにより、喫緊の課題であるネットに関するトラブルを最小限に食い止め、未然防止につなげることができました。

【課題・今後の取り組み】

増加傾向にある不登校児童・生徒への対応やいじめ問題への対応が、喫緊の課題と捉えています。

スクールソーシャルワーカーや弁護士有資格職員のより効果的な活用方法等の研究を進めるなど、不登校児童・生徒の支援の在り方やいじめ問題への組織的対応について改めて検討するとともに、児童・生徒指導担当教員研究会等において、担当教員との情報共有を図り、支援体制の充実に努めていきます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	学校支援・地域連携事業
------------	-------------

主管課	学校教育指導課
施策の方向	⑤地域の教育資源を生かした教育活動の展開
事業実施の意図	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで児童・生徒の心身の健やかな育成を図ります。
事業概要	地域コーディネーターと校内コーディネーターを配置し、学校の求めに応じて地域が学校を支援する新たな地域連携の在り方について研究を進めます。 研究の一環として、校内の担当者を対象に研究協議会を年2回開催し、各学校における研究成果の共有化を図ります。

指標（目標）	研究協議会の開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	2回	2回	2回	S
実績値	2回	2回	-	

【事業実績】

文部科学省の委託を受けて取り組んだ「学校支援地域本部事業」を検証し、その成果と課題を踏まえて平成23（2011）年度から「学校支援・地域連携事業」として、学校と学校支援ボランティアとの連絡・調整を行う「地域コーディネーター」の配置とその効果的な活用について研究を進めています。

平成30（2018）・令和元（2019）年度には、浜須賀小学校と西浜中学校を学校支援・地域連携実践研究校として、学校・家庭・地域社会の望ましい連携の在り方を探り、「社会に開かれた教育課程」の創造を目指した研究を進めてきました。令和元（2019）年度からは、緑が浜小学校と松浪中学校が2年間の実践研究に取り組んでいます。

実践研究校には地域コーディネーターを配置していますが、研究終了後も継続して配置を希望する学校があるなど、本事業の効果が現れてきている様子がうかがえます。

また、家庭や地域との連携を軸にした教育活動の推進に向けて、学校支援・地域連携担当者連絡会を年2回（6月6日・2月10日）開催し、地域の協力者による実践報告や、浜須賀小学校と西浜中学校の2年間の実践研究の成果及び課題の報告、各学校の取り組みの情報交換などを行いました。

【取り組みの成果】

地域連携について、先進的な取り組みを行っている実践研究校2校及び各学校の取り組み状況等について情報共有を行うとともに、各学校が地域コーディネーターと連携しながら、地域全体で児童・生徒を育てていく意識の醸成に取り組むことができた。

【課題・今後の取り組み】

教職員が地域の方々と綿密な打合せを行いながら行事を実施することについては、教職員の負担感につながる場合もあることから、地域の方々と教職員とが日常的に情報共有を図れる体制づくりが必要であると考えます。

また、新学習指導要領に示されている「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、これからの社会を創り出していく子どもたちに求められる資質・能力を明確にし、学校と地域が一体となって連携・協働体制を構築していく必要があることから、本事業を通して、教職員の意識のさらなる向上を図っていきます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入については、近隣自治体における取り組みを踏まえ、実践推進校における令和3年度の本格導入に向け、学校と地域で協議を重ねていきます。その後、実践推進校における導入プロセスの検証を基に、全小・中学校における導入計画を検討します。

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	健康教育推進事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	② 健やかな心身の育成			
事業概要	健康教育推進委員会において、児童・生徒の健康および体力の向上を目指した研究協議を行います。 食育啓発ポスター、健康教育推進スローガン啓発ポスター、運動習慣啓発ポスターを全校配付し、学級指導等を通して、健康の保持・増進および体力向上の取り組みを推進します。 健康教育の推進に関する研修を実施するとともに、栄養教諭を中核としたネットワークによる食育の推進を図ります。			
指標（目標）	委員会の開催			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	2回	2回	2回	S
実績値	2回	2回	-	
事業名	外国人英語指導助手活用事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	③ 質の高い学びを実現する授業の展開			
事業概要	ネイティブスピーカーを活用した授業を実施できるよう、小学校高学年の外国語の授業に年間24時間程度、中学年の外国語活動の授業の年間11時間程度および中学校全学級に年間11時間程度、外国人英語指導助手を配置します。 事業の趣旨の理解や効果的な運用を図るために、各小・中学校の担当者を対象に「活用打合せ」および「活用検討会」を開催します。			
指標（目標）	小・中学校に外国人英語指導助手を配置する延べ日数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	年間1,100日	年間1,500日	年間1,500日	A
実績値	年間1,100日	年間1,100日	-	
事業名	小・中学校情報機器設備運営事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	⑥ 情報を活用する教育活動の展開			
事業概要	各小・中学校の児童・生徒が、I C Tを利活用して、効果的に学習に取り組んでいかれる環境を整えます。 すべての小学校において、より効果的なI C T環境を整備するため、令和元（2019）年度に予定していた公立小学校18校の情報機器の再配備について検討しました。 また、中学校においては、平成27(2015)年に配備した中学校13校の教育用パソコンについて、I C Tを活用することによる教育効果の向上に資するための搭載ソフトの見直しや保守料の確認などを進めます。			
指標（目標）	パソコンを使用して授業等を行った日数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	200日	200日	200日	S
実績値	200日	200日	-	

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策 1

学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進

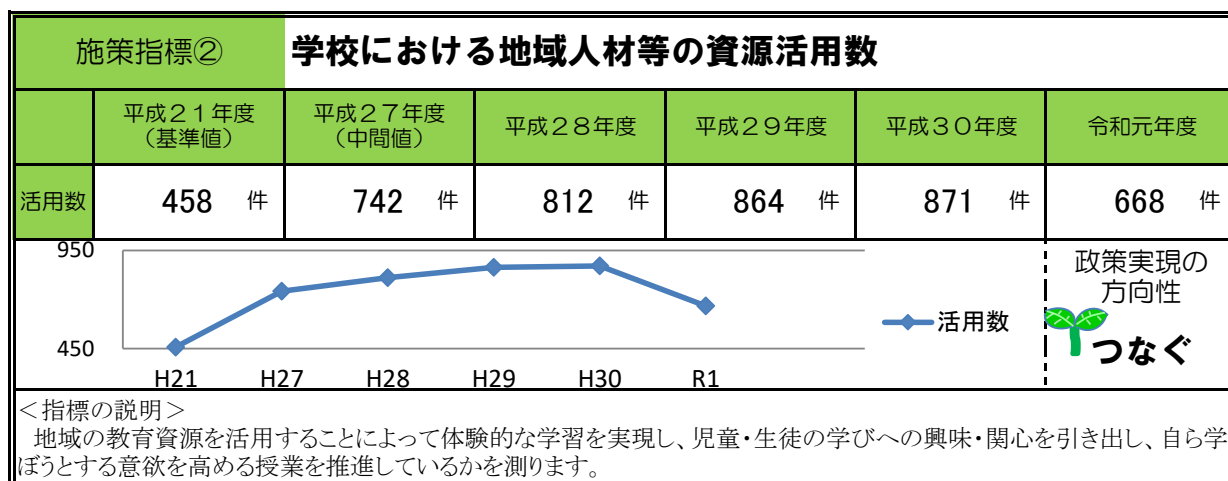
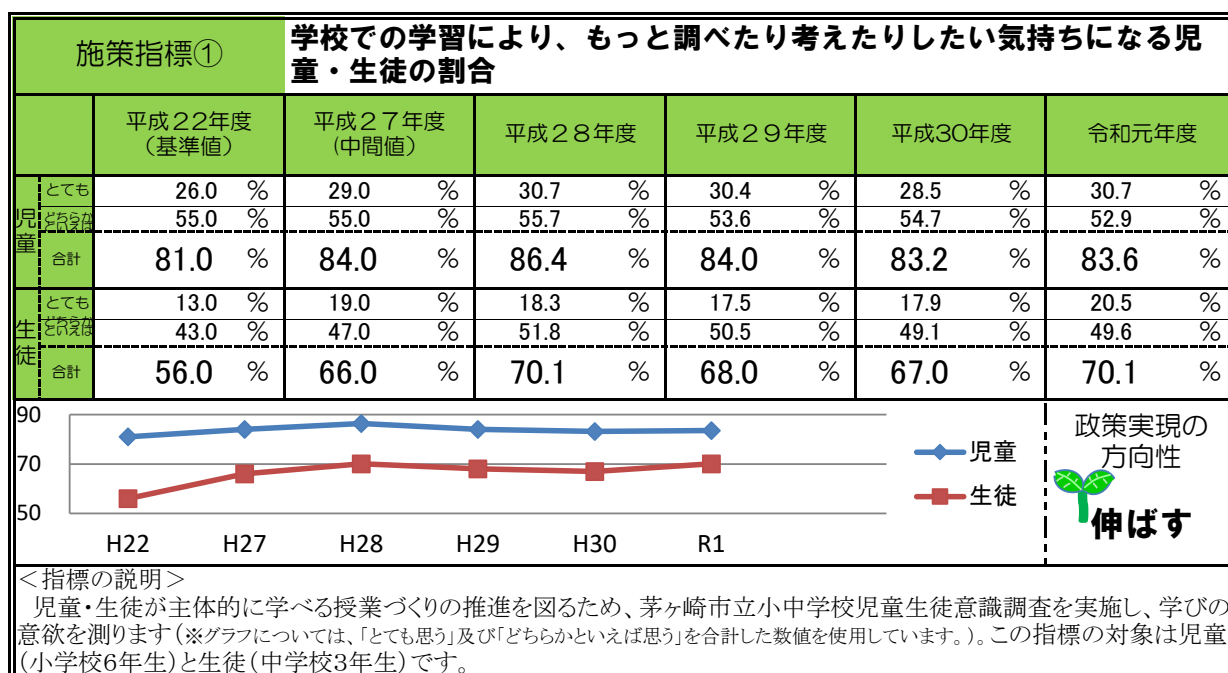


主体的に学べる授業づくりを軸とした教育を進め、児童・生徒の学びの意欲を高めます。

児童・生徒が、自ら学び続けると共に、学びあうことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくみます。

施策の方向

- ① 児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造
- ② 健やかな心身の育成
- ③ 質の高い学びを実現する授業の展開
- ④ 学校経営・学校評価の充実
- ⑤ 地域の教育資源を生かした教育活動の展開
- ⑥ 情報を活用する教育活動の展開



政策 1

施策 1

施策指標③

体力・運動能力調査項目の全国平均比

50m走（小学校5年生）

	平成21年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男子	9.27 秒	9.26 秒	9.27 秒	9.36 秒	9.27 秒	9.32 秒
全国平均	9.37 秒	9.38 秒	9.38 秒	9.37 秒	9.37 秒	9.42 秒
県内平均	— 秒	9.39 秒	9.39 秒	9.34 秒	9.34 秒	9.41 秒
女子	9.52 秒	9.66 秒	9.54 秒	9.64 秒	9.55 秒	9.64 秒
全国平均	9.64 秒	9.62 秒	9.61 秒	9.60 秒	9.60 秒	9.64 秒
県内平均	— 秒	9.69 秒	9.65 秒	9.62 秒	9.62 秒	9.67 秒

ソフトボール投げ（小学校5年生）

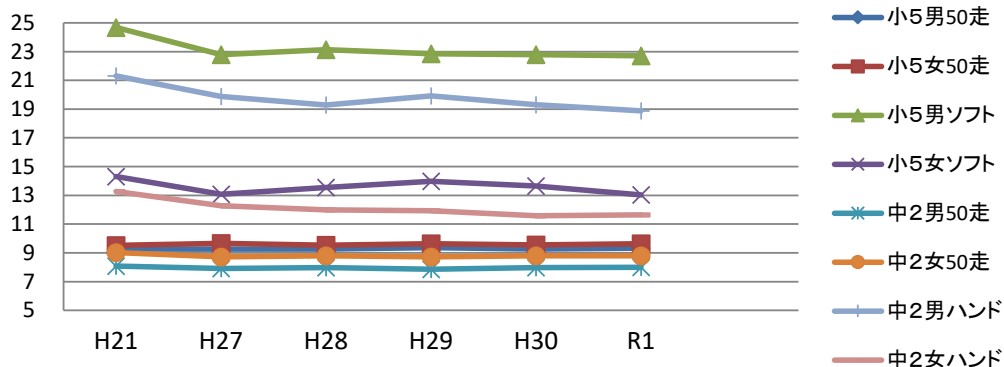
	平成21年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男子	24.68 m	22.79 m	23.14 m	22.85 m	22.79 m	22.71 m
全国平均	25.41 m	22.52 m	22.42 m	22.53 m	22.15 m	21.61 m
県内平均	— m	21.77 m	21.68 m	21.70 m	21.40 m	20.90 m
女子	14.31 m	13.08 m	13.54 m	13.97 m	13.65 m	13.03 m
全国平均	14.62 m	13.77 m	13.88 m	13.94 m	13.77 m	13.61 m
県内平均	— m	12.65 m	12.91 m	13.52 m	13.25 m	13.16 m

50m走（中学校2年生）

	平成21年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男子	8.08 秒	7.91 秒	7.97 秒	7.86 秒	7.97 秒	8.00 秒
全国平均	8.05 秒	8.01 秒	8.03 秒	7.99 秒	7.99 秒	8.02 秒
県内平均	— 秒	8.05 秒	8.10 秒	7.98 秒	7.98 秒	7.96 秒
女子	9.02 秒	8.72 秒	8.79 秒	8.72 秒	8.79 秒	8.79 秒
全国平均	8.90 秒	8.84 秒	8.83 秒	8.80 秒	8.78 秒	8.81 秒
県内平均	— 秒	8.88 秒	8.88 秒	8.78 秒	8.78 秒	8.77 秒

ハンドボール投げ（中学校2年生）

	平成21年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男子	21.31 m	19.88 m	19.29 m	19.91 m	19.30 m	18.88 m
全国平均	21.27 m	20.65 m	20.59 m	20.56 m	20.55 m	20.40 m
県内平均	— m	20.20 m	20.01 m	20.17 m	19.98 m	20.27 m
女子	13.27 m	12.28 m	12.00 m	11.92 m	11.58 m	11.65 m
全国平均	13.40 m	12.83 m	12.85 m	12.96 m	12.98 m	12.96 m
県内平均	— m	12.15 m	12.18 m	12.56 m	12.51 m	12.82 m



政策実現の
方向性
伸ばす

< 指標の説明 >

健やかな心身をはぐくみ、自主的に運動する習慣が身につくような指導の充実を目指して、全国平均値と市内児童・生徒の体力・運動能力値を比較し、課題等を把握します。

施策2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進



自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくみます。

いじめ、不登校などを早期に発見し対応できる体制を整えと共に、教育相談機能の充実を図ります。

施策の方向

① 「いのち・からだ・こころの教育」の推進

日常の学習や生活の中で、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互のコミュニケーションを通して人間関係を深めると共に、いのちの大切さを実感できるような「いのち・からだ・こころの教育」を進め、児童・生徒の内面に根ざした人間性や自律性をはぐくみます。

② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実

配慮を要する児童・生徒へのきめ細かな教育を実現するため、特別支援教育の充実や、外国籍児童・生徒への教育的配慮など、児童・生徒の状態等に応じた指導や支援を計画的、組織的にを行います。

③ 教育相談・支援体制等の整備・充実

児童・生徒が抱える問題や課題を早期に発見し、解決するためのスクールカウンセラーの配置など、必要な相談・支援ができる体制を充実します。

また、他機関との連携・協力のもと、相談者一人一人に応じた総合的・横断的な取組みをさらに進めます。

④ 児童・生徒の成長を促す幼稚園・保育園・小学校・中学校等の連携推進

児童・生徒の成長を見通し、継続的、発展的に教育を進めて、児童・生徒のより良い成長を促すことができるよう、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。

また、市内の県立学校や私立学校との連携や交流を進めます。

⑤ 児童・生徒が安心して学校生活その他の活動に取り組める環境づくり

「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・地域・家庭・関係機関・関係団体などと連携を図りながら、市全体でいじめの防止、早期発見、早期解決などに向けた取組みを推進します。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	特別支援教育巡回相談事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	②児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実			
事業実施の意図	特別支援教育体制の整備と充実を図ります。 特別支援教育相談員（臨床心理士）による巡回相談を実施し、特別な配慮を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現を目指します。			
事業概要	専門性のある特別支援教育相談員（臨床心理士）や指導主事がチームを組み、要請に応じて学校を訪問し、ケース会議で、課題の解決・改善に向け、具体的・専門的に助言します。 関係機関等と連携して、児童・生徒および保護者との相談を実施します。 学校やPTAおよび諸機関からの要請に応じて、発達障害に関わる研修や啓発活動を行います。			
指標（目標）	要請訪問相談件数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	450件	450件	450件	S
実績値	651件	672件	-	
【事業実績】 専門性のある臨床心理士や指導主事が中心となってチームを組み、学校等の要請に応じ、全小・中学校等において、計672件、延べ834人の相談等に対応しました。相談にあたっては、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育の実現を推進するため、保護者や学校関係者との相談を丁寧に行うとともに、関係機関との連携の充実を図りました。 また、医療や臨床心理の専門家である特別支援教育スーパーバイザーからのアドバイスにより、教育・心理・医療の3つの視点からの支援体制の充実を図りました。 さらに、学校や関係機関からの要請に応じ、臨床心理士を講師とした、発達障害に係る研修会等を5回行いました。 ＜研修会講師活動状況＞ ・特別支援教育担当者会・・・・・・1回 ・小学校校内職員向け・・・・・・1回 ・ふれあい補助員研修会・・・・・・2回 ・学校保健会・・・・・・・・・1回				
【取り組みの成果】 教育相談のコンサルテーションや保護者の個別の相談などに対して専門的な助言・支援を行いました。専門性のある臨床心理士と指導主事がチームを組んで巡回相談を行うことで、子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に向け、支援体制の充実を図ることができました。		【課題・今後の取り組み】 本事業への学校からの期待は大きく、訪問時間や回数の拡大を望む声が寄せられています。要請に応じて適時対応できていない点が課題です。要因は、学校からの相談ニーズが増加する中、相談員の人数が足りていないことがあります。 各学校との連携をさらに深め、特別な配慮を必要とする児童・生徒の個々のニーズに対応できる支援体制の充実を図っていきます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	ふれあい補助員派遣事業
------------	-------------

主管課	学校教育指導課
施策の方向	②児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実
事業実施の意図	特別な配慮を必要とする児童・生徒一人一人へのきめ細かな教育を実現します。
事業概要	特別な配慮を必要とする子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、小・中学校にふれあい補助員を派遣します。 通常学級担当、特別支援学級担当、個別支援担当それぞれのふれあい補助員が、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援や生活支援を行います。

指標（目標）	ふれあい補助員の派遣人数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	118人	118人	118人	S
実績値	118人	116人	-	

【事業実績】

特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習及び生活支援を行うため、各学校のニーズや状況を踏まえながら、合計で116人のふれあい補助員を派遣しました。

通常学級担当は、主に小・中学校の学級担任、教科担当教員の補助として63人のふれあい補助員が配置され、学習指導および生活指導の補助、指導用教材などの作成の補助、ケース会議などへの参加、遠足等校外行事への付き添いなどを行いました。

特別支援学級担当の39人のふれあい補助員は、特別支援学級に在籍している児童・生徒が学校生活を円滑に送れるよう学習支援および生活支援を行いました。

個別支援担当は、身体障害等や疾病に係るその他の心身の機能の障害により、歩行や排泄等の身辺処理を必要とする児童・生徒を対象に14人が配置され、移動や生活、学習などの介助、校外行事などにおける身辺介助、安全確保など、学校生活全般にわたって介助を行いました。

また、特別な配慮を必要とする児童・生徒に関する理解を深めるとともに、支援の在り方や関わり方の理解を深めるため、年間2回（4月4日・10月17日）の研修会を開催しました。

【取り組みの成果】

ふれあい補助員が、児童・生徒の特性と発達段階に応じたきめ細かな支援を行うことで、学習活動に対する自信と意欲を引き出すことにつながり、校外活動など、さまざまな活動場面で安全に取り組むことができ、多様な教育活動が可能となりました。

【課題・今後の取り組み】

近年、児童・生徒一人一人の態様は、複雑化・多様化しており、学校においては、保護者への対応を含め、よりきめ細かな指導や支援が求められています。ふれあい補助員につきましては、学習指導や生活指導等の教員の補助業務が主な役割であり、保護者への直接的な対応は行わず、担任等と緊密な連携を図りながら、子ども一人一人の状況に応じた指導・支援を行っています。

ふれあい補助員の業務における課題を的確に把握し、教員の補助的役割として、児童・生徒に適切な指導や支援を行える、ふれあい補助員の資質向上を図るための研修会を実施します。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	心の教育相談事業			
主管課	教育センター			
施策の方向	③教育相談・支援体制等の整備・充実			
事業実施の意図	学校内における相談活動の充実を図ります。 児童・生徒が相談を必要としているときに相談室が開室している状況を整え、一人一人の児童・生徒に寄り添って話を聞くことができる環境を整えます。			
事業概要	市内全小・中学校32校に心の教育相談員を配置します。 児童・生徒の身近に第三者的存在となり得る心の教育相談員を配置し、児童・生徒の悩み相談・話し相手となり、ストレスを和らげることを通して、心に安らぎを与えます。 相談しやすい環境を整えます。			
指標（目標）	心の教育相談員の勤務日数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	年間160日	年間160日	年間160日	S
実績値	160日	160日	-	
【事業実績】				
心の教育相談員は、スクールカウンセラーのように公認心理師や臨床心理士の専門的な資格を必要としておりませんが、児童・生徒が気軽に相談できる第三者的な存在として、全小・中学校合わせて計32名配置しております。児童・生徒の悩み事などの話し相手となることで、ストレスの軽減を図り、心の安らぎを与えるように取り組んでいます。 令和元年度(2019)年度の心の教育相談件数は、3月から学校が臨時休業となった影響もあり、平成30(2018)年度と比較して減少しましたが、8万1187件となりました。主な相談内容としては、児童・生徒が休み時間に相談室を訪れ、相談員とのふれあいを通して心の安定を図るふれあい相談が7万2996件(全体の約90%)、不登校相談が3776件(全体の約5%)、友人関係の相談が1294件(全体の約2%)となりました。また、相談日を固定することにより、不登校児童・生徒の学校での相談対応することもできました。 その他、心の教育相談員の資質向上や相談業務の充実を図るための取り組みとしては、年4回の大学教授等のスーパーバイザーによる研修会、年1回の選択研修、年3回の中学校区連絡会、年2回のスクールカウンセラーとの合同連絡会、青少年教育相談担当指導主事による心の教育相談室への巡回等を実施しました。				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
心の教育相談員が、先生や友だちと良い関係を築けずにストレスを感じる子どもとふれあい相談をすることで、子どもに安心感を与え、ストレスを軽くして、子どもが教室に戻れるように支援することができました。また、相談を通して、子どもが家庭内のトラブルで悩んでいることを把握し、教員に情報提供することで、適切なチーム支援が可能となり、子どもが安心して生活できるようになりました。		世の中の大きな変化により、子どもが抱える問題が多様化・複雑化する中で、心の教育相談員が、子どもたちから様々な相談を受けている状況があります。心の教育相談員は公認心理師、臨床心理士のような心理の専門家ではないことを踏まえ、様々な相談に対応し、子どもを支援できるよう、今後も資質向上を目的とした年3回の研修会や心の教育相談員同士が情報共有できる機会等を設定していきます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	青少年教育相談事業
------------	-----------

主管課	教育センター
施策の方向	③教育相談・支援体制等の整備・充実
事業実施の意図	青少年の健全な育成、非行防止および自立を目指します。 児童・生徒、青少年の全人的発達を支援します。
事業概要	青少年の健全育成へのよりよい支援・相談業務を推進するために、スーパーバイザーの指導助言を受けながら、電話相談（青少年相談、一般教育相談、「こころ」の電話相談、「いじめ」電話相談、特別支援相談）および面接（来所）相談を実施します。 学校およびあすなろ教室（適応指導教室）に通うことができないひきこもり傾向の児童・生徒への支援・相談業務として、不登校児童・生徒訪問相談を実施します。

指標（目標）	相談体制の維持			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	青少年教育相談員10人	青少年教育相談員10人	青少年教育相談員10人	S
実績値	10人	10人	-	

【事業実績】

青少年の健全育成にむけてよりよい支援・相談業務を推進するため、青少年相談員・一般教育相談員が電話相談、心理相談員が面接（来所）相談や小・中学校要請教育相談、訪問相談員が不登校児童・生徒訪問相談を実施し、青少年が抱える問題及び不安や悩みを受け止め、支援しました。令和元（2019）年度の青少年教育相談件数は、面接（来所）相談が1785件、電話相談が356件、小・中学校要請教育相談、訪問相談はありませんでした。相談内容の種別で最も多いものは平成30（2018）年度と同様に「不登校・ひきこもり」でした。次に多い相談内容は「発達障害」となりました。平成30（2018）年度までは「性格行動上の問題」でしたが入れ替わりしました。

また、相談者により適切な支援ができるように、学校、市家庭児童相談室等の関係機関との連携にも力を入れ、ケース会に出席し、役割の確認、情報の共有を行い、児童・生徒及び保護者に対する心のケアに努めました。その他、青少年教育相談室内のケース会議も開催し、それぞれの相談ケースや事業内容の見直し等を検討しました。

令和元年度のあすなろ教室には、本通室・仮通室あわせて23名が通室しました。あすなろ教室への通室を通して、社会的自立に向けて支援することができました。

【取り組みの成果】

青少年教育相談事業の中では、学校や家庭と緊密に連携することで、特に不登校の子どもの支援において成果が見られました。不登校の子どもが相談員との面接相談を通して気持ちを和らげ、あすなろ教室に通室できるようになり、人と関われるようになりました。また、あすなろ教室に通室することで、自己肯定感を高め、授業や行事に少しずつ参加できるようになった子どももいました。

【課題・今後の取り組み】

不登校の子どもたちへの支援はあすなろ教室等では成果も表れていますが、不登校児童・生徒訪問相談が十分に活用されていない状況もあります。訪問相談員の相談活動は、子どもの登校への不安を和らげることができるとともに、第三者的な立場の人と話ができる貴重な機会になると考えられるので、まずは登校が困難な子どもがいる学校に訪問相談に関する情報を提供していきます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	いじめ防止対策推進事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	⑤児童・生徒が安心して学校生活その他の活動に取り組める環境づくり			
事業実施の意図	いじめのない社会の実現を目指し、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に掲げる基本理念のもと、市全体でいじめの未然防止・早期発見・早期解決への取り組みを進めます。			
事業概要	「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期解決のため、いじめ防止プログラムなどの取り組みを推進します。 いじめ防止のための調査研究を実施し、情報共有を図り、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築します。			
指標（目標）	いじめ防止対策調査会開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	2回	2回	2回	S
実績値	2回	2回	-	
【事業実績】				
各小・中学校から、「いじめ、問題行動等についての月例報告」を受け、認知したいじめ等の早期解決に向けた具体的な支援策について、弁護士有資格職員やスクールソーシャルワーカー、指導主事による指導・助言を丁寧に行いました。 児童・生徒指導担当教員研究会では、弁護士有資格職員や県教育委員会の指導主事による児童・生徒指導の充実をテーマとした研修会を開催し、いじめ等、さまざまな課題への組織的な対応の重要性について、再確認を行うなどして、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図りました。 「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」では、定例会を年2回開催し、本市におけるいじめ問題の現状について情報共有及び共通理解を図るとともに、今後のいじめ防止対策等について協議を実施しました。その中で、過去の事例からいじめに関する適時的確な記録方法が課題であると指摘があり、各学校における現状及び課題を把握するため、学校におけるいじめの記録の取り方に係る調査を実施しました。 また、令和元（2019）年12月に「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」を開催し、児童・生徒をはじめ教職員や保護者など多くの参加者において、学校におけるいじめ防止等に係る児童・生徒の主体的な取り組み事例の共有を図るとともに、令和2（2020）年3月に「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」を改定・公表し、各小・中学校においていじめ防止対策の推進に取り組みました。				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
弁護士有資格職員が、いじめ防止等の取り組みに係る組織対応の在り方や、調査の進め方に係る具体について教職員に示すことにより、認知したいじめに適時適切に対応できるようになりました。 また、「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」の開催により、いじめ防止等に係る児童・生徒の主体的な取り組みの推進を図ることができました。		改定した方針を基に、各学校のいじめ防止基本方針を見直し、いじめ防止等の取り組みに係る組織的かつ適時適切な対応の在り方について、教職員の共通理解を図っていくことが必要です。 教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関・団体、市長部局が連携し、市全体が一丸となって、いじめ防止等の取り組みを推進できるよう、方針内容の周知・啓発に取り組みます。		

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	特別支援学級増設事業（小学校）			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実			
事業概要	「茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会」を組織します。 児童の状況、通学距離、学校施設の使用状況などの状況を把握します。 小学校特別支援学級の増設および準備を行います。			
指標（目標）	小学校の特別支援学級を増設する校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	-	1校	-	A
実績値	-	0校	-	
事業名	みんなの教室運営に伴う教育活動整備事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実			
事業概要	インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、特別な配慮を必要とする児童・生徒の状況に応じて、適切な合理的配慮を行うための校内体制の整備を行います。 みんなの教室の運営に伴って教育的環境を整備します。 学習に使用する補助教材・備品等を購入していきます。			
指標（目標）	みんなの教室の設置校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	1校	1校	1校	A
実績値	1校	0校	-	
事業名	特別支援教育支援事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実			
事業概要	特別な配慮を必要とする児童・生徒の個別支援や交流事業を実施します。 特別支援学級在籍児童・生徒の茅ヶ崎市屋内温水プールへの送迎、茅ヶ崎養護学校の児童・生徒との交流のための送迎、社会参加や自立活動、相互交流のための各活動場所への送迎を行います。 下肢障害などのある児童・生徒のために階段昇降車を貸し出すとともに、宿泊を伴う行事に参加する際には介助員を派遣します。			
指標（目標）	響きあい交流送迎バス活用事業に係るバス台数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	77台	77台	63台	S
実績値	72台	73台	-	
事業名	就学相談事業			
主管課	学校教育指導課			
施策の方向	② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実			
事業概要	特別な配慮が必要である次年度就学幼児および学齢児童・生徒に対し、教育的ニーズに応じた就学相談を行います。 必要に応じて、学校見学や体験授業を実施するとともに、就学指導委員会を開催し、協議を行います。 就学前の学校との相談や、就学後の支援を実施します。			
指標（目標）	就学指導委員会開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	8回	8回	8回	S
実績値	8回	8回	-	

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策 2

心がふれあい安心して学べる学校教育の推進



自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくみます。

いじめ、不登校などを早期に発見し対応できる体制を整えると共に、教育相談機能の充実を図ります。

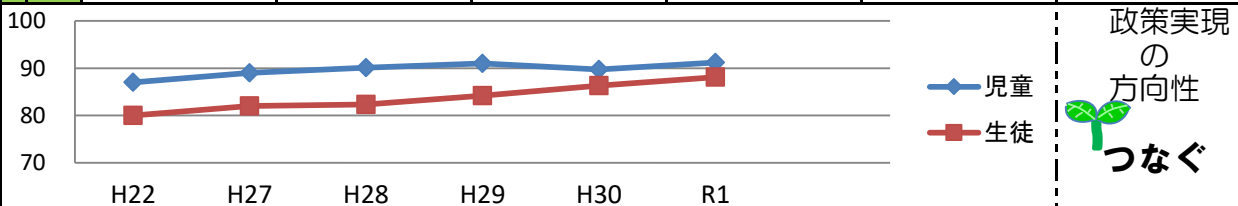
施策の方向

- ① 「いのち・からだ・こころの教育」
- ② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実
- ③ 教育相談・支援体制等の整備・充実
- ④ 児童・生徒の成長を促す幼稚園・小学校・中学校等の連携促進

施策指標①

授業が分からない時、先生や友達が助けてくれると思っている児童・生徒の割合

	平成22年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童						
ととも	44.0 %	44.0 %	50.0 %	54.9 %	49.5 %	53.6 %
どちらか	43.0 %	45.0 %	40.1 %	36.1 %	40.2 %	37.6 %
合計	87.0 %	89.0 %	90.1 %	91.0 %	89.7 %	91.2 %
生徒						
ととも	30.0 %	35.0 %	33.6 %	35.9 %	37.6 %	40.9 %
どちらか	50.0 %	47.0 %	48.7 %	48.3 %	48.7 %	47.2 %
合計	80.0 %	82.0 %	82.3 %	84.2 %	86.3 %	88.1 %

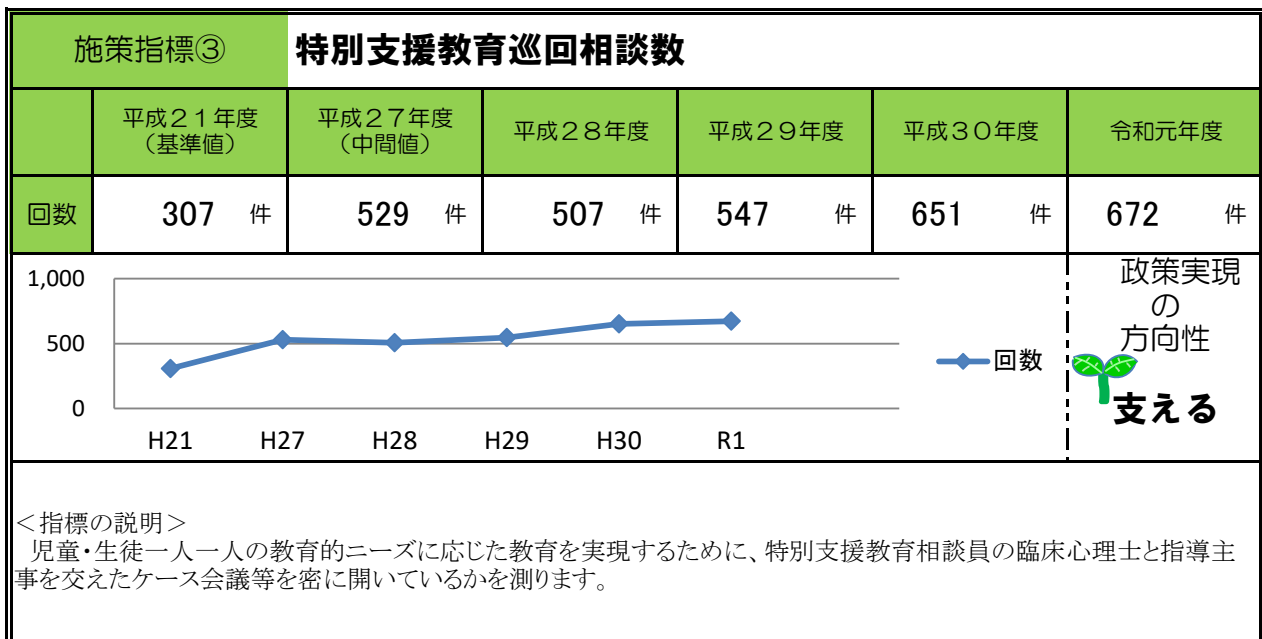
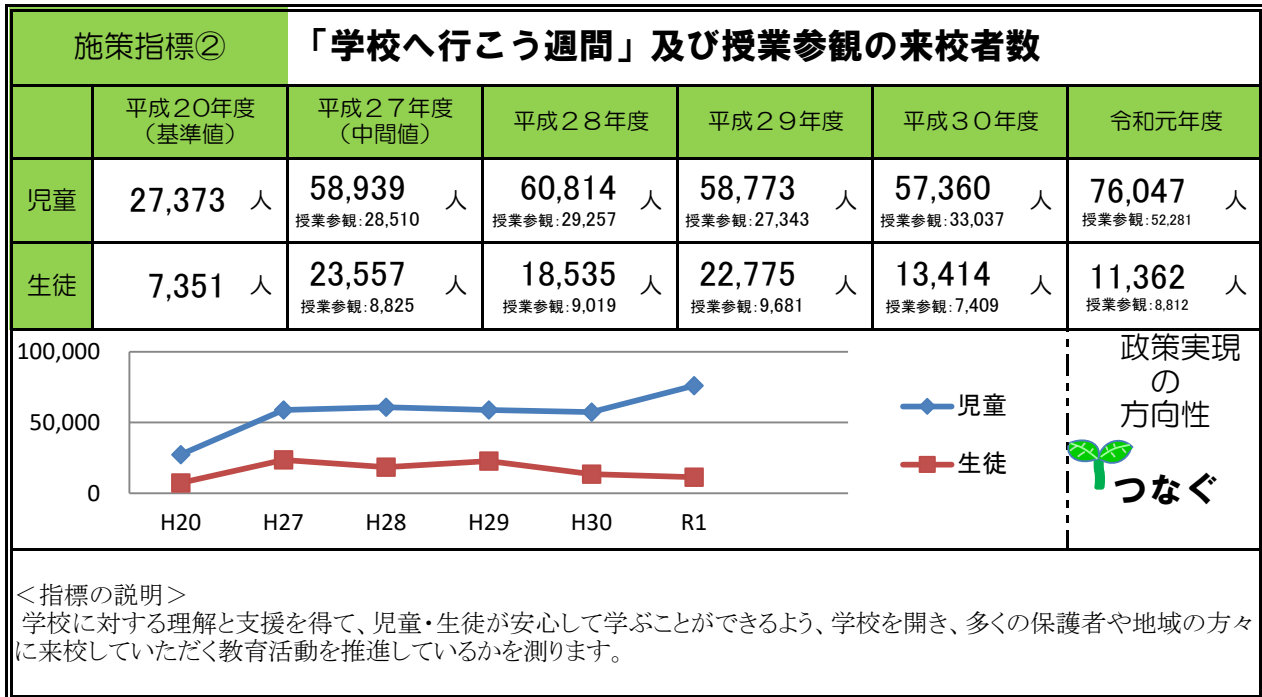


<指標の説明>

児童・生徒が他者と協調し、安心して学べる学校教育の推進を図るため、茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査を実施し、他者への意識を測ります。(※グラフについては、「とても思う」及び「どちらかといえば思う」を合計した数値を使用しています。)

政策 1

施策 2



施策3 質の高い学びを実現する学校づくりの推進



児童・生徒の人格形成に関わる教職員としての資質や指導力向上のために必要な研修の機会及び場を提供します。

教職員が自主的、自覚的に研修ができるよう学校支援を行います。

施策の方向

① 質の高い授業実践に向けた学校内研修の充実

学習内容・指導方法に関する実際的な授業研究を踏まえた学校内研修を活性化し、質の高い授業を目指す学校づくりを実現します。

また、そうした学校内研修がより充実していくよう、他の教育研究機関や研究者との連携を通して、学校支援を行います。

② 学びを創る教職員の育成

教職員の指導力向上を図るため、研修環境を整備・充実するとともに、子どもの学びの質を高める教育の実現に向けて、採用時点から経験年数に応じた継続性のある研修を計画的に実施します。

③ 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

教育関係機関等との連携を進め、教育活動の実践展開に役立つよう、多様な情報を収集し、蔵書検索システム等の充実により、教職員に適切な情報を提供します。

④ 教職員の人材確保と適正な配置

教職員が授業の質の向上を目指して、日々の授業実践や授業改善を進めると共に児童・生徒一人一人に向きあった教育活動を創造できるよう、教職員体制を整備し、そのための人材の確保と教職員の計画的な配置を行います。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	市費教員任用事業			
主管課	学務課			
施策の方向	④教職員の人材確保と適正な配置			
事業実施の意図	さまざまな学校課題に臨機応変に対応します。			
事業概要	児童・生徒が授業離脱や集団生活になじめず教室を飛び出してしまうといった、さまざまな教育課題への臨機応変な対応、ティームティーチングや個別指導、経験年数の短い教職員へのアドバイスの実施など、児童・生徒の学習の質を高め、学校教育の質を高め、学校教育の充実を図るために市費による教員を任用します。			
指標（目標）	市費教員(非常勤嘱託職員)の任用			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	13人	14人	15人	S
実績値	28人	24人	-	
【事業実績】 教職員が児童・生徒一人一人に向き合った教育活動を創造できるよう、また代替教員が人手不足により適切に任用されないなど、学校の状況に応じた緊急対応として、市費による教員を任用し、配置しました。 各学校から報告のあった課題について、学校の現状を確認し、年度途中からの任用も含め、小学校17人、中学校7人を採用し、配置校の教員と協力して課題解決に向け取り組みました。また、管理職（校長）を務めた方を任用し、経験年数の短い教員への指導員的な役割も担ってもらっています。				
【取り組みの成果】 個別支援や周囲の子どもたちへの指導等により、健康面で配慮が必要な子どもの安全・安心な学校生活に繋がりました。また、集団学習を苦手とする子供への別室個別対応が充実し、不登校児童・生徒数の減少に繋がったと捉えています。子育てに悩む市民のニーズに応えることができました。また、経験の短い教員、新任管理職へのサポート等により、安定した学校経営にも効果がありました。		【課題・今後の取り組み】 子どもたちの様々なニーズに応えるための資質・能力が教員に求められる中、人材の確保が困難であることが大きな課題の一つです。市民の多様なニーズに丁寧に応えていくため、また本市の目指す教育施策の実現のため、積極的に県や他市町、教員養成大学等との連携を図り、滞りなく教員を配置し、学校教育の充実を図ります。		

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策3

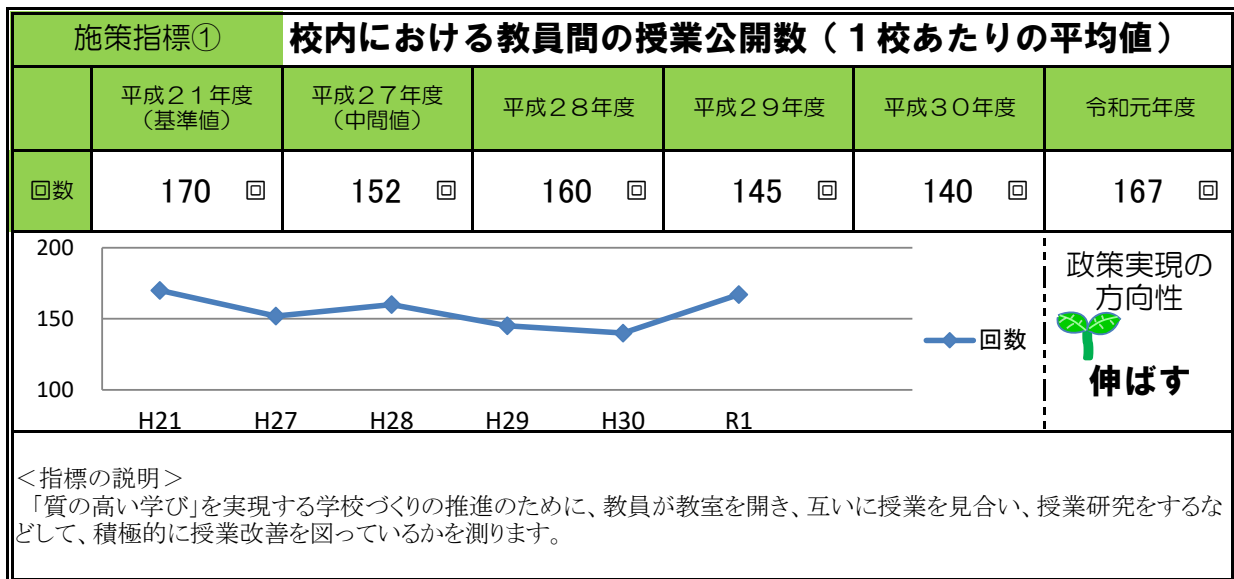
質の高い学びを実現する学校づくりの推進



児童・生徒の人格形成に関わる教職員としての資質や指導力向上のために必要な研修の機会及び場を提供します。
教職員が自主的、自覚的に研修ができるよう学校支援を行います。

施策の方向

- ① 質の高い授業実践に向けた学校内研修の充実
- ② 学びを創る教職員の育成
- ③ 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供
- ④ 教職員の人材確保と適正な配置



政策 1

施策 3

施策指標②		研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合				
	平成21年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
割合	58.0 %	81.7 %	82.7 %	83.5 %	83.5 %	83.4 %
90 70 50 H21 H27 H28 H29 H30 R1 ◆ %						政策実現の 方向性  伸ばす
<指標の説明> 教職員の資質や指導力の向上を図るため、効果的な研修・講座を提供できているかについて、参加者の意識を測ります。 ＊グラフについては、「学習指導講座」「調査研究発表会」参加教職員からのアンケート(4件法)の回答のうち、「大いに思う」「強く思う」と回答した人数を数値として使用しています。						

施策指標③		各学校での「学習指導講座」の開催回数				
	平成21年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	9 回	19 回	19 回	19 回	19 回	19 回
中学校	7 回	13 回	13 回	13 回	13 回	13 回
20 10 0 H21 H27 H28 H29 H30 R1 ◆ 小学校 ■ 中学校						政策実現の 方向性  伸ばす
<指標の説明> 教職員が自主的に研修できるよう、学校内研修の充実のための支援ができているかを測ります。						

施策 4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備



児童・生徒がこころよく、安全・安心な空間で学校生活が送れるよう教育環境を整備します。

経済的な理由で就学等が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の理念に基づき支援します。

施策の方向

① 安全で快適な教育環境の充実

児童・生徒が快適で充実した教育環境の中で学べるよう学校施設を環境に配慮した施設へと改修(大規模改修事業や環境改善事業)すると共に、太陽光発電等の導入や学校の緑化を実施します。

また、学校備品や遊具等の計画的な整備を進めます。

さらに、大規模改修後の学校施設の建替えについて、課題の整理を行い、長期展望に立った計画づくりに取り組みます。必要に応じた学校規模の適正化を行います。

また、児童・生徒及び教職員の健康管理や学校の保健衛生を充実します。

② 就学支援等の充実

経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助、特別支援学級の児童・生徒に係る就学奨励費の支給など、子どもたちを取り巻く社会情勢・生活環境等の変化に対応した支援制度を充実します。

③ 学校内外における児童・生徒の安全対策

児童・生徒の安全を脅かす事件や事故、自然災害に対応した学校安全計画を策定し、充実をさせます。

また、警察等関係機関や地域のボランティア等との連携・協力により、学校安全体制を強化します。

④ 安全で安心できる学校給食の充実

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い給食を提供すると共に、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

また、学校給食調理場の整備を行います。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	施設整備事業(小・中学校)			
主管課	教育施設課			
施策の方向	①安全で快適な教育環境の充実			
事業実施の意図	市内小学校19校・中学校13校の学校施設を維持します。 学校教育、地域活動を行う上で危険な状態にある運動場を改修します。 夏季および冬季における普通教室の適切な教育環境を確保します。			
事業概要	小・中学校施設の老朽化の進行により不具合が生じ、学習環境に支障をきたすことがないよう、校舎等の修繕工事を実施します。 また、小学校全19校・中学校全13校の普通教室に対して、学校環境衛生基準に基づく学習環境整備のため、空調設備の整備を実施します。			
指標（目標）	施設整備実施校（改修・空調）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	小学校19校(改修) 中学校13校(改修・空調)	小学校19校(改修・空調) 中学校13校(改修)	小学校19校(改修) 中学校13校(改修)	S
実績値	小学校19校(改修) 中学校13校(改修・空調)	小学校19校(改修・空調) 中学校13校(改修)	-	
【事業実績】 小・中学校の施設は経年劣化による老朽化が進み、故障などの不具合を修繕委託や教育施設業務員による部品交換等の補修作業により適宜対応しております。 令和元年度は、小出小学校校舎東側トイレ改修工事、梅田小学校2階屋上防水改修工事、室田小学校校舎西側トイレ改修工事、浜之郷小学校屋上防水改修工事、第一中学校庇改修工事、松林中学校（北棟）サッシ改修工事、鶴が台中学校放送設備改修工事、小・中学校防犯カメラ設置工事などを実施しました。 また、小学校19校の普通教室に空調設備を設置し、それに伴う受変電設備の改修工事を実施しました。				
【取り組みの成果】 小学校全19校の普通教室に空調設備が設置されることにより、夏季の学習環境の改善を図ることができました。また、安全・安心な学習環境を目指し、市立小・中学校に防犯カメラを設置しました。これにより、学校におけるセキュリティの強化、万が一犯罪が発生した場合の早期解決やその抑止などが期待できます。		【課題・今後の取り組み】 各学校施設の老朽化が進む中、施設環境の改善を図ることは大変重要な課題です。全小・中学校の改修には、計画的な改修工事が必要であり、今後も国からの補助等を活用し、実施を検討してまいります。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	要保護及び準要保護児童（生徒）就学援助(小・中学校)
------------	----------------------------

主管課	学務課
施策の方向	②就学支援等の充実
事業実施の意図	経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者への学用品費などの必要な経費を援助します。就学機会均等を図ります。
事業概要	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に就学援助費を支給します。併せて、就学援助制度の周知を行うとともに、子どもたちを取り巻く社会経済情勢・生活環境などの変化に対応した制度運用を図ります。また、給食費未納者対策として学校給食費の校長口座への振り込みを実施します。

指標（目標）	支給回数			評価
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
目標値	年3回 (小学6年生のみ年4回)	年3回 (小学6年生のみ年4回)	年3回 (小学6年生のみ年4回)	
実績値	年3回 (小学6年生のみ年4回)	年3回 (小学6年生のみ年4回)	-	

【事業実績】

令和元（2019）年度は、小学校で2427件、中学校で1301件の申請件数があり、認定審査の結果、小学校で2151件、中学校で1189件の認定を行いました。

その結果、新入学学用品費、通学用品費、遠足やキャンプなどの校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、めがね購入費など、就学援助として該当する経費の全額または一部を支給した件数は、小学校で延べ6616件（うち、新小学1年入学準備金235件）、中学校で延べ3962件（うち、新中学1年入学準備金398件）となりました。

併せて、前年度に引き続き、給食費未納者対策として、学校給食費の校長口座への振り込みを継続実施し、滞納の未然防止に努めました。

また、新入学学用品費については、新小学1年生を3月に、新中学1年生は1月に、それぞれ継続して前倒し支給を行いました。

【取り組みの成果】

新入学生に対する入学学用品費の前倒し支給を行ったことで、入学準備に伴う高額な負担を少しでも軽減することができました。

また、制度周知については、年度当初の4月に、全校児童・生徒にお知らせと申請書の配布を行うとともに、10月には就学援助のリーフレットの配布を行い、広報紙やホームページ等による制度の周知活動を行った結果、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、着実な支援を行うことができました。

【課題・今後の取り組み】

全国的な制度でありながら、準要保護者は国や県からの補助制度がなく、市単独の事業となっています。支給する単価については、国が要保護者（生活保護受給者）に対して支給する基準単価を参考としているため、毎年、変更される新たな費目の新設や単価の上昇等に合わせ支給することが、困難な状況となっています。

今後、近隣市の状況を確認し、基準単価の検討とともに、予算の確保に取り組みます。

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	中学校大規模改修整備事業			
主管課	教育施設課			
施策の方向	① 安全で快適な教育環境の充実			
事業概要	築30年を超える学校を対象として、校舎の外壁、屋上防水、内装およびトイレなどを改修します。			
指標（目標）	改修工事実施校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	-	設計1校	-	S
実績値	-	設計1校	-	
事業名	小学校トイレ改修整備事業			
主管課	教育施設課			
施策の方向	① 安全で快適な教育環境の充実			
事業概要	築年数が20年以上経過した学校トイレの3K（暗い、臭い、汚い）の解消に向けて、明るく、快適なトイレ空間を作り、衛生面における環境の改善を図ります。			
指標（目標）	トイレ改修実施校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	-	設計2校	-	S
実績値	-	設計2校・実施2校	-	
事業名	特別支援教育就学奨励費に係る事務（小・中学校）			
主管課	学務課			
施策の方向	② 就学支援等の充実			
事業概要	障害のある児童・生徒が小・中学校の特別支援学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ補助します。			
指標（目標）	受給者数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	(小学校)98人 (中学校)45人	(小学校)99人 (中学校)45人	(小学校)100人 (中学校)45人	A
実績値	(小学校)64人 (中学校)41人	(小学校)69人 (中学校)35人	-	
事業名	鶴嶺小学校大規模化対応のための調理場改修等事業			
主管課	学務課			
施策の方向	① 安全で快適な教育環境の充実			
事業概要	備品として給食用回転釜とクラス用配膳車を購入し、給食用消耗品として給仕用具等を購入します。			
指標（目標）	鶴嶺小学校給食提供可能食数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	1200食	1280食	1380食	S
実績値	1135食	1199食	-	

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策 4

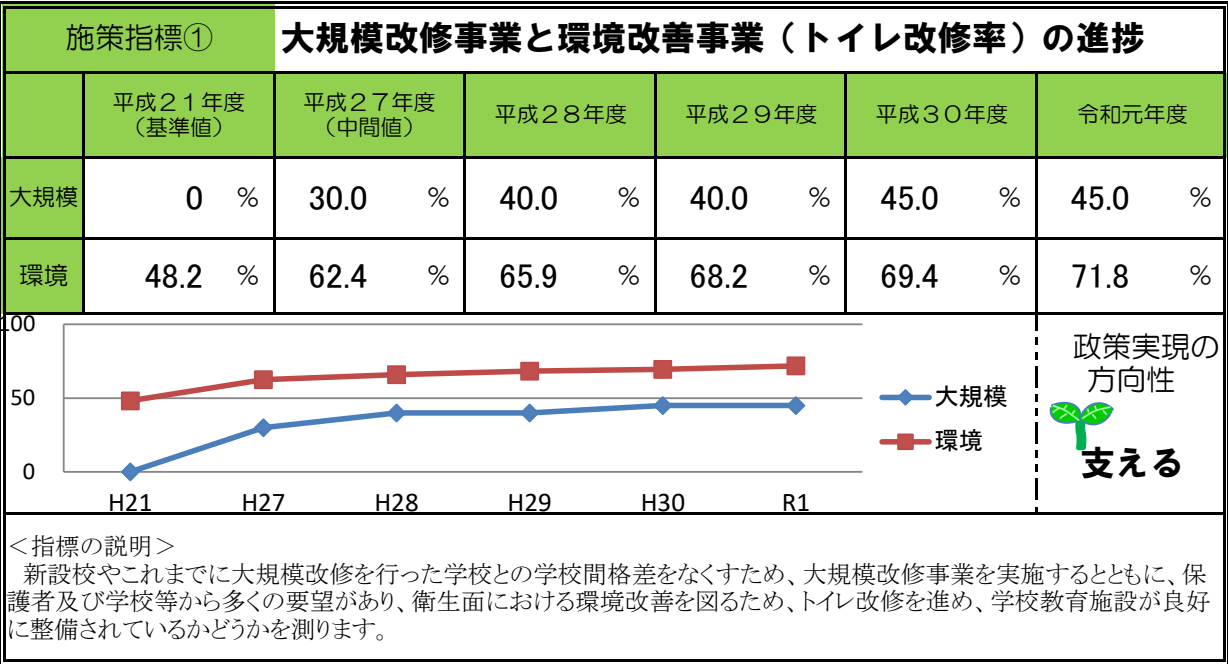
安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備



児童・生徒がこころよく、安全・安心な空間で学校生活が送れるよう教育環境を整備します。
経済的な理由で就学等が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の理念に基づき支援します。

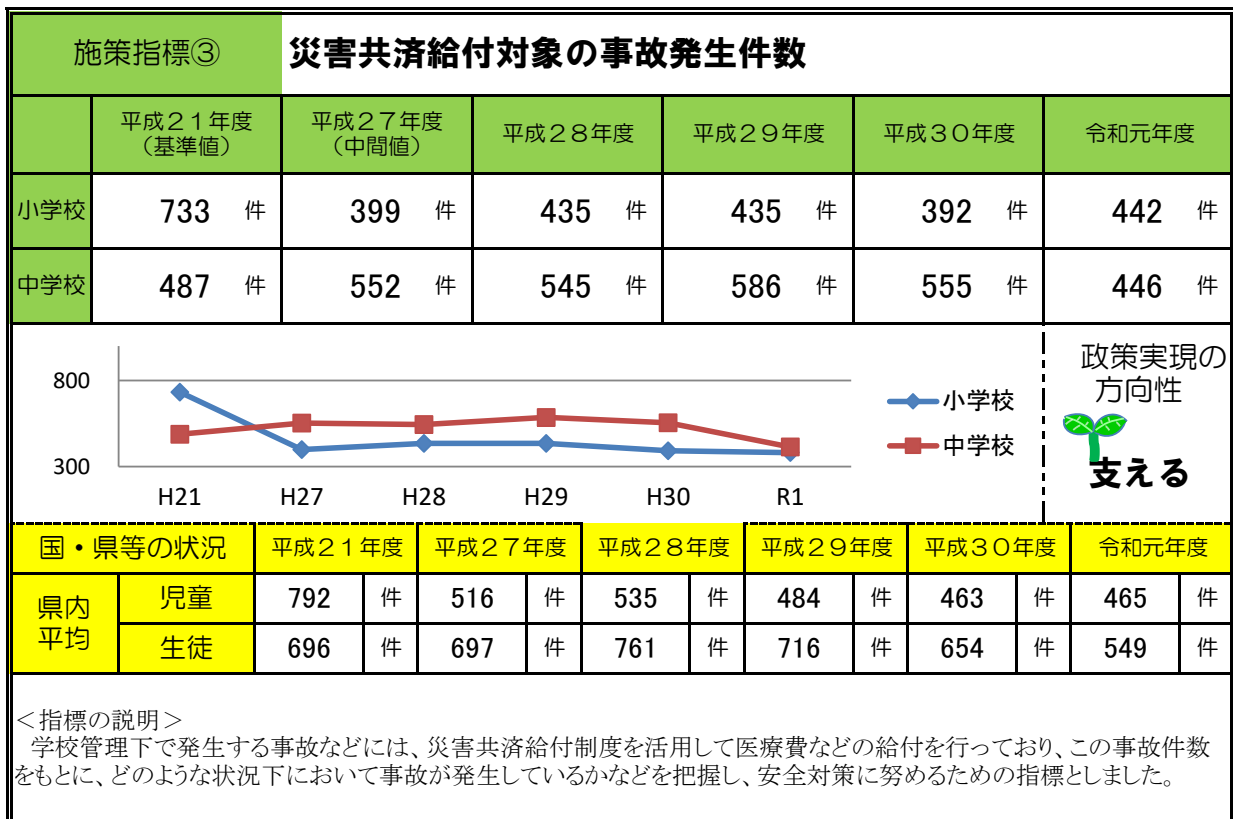
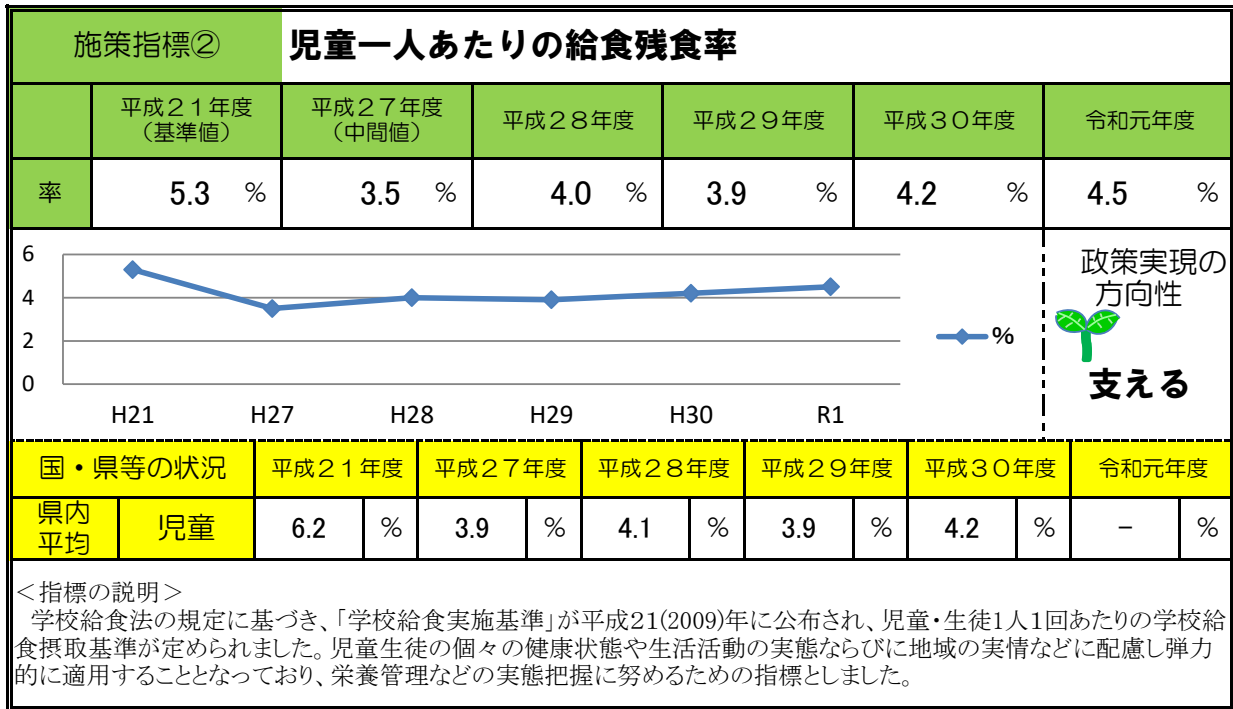
施策の方向

- ① 安全で快適な教育環境の充実
- ② 就学支援等の充実
- ③ 学校内外における児童・生徒の安全対策
- ④ 安全で安心できる学校給食の充実



政策 1

施策 4



政策 1 「豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実」に関する知見

まず、政策 1 「豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実」についてです。

政策 1 の評価対象事業は 22 事業で、所属における自己評価は、活動指標の目標値と実績値を比較して行われており S 評価が 18 事業、A 評価が 4 事業という結果となっています。

政策 1 の目標は、児童・生徒が意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりをさらに進めること、「学びの質」を高め、より実感（対象との内面的対話）を伴う学びを創り出し、生きる力をはぐくんでいくとしています。

この目標実現のために 4 つの施策が位置づけられています。

施策 1：学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進

施策 1 の目標は、主体的に学べる授業づくりを軸に、児童・生徒の学びの意欲を高めること、児童・生徒が学び続け、学び合うことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくむことを掲げ、各事業の展開が図られています。施策 1 の評価対象事業は 6 事業で、5 事業が S 評価で 1 事業が A 評価という結果となっています。

主要な事業として取り上げられている 3 事業について順次、知見を述べていきます。

まず、「特色ある教育課程の創造推進事業」では、特色ある学校づくりに向けて、毎年、小学校 6 校、中学校 3 校を推進研究校に指定して、継続的な取り組みとして施策 1 の柱の事業となっています。指導主事による定期的な学校訪問による適切な指導・助言、研究校での成果を共有する場としての研究発表会の開催等が着実に積み重ねられており、茅ヶ崎市の全小・中学校が学校全体で研究に取り組む基盤が整ってきているものと評価できます。

2 点目は、「児童・生徒指導推進事業」についてです。

施策の方向性に示されているように、健やかな心身の育成は確かな学力の育成とともに、学校教育の重要な柱の一つであり、その推進を担う担当教員の役割は重要であると言えます。多様化・複雑化している児童・生徒の問題や取り巻く環境等への適切な対応のためには、担当する教

職員の資質の向上と「チーム学校」として専門的な知識や技術を有した方との連携・協力が不可欠です。事業実績には、専門家との連携を深めることで担当教員の資質向上が図られていることから児童・生徒指導担当教員研究会を4回から3回の開催としたとあります。こうした資質・向上が図られた結果として、多様化・複雑化する問題行動等への未然防止・早期発見・早期対応に向けたネットワークが日常的に機能し、問題の解決につながるものが何より重要であると考えます。

併せて、子どもや保護者にとってのセーフティーネットは、一つでも多く、選択肢が多様であることが重要です。必要な情報が確実に家庭に届き、具体的な対応へつながることが未然防止・早期発見・早期対応につながります。是非とも、不登校児童・生徒の支援の在り方やいじめ問題への組織的対応について検討する中で、具体的な支援策を示していただくことを望みます。

3点目は、「学校支援・地域連携事業」についてです。

本事業は、学校にとっても地域住民にとっても相互にメリットがある関係で進めていくために、調整役である「コーディネーター」の果たす役割が重要であり、実践校での成果と課題をしっかりと整理し、先行的に取り組んでいる他地域の好事例等を参考にして取り組むことが重要であることは継続して指摘をしてきました。そうした中、実践推進校での取り組みを共有する機会の確保や情報共有については着実に進められており評価できます。今後は、令和3年度の実践推進校での本格導入に向け着実に取り組みを進めるとともに、全校へのコミュニティ・スクール導入の計画についても検討を進めていただくことを望みます。

施策2：心がふれあい安心して学べる学校教育の推進

施策2の目標は、「自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくむ、いじめ・不登校などを早期に発見し対応できる体制を整え、教育相談機能の充実を図ります」とし、各事業の展開が図られています。施策2の評価対象事業は9事業で、8事業がS評価、1事業がA評価という結果となっています。

主な事業として取り上げられている5事業について順次、知見を述べていきます。

まず、「特別支援教育巡回相談事業」についてです。

「特別支援教育巡回相談事業」では、支援を必要とする児童・生徒に対し適切な指導を行うため、専門性のある臨床心理士と指導主事がチームを組み、要請に応じて学校を訪問し相談や助言を行っています。令和元年度の要請訪問相談件数は672件延べ834人となっています。目標値である450件を上回り、平成30年度の651件をも上回っており、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな対応の必要性がますます高まっていることが伺えます。個別のニーズに対応するには専門性のある相談員の確保が不可欠であることから、引き続き人材の確保に努めていただくことが事業の充実につながるものと考えます。一方で、教員が児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた指導のノウハウを知ることや、保護者や支援者が障がいに対する理解を深める研修等を実施することは、結果として児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実につながるものと考えます。

2点目は、「ふれあい補助員派遣事業」です。ふれあい補助員は、教員の補助的役割として、通常級担当、特別支援学級担当、個別支援担当と担当する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズが異なり、一人ひとりのニーズを適切に捉え、きめ細かい支援に当たることが求められます。補助員の方々が適切な支援を行うためには、事業担当課として補助員の方々の業務における課題を適切に把握し、資質向上のための研修等の実施は有効な取り組みと言えます。こうした不断の見直し、結果として児童・生徒に対する指導の充実につながるものと考えます。

3点目は、「心の教育相談事業」です。保護者でも教員でもない、第三者的な立場にいる心の教育相談員の活動により、児童・生徒の悩み相談・話し相手として、年間160日配置するというものです。毎年指摘をしていることですが、この事業の最も重要な点は、保護者でもない教員でもない大人がそばにいること、大人の責任において児童・生徒が安心できる環境を作り続け、維持していることにあります。相談の多様化・複雑化に対応し、適切に相談業務に当たれるよう相談員の専門性を高める研修の充実引き続き努めていただくことを望みます。

4点目は、「青少年教育相談事業」です。本事業は、青少年の健全な育成、非行防止及び自立を目指し、青少年相談員・一般相談員による電話相談、心理相談員による面接（来所）相談や小・中学校の児童・生徒の保護者の要請により心理相談員が学校を訪問する「小・中学校要請教育相談」等を実施しています。令和元年度の神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査によ

ると、長期欠席者数（年間 30 日以上）の増加及びその中の不登校の児童・生徒数が増加しているという結果となっており、多様な学びの場における支援の必要性和「チーム支援」の重要性等が指摘されています。茅ヶ崎市においても令和元年度の「あすなろ教室（適応指導教室）」へ本通室・仮通室をあわせて 23 名が通室しています。不登校児童・生徒にとって「あすなろ教室」やフリースクール等、学校以外の多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けての重要な支援となります。「取り組みの成果」に記載があるように、「あすなろ教室」への通室に至るまでには、訪問相談員の相談活動が重要な役割を果たしています。こうした学校と教育センター、訪問相談員等の専門家との「チーム支援」により、一人でも多くの児童・生徒が専門的な支援を受けることで、社会的自立に向けての一步が踏み出せるよう、取り組みを一層進めていただくことを望みます。

最後 5 点目は、「いじめ防止対策推進事業」についてです。

『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』に掲げる基本理念のもと、市全体でいじめ防止に取り組み、いじめのない社会の実現を目指す」と目標・目的にあります。この目標・目的を、児童・生徒に関わる全ての大人たちで共有することが求められています。学校、家庭、地域、関係機関・団体、さらには市全体として、答申の内容及び答申を受けての具体的な対応方針のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めていただき、子どもの二つの命―「こころの命」と「からだの命」―を守っていただくことを、引き続き強く望みます。

「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」から、「いじめに関する適時適切な記録方法」に課題があるとの指摘を受け、学校におけるいじめの記録の取り方に係る調査の実施や、「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」を開催し、学校におけるいじめ防止等に係る児童・生徒の主体的取り組み事例の共有を図る等、具体的な対応がなされたことは大変意義あることと言えます。

今後とも、学校、家庭、地域、行政が一体となって、いじめ問題について考える場を持つこと等を通していじめの起こりにくい環境づくりを進め、茅ヶ崎市が目指す「いじめのない社会」の実現に引き続き取り組んでいただきたいと考えます。

施策3：質の高い学びを実現する学校づくりの推進

社会環境の急速な変化、大量退職・大量採用等といった学校を取り巻く環境の変化の中で、これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上は、いずれの教育委員会においても重要な課題です。評価対象事業は1事業で、S評価という結果となっています。主な事業として取り上げられている1事業について、知見を述べていきます。

「市費教員任用事業」は、学校のさまざまな課題に臨機応変に対応し、教育活動の充実、学校教育の質の向上につなげるために市費による教員の任用を行うという事業です。令和元年度は年度途中からの任用も含め、小学校17人、中学校7人の採用となっています。こうした市費による任用・配置は重要な施策の一つであり、委員から、事業の必要性和効果・成果が大きいことから事業の拡大と柔軟な運用について意見が出されました。人材の確保の難しさは、人数を確保するだけでなく、事業の目的に応じた資質・能力を有する人を確保するという難しさもあります。今後の取り組みに記載がある改善への方策を具体的に一つひとつ進めていただき、事業の確実な推進により学校教育の充実につなげていただくことをお願いします。

施策4：安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備

施策4では、安心で安全な教育環境整備と題し、施設改修・建設、規模の適正化、就学支援、安全・防災といった多岐にわたる内容を含んでいます。昨年度も指摘したように、子どもたちの安全・安心を守るためには教育委員会全体で、あるいは市長部局と協力・連携して取り組むことが求められています。令和元年度の評価対象事業は6事業で、うちS評価が5事業でA評価が1事業という結果となっています。

主な事業として取り上げられている2事業について、知見を述べていきます。

まず、「施設整備事業（小・中学校）」についてです。

「施設整備事業（小・中学校）」として、老朽化に伴う校舎等の修繕工事と学校環境衛生規準に基づく学習環境整備のための空調設備の整備を小学校全19校、中学校全13校に実施するというものです。小学校全校の普通教室に空調設備が設置されることにより、夏季（を挟む前後）の期間の学習環境の改善が図られ快適な教育環境が整えられました。また、防犯カメラを設置するこ

とで、安全な教育環境が整備されるなど、児童・生徒はもとより保護者・市民にとっても学校が社会に開かれた施設として一層の活用につながるものと言えます。今後は、施設の老朽化への対応、さらには全教室への空調設備の導入等も検討いただき、計画的な実施が図られることを望みます。

2点目は、「要保護及び準要保護児童（生徒）就学援助（小・中学校）」です。経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者等への学用品費などの必要な経費を補助する事業です。平成30年度に引き続き、新中学1年生の新入学学用品費の支給月を1月とし、さらに新小学校1年生に関しても前倒し支給を3月に行っています。国の調査によると（令和元年度就学援助実施状況調査 令和元年7月時点）、こうした新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況は全国的にも小学校で73.7%、中学校で78.9%の市町村で実施されており、そのための周知の方法についても茅ヶ崎市が行っている広報紙やホームページへの掲載といった方法が中心となっています。より確実に情報が届くことが経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者等にとっては重要ですので、今後も工夫・改善を行いながら着実な支援の充実を望みます。

最後に、政策1に関する総括です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月28日の文部事務次官通知を受け、全国的に学校の臨時休業措置が取られ、茅ヶ崎市においても約3か月もの長期にわたって子どもたちが学校に通えない状況が生じました。この前例のない状況に対し、これまで学校や教育委員会等は文部科学省等からの通知等を参考にしながら、子どもたちの安全・安心の確保と学びの保障の両立、さらには心のケアなどに力を尽くしていただいています。一方、長期にわたり学校に通えない状況が続いた中で、子どもたちからの「勉強が遅れることが不安」「部活をやりたい」「友達に会いたい」といった声で、改めて、学校の役割や存在を再確認する機会ともなりました。さらに、長期間、家庭内に留まっていることで親も子もストレスを抱え、児童虐待の増加に関する懸念や学校再開後の登校に不安を抱く子どもや家庭があるなど、学校や教育委員会等が継続的に対応を迫られる課題は山積しています。

こうした状況から、改めて、学校が、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、子どもたちの「こころの命」と「からだの命」を守る場所としての役割を担っていることが再認識されたと受け止めています。

今後、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を整理し、こうした学校の果たす役割をしっかりと踏まえ、さらには感染症対策の観点から、施策の目的や実施方法を見直し、改善を図りながら取り組む必要があると考えます。

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

次世代育成のために、今、求められているのは、大人の役割と責任の自覚です。その気づきから始まる、市民性を高める社会教育を展開します。学校と家庭と地域を結ぶ役割や、教育関係機関や教育関係者等を結ぶ役割を担い、社会教育と学校教育との連携、協力を進めます。

また、家庭教育、幼児期の教育への支援を行います。

政策2にかかる施策

- ➡ 施策5 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進
- ➡ 施策6 自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成
- ➡ 施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

政策2の自己評価 総括

政策2は、施策5、施策6、施策7で構成されています。社会教育の振興を図り、地域の学習環境を豊かにするため、数多くの取り組みが展開されています。政策2の評価対象事業は32事業でした。

32事業を所管する所属の自己評価は、活動指標の目標値と実績値を比較して行い、S評価が29事業、A評価が2事業、C評価が1事業でした。

施策5は、すべての事業がおおむね目標値を達成しており、着実に各事業が実施できていると考えます。昨年度点検・評価で公民館活動の今後のあり方について指摘された「公民館利用者活動支援事業」については、「サークル存続に向けた相談」や「これまで公民館を利用されることがない人たちへのPR」などを実施し、高齢化を背景にした利用者の減少やサークルの休廃止に対して、新たな担い手の確保に向けて取り組みました。また、「図書館自主事業」については、教育委員会内に限らず他課との横断的な連携を図り、新たな学びの機会の提供や新たな参加者の獲得を目指した事業展開ができていると考えます。

施策6は、青少年の健全育成のための環境づくりを推進することを目標とし、すべての事業がおおむね目標値を達成しており、各事業の推進が図られています。しかしながら、唯一C評価となった「子ども会育成事業」は、例年8月に実施していた事業について、酷暑等の影響により実施時期を秋休みに変更しましたが、参加子ども会数及び児童数が目標に達しませんでした。

施策7は、文化財を地域と協働しながら調査・収集を進め、保護・継承し活用することを目標にしています。「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」では、開催場所の検討を行い、市役所市民ふれあいプラザを拠点に企画展を開催しました。それにともない初めて本事業の企画に参加する人が増加し、これまで以上に市民と行政の協働事業推進が図れました。また、下寺尾遺跡群保存整備事業では、史跡内外での調査のほかシンポジウムを開催し、市民や有識者、行政が協力して保存活用を推進することの認識を得ることができ、着実に事業の推進が図られています。

政策2の各施策の施策指標はほぼ横ばいの結果となっています。昨年度の実績値と比べて一部減少した事項が見受けられますが、働き方の見直し等で事業の整理が行われている結果であり、身近な課題を捉えたり、市民を巻き込んだ事業や青少年育成の推進を図る事業の実績や取り組みの成果をみると社会教育の充実が図られていると考えます。

施策5 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進



大人が教育者としての役割と責任に気づき、子どもたちが地域の中ではぐくまれる社会教育を推進します。

市民の多様な読書・学習ニーズに応え得る図書館サービスを行います。

施策の方向

① 大人と子どもの多様な学習機会の提供

社会の動向や地域の現況等を見据え、環境、平和、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化、国際化などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に対応した先見性と参加性を持った学習機会を提供します。

特に社会のノーマライゼーションの進展を踏まえ、配慮を要する子どもへの理解を深め、地域で共に育ちあうことの意味や大切さを考える学習機会や交流の機会を充実させます。

また、子どもたちが放課後などに地域の人との交流を通して、郷土の文化や自然、伝承遊びなどを学ぶことができる機会を提供します。

こうした様々な社会教育事業が体系的・計画的に行われ、より効果的な社会教育が推進されるよう年次の社会教育事業計画を作成します。

② 家庭教育・幼児期の教育の支援

家庭教育や幼児期の教育に関するさまざまな学習機会を提供すると共に、家庭教育フォーラムや家庭教育の大切さを市民に啓発する事業などの家庭教育・幼児期の教育に関わる事業を体系化し、家庭教育・幼児期の教育を支援します。

③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援

学校と家庭と地域を結び、子どもや親同士の交流や学習活動を通し、次世代の育成に取り組んでいる団体や、地域の中で交流し地域課題に取り組んでいる団体など社会教育関係団体の活動を支援します。

また、公民館等の講座で学習したことを、より深い学習へと継続できるよう、学習グループの育成を推進します。

④ 次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援

次世代の育成をテーマに公民館、青少年会館、図書館、文化資料館、小学校・中学校、高校、大学及び関係団体等をネットワーク化し、情報交換、協働事業等を推進します。

また、公民館を地域の学習拠点とし、学校・家庭・地域が連携・協力した取り組みができるよう支援します。

⑤ 学習成果を生かす場の提供

公民館などでの社会教育活動で学んだ成果や、自らが社会で学んできた知識や技能を生かすことができるさまざまな機会を提供すると共に、地域の学習支援者となる人材を育成します。

⑥ 学習情報の提供

様々な学習機会や現代的課題、地域課題、家庭教育に関する情報など多様な情報を収集し、地域や学習者のニーズに応じた情報を提供します。

⑦ 社会教育施設の整備・充実

建物の維持管理・点検等により不具合箇所を早期に発見し、安全で利用しやすい施設であるよう、必要な改修・整備を行います。

⑧ 市民が読書に親しめる環境づくり

市民の多様化する読書ニーズに応えるため、読書に親しめる環境づくりを進めると共に、図書館サービスを拡充します。

また、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの読書活動を応援できるよう図書館を中心に取り組みます。

⑨ 情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援するため、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

そうした資料や情報を使った調べ物や資料探しを手助けするレファレンスサービスの充実や、容易な操作でいろいろなキーワードから蔵書検索ができる図書館システムの整備を進めるなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	社会教育講座の実施
------------	-----------

主管課	社会教育課
施策の方向	①大人と子どもの多様な学習機会の提供
事業実施の意図	市民に学習する機会を提供し、その学習をきっかけとしてより暮らしやすい生活環境や地域づくりの実践に生かします。
事業概要	地域課題や社会的要請課題を捉えて講座を開催します。 市民に課題解決となる学習の機会を提供します。

指標（目標）	講座回数			評価
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
目標値	年3回	年3回	年3回	
実績値	年3回	年2回	-	

【事業実績】

少子高齢化、グローバル化等の様々な現代的課題や地域課題等について、学びを深め、課題解決につながるきっかけとするために講座を実施しました。

1 「編み物初心者教室」（全9回）（対象課題：未病対策・地域人材活用）

編み物を通じて手先を動かしたり、参加者および講師が交流を行ったりすることにより、未病対策の一環としました。また、昨年度と同様、地域の方々を講師とし、地域の人材活用を図りながら、駅周辺エリアの市民の方が参加しやすいよう、駅周辺の商業施設にて開催しました。

2 「英語でおもてなし～楽しく異文化コミュニケーション法を学ぼう～」（全2回） （対象課題：グローバル化）

茅ヶ崎市が「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」における北マケドニア共和国のホストタウンに登録されるなど、今後、外国人旅行者等と接する機会が増加することが予測されます。客室乗務員や通訳等の業務により、20か国以上の海外渡航経験がある講師による初級英会話、異文化コミュニケーションの方法や国際マナーなど、国際的なおもてなしについての講座を実施しました。

※会場は、民俗資料館「旧藤間家住宅」の主屋内を会場としました。

※その他、実施予定であった文化生涯学習課との連携講座「茅ヶ崎の人気マカロン店「ル・シャンティエ」パティシエールが語る、パリ文化と地元での起業について」、「家族で和風体験 ～日本の伝統行事を学びながら和柄小物をつくろう～」の2講座は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。

【取り組みの成果】

市民が、現代的課題や地域課題等について学ぶきっかけを作ることができました。昨年度に引き続き駅周辺の商業施設を会場として講座を開催することにより、駅周辺エリアの市民の方の参加を促しました。

【課題・今後の取り組み】

今後も継続して、現代的課題や地域課題等について学ぶきっかけとなる講座を実施していきます。また、市民が困っていること等、地域課題等の適切なニーズの把握が課題となっています。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	子ども事業（公民館）
------------	------------

主管課	社会教育課（公民館）
施策の方向	①大人と子どもの多様な学習機会の提供
事業実施の意図	公民館事業を実施して、子どもの体験学習と、子ども同士や親子の交流を図ります。
事業概要	週末や放課後に子どもの居場所づくりのためにスポーツ、遊びなどさまざまな事業を実施して学校区や学年を超えた子ども同士の交流や、さまざまな体験学習の場を提供します。

指標（目標）	実施事業数（公民館5館合計）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	52事業	52事業	52事業	S
実績値	71事業	62事業	-	

【事業実績】

次世代の育成に重点をおいた教育基本計画の理念の実現に向け、放課後や休日を中心に子どもの居場所づくりを行うため、子どもたちが地域の中で、地域の人たちとのふれあいや交流を通して、健やかに育まれるよう、さまざまな事業を実施しました。「おもしろいっぱい遊び空間」「放課後広場」「子ども将棋スペース」「ドキドキチャレンジ」「かがわキッズデー」など、それぞれの公民館が創意工夫を凝らしながら、地域の人たちとともに事業を進めました。

また、夏休みには、公民館利用サークルの協力により、サークル活動体験事業や、親子料理教室、映画会、おはなし会などを実施しました。その他「マジックを披露してデイサービスボランティア」「海藻おしぼづくり」「子ども水墨画教室」「子どもカヌー教室」「夏のおはなし会」など、それぞれの公民館の特色を生かした事業を展開しました。

事業の企画・実施にあたり、それぞれの公民館独自のネットワークや地域の自然・文化など、身近な教育資源を活用しました。

こうした子ども事業を継続的に実施することで、地域の子どもの地域で育てる時間と空間の創出に取り組みました。

（令和元（2019）年度 62事業 6050人（事業の参加者数））

【取り組みの成果】

子ども事業では、子どもたちが放課後や休日などに、地域との交流を通して、郷土の文化や自然を学んだり、伝承遊びや工作、音楽、卓球などを楽しんだりする体験型教室を開催し、子どもたちの居場所づくりの創出に取り組みました。

また、子どもや親子を対象とした体験学習を実施し、公民館利用団体やボランティアグループの協力により、子どもと大人の交流を促進することができました。

【課題・今後の取り組み】

放課後・休日の子どもの居場所づくりを進める事業の周知に努めるとともに、子どもたちが魅力を感じ、気軽に訪れることができる内容としていくことが重要であり、より一層、地域や学校等の協力を得ることが必要です。

また、地域の方や公民館利用者の協力を得、支援者の発掘と人材の育成により事業内容の充実を図る必要があります。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	家庭教育支援関連事業（公民館）			
主管課	社会教育課（公民館）			
施策の方向	②家庭教育・幼児期の教育の支援			
事業実施の意図	家庭教育の支援を行います。			
事業概要	親子で気軽に参加できるフリースペースの開設や家庭教育についての講座、子育て中の親を支えるボランティア活動の場を提供します。			
指標（目標）	実施事業数（公民館5館合計）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	30事業	30事業	30事業	S
実績値	40事業	43事業	-	
【事業実績】 核家族化が進む中で、子育てに不安や悩みを持つ保護者は少なくありません。子育ての悩みや不安を一人で抱え込まないように、身近で気軽に参加できる憩いの場、交流の場、仲間づくりの場として、「ちびっこ広場」「子育て広場カルガモ」「子育てホッと広場」「絵本とお話の時間」「ひだまり」「かめさんのおうち」などの事業を実施しました。親子がふれあいながら子育てを楽しめる「ママ一年生サポート講座～ベビーダンス～」 「わらべうたと絵本で遊ぼう」「おやこでのびのびリトミック」や、子どもをどう見つめ、理解し関わったら良いのかを学ぶ「子育て支援講座」「ほしつ メソッド」などの講座を実施しました。 また、託児を設けた講座や、育児中の親がお互いに保育をしながら受講できる講座の開催など、子育て中の親が安心して受講できる環境づくりに努めました。 こうした事業の中には、青少年育成推進協議会や小・中学校のPTA、その他地域団体と共催で開催した事業もあり、地域ぐるみで子育てを支援しようとする取り組みを進めています。 （令和元(2019)年度 43事業 3755人（事業の参加者数））				
【取り組みの成果】 親子で気軽に参加できるフリースペース、広場などの活動の場や、さまざまなテーマを持つ子育て講座を実施しました。着実な実施により、市民の学習活動の活性化を図り、子育てに不安や悩みを持つ保護者が身近で気軽に参加できる憩いの場、交流の場、仲間づくりの場などを提供し、家庭教育を支援することができました。		【課題・今後の取り組み】 核家族化が進む中で、子育てに不安や悩みを持つ保護者は少なくないため、子育ての悩みや不安を一人で抱え込まないような身近で気軽に参加できる場づくりが大切です。これまでの事業を継続的に実施するとともに、講座の開催に当たっては、ボランティアの協力をいただきながら託児を取り入れるなどの参加しやすい環境づくりを進めます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	社会教育関係団体への支援			
主管課	社会教育課			
施策の方向	③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援			
事業実施の意図	社会教育関係団体や学習グループの活性化に向けた支援をします。			
事業概要	社会教育関係団体に補助金を交付します。 社会教育関係団体や学習グループへ名義後援や会場使用料の減免に関する手続きを行い、活動を支援します。 団体からの求めに応じて会議などへ参加して、適切な助言など組織活動を支援します。 団体活動を支援するために研修を実施したり、研修実施時の助言を行います。			
指標（目標）	支払時期			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	6月	6月	6月	S
実績値	6月	6月	-	
【事業実績】				
社会教育関係団体である「茅ヶ崎市PTA連絡協議会」及び「茅ヶ崎市地域婦人団体連絡協議会」からの補助金申請に基づき、それぞれ6月に交付しました。 また、上記両団体の総会等に職員が参加し、助言等を行うなど、団体の組織活動に対して支援を行いました。「茅ヶ崎市地域婦人団体連絡協議会」の研修会開催の際では、団体の依頼内容に応じた講師（市長部局の職員）を紹介し、開催を支援しました。 なお、社会教育関係団体等への名義後援や市民文化会館等の会場使用料に係る減免については、申請の都度対象となるか判断を行い、対応しました。				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
市から補助金を交付することにより、「茅ヶ崎市PTA連絡協議会」及び「茅ヶ崎市地域婦人団体連絡協議会」における社会教育活動の活性化が図られました。 また、職員が団体の研修等の開催に関して助言や支援を行うことにより、社会教育関係団体の資質向上のための活動促進に寄与しました。		引き続き「茅ヶ崎市PTA連絡協議会」及び「茅ヶ崎市地域婦人団体連絡協議会」に対しては、団体の事業に基づき、補助金の交付を行います。また、補助金という形だけではなく、職員による団体の支援や会員の資質向上につながる研修の開催・補助を行います。 上記両団体は、活動の担い手の減少が課題となっており、そのような課題等に関して相談に応じる等の支援を行うことが必要です。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	PTA研修会の開催
------------	-----------

主管課	社会教育課
施策の方向	③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援
事業実施の意図	PTA役員等への研修を通して、PTAが円滑に活動できるよう支援します。
事業概要	PTAの広報担当者や役員を対象に研修を実施します。

指標（目標）	研修回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	年2回	年2回	年2回	S
実績値	年2回	年2回	-	

【事業実績】

- ・PTA広報研修（対象：PTA広報委員）
各校の委員等が、相互の交流を深め、PTA活動をより充実させるための一助とすること、PTA広報紙の充実を図ることを目的とし、次のとおり開催しました。
① 「PTA改革のカギは広報にあった」
講師がPTA会長だったときのPTA改革事例の紹介等
PTA広報の性格、役割等について
② 「PTA広報 どこまでがセーフ？どこからアウト？」
参加者広報案についてグループワークにおける協議
③ 「みんなの広報に『いいね！』しよう」
各校作成のPTA広報に関してグループワークにおいて参加者同士で講評
- ・「茅ヶ崎市PTA連絡協議会」研修会（対象：市PTA連絡協議会役員）
「茅ヶ崎市PTA連絡協議会」の活動を円滑に進めるため、同協議会役員が共に学習し、相互の交流を深める場を創出し、同協議会活動をより充実させるための一助とするため「応急手当講習会」をテーマとして開催しました。
- ・PTA本部役員研修（対象：PTA本部役員）
各校の役員等が共通の場においてPTAの役割や本市の教育行政、教育に関する課題について学習し、PTA活動をより充実させるため企画をしました。令和元年度については、次年度本部役員等になる方も対象とし、次年度の活動に反映してもらうことも目的としましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。

【取り組みの成果】

研修を開催することにより、各校のPTA委員等の相互の交流や知識の向上が図られ、PTA活動のさらなる充実への一助となりました。

【課題・今後の取り組み】

引き続き、研修の開催を行い、PTA同士の交流および知識の向上を図ります。
また、PTAが抱える課題等、適切に研修ニーズを把握することが必要です。次年度役員等が円滑にPTA活動に入れるよう年度末に当該年度および次年度役員等が共に出席し、PTA活動の魅力等について学べる研修の実施も有益であると考えます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	公民館利用者活動支援事業（公民館）
------------	-------------------

主管課	社会教育課
施策の方向	③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援
事業実施の意図	地域のサークル、団体等が公民館においてさまざまな学習活動が円滑に行えるよう備品整備や職員等の資質向上を図ります。
事業概要	公民館の利用に伴う申請受付・貸出業務などの業務管理や業務上必要な備品の整備を行います。 公民館運営や地域社会を担う人材の育成を行います。（地域人材の育成・確保、職員などの資質向上など）

指標（目標）	利用件数（年間・公民館5館）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	17,580件	17,730件	17,880件	S
実績値	16,375件	14,561件	-	

【事業実績】

公民館を利用しているサークルの多くは高齢化が進み、休止や廃止するサークルが年々増加傾向にあります。これまで長年にわたりそれぞれの地域で地域課題の解決に向けて活動してきたサークル、団体に対し「サークル存続に向けた相談」「館内やチラシ等によるサークル紹介」「これまで公民館を利用されたことがない人たちへのPR」などさまざまな方向から支援してきました。

また、公民館に来る方が安心してサークル活動や主催事業等に参加できるよう、施設内の点検、整備、修繕、必要物品の購入等、適宜実施しました。

公民館運営や地域社会を担う人材の育成のため、社会教育嘱託員も含め、「主事会」「社会教育関係職員研修（3回）」「生涯学習指導者研修（県）」「公民館館長・公民館運営審議会委員等研修」「神奈川県公民館大会」などに参加し、公民館運営に必要な資質の向上に取り組みました。

【取り組みの成果】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全ての公民館を令和2年3月2日から休館とした影響等もあり、利用件数は減少したものの、各公民館とも利用者の意見を考慮しながら、物品の購入や施設の修繕を行い、安全で利用しやすい施設運営を行うことができました。

また、社会教育嘱託員も含め、職員が県や社会教育課の研修に出席し、資質向上に取り組みました。

【課題・今後の取り組み】

施設の老朽化が進んでいることから、優先順位をつけながら維持管理を行う必要があります。今後も利用者の意見を聞きながら、適切な修繕や物品管理に努めます。

また、公民館の職員は地域コミュニティのコーディネーターとしての役割も求められていることから、各種研修に積極的に参加するとともに、日常業務を通じ、引き続き職員の資質向上に取り組めます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	図書館利用及び貸出事業（本館・分館）			
主管課	図書館			
施策の方向	⑧市民が読書に親しめる環境づくり			
事業実施の意図	収集した図書資料の利用による教育と文化を発展させます。			
事業概要	読書相談やレファレンスサービスを行います。 予約リクエストサービスを実施します。 障害者向けサービスを行います。 J：COMとの協定による家庭配本サービスを実施します。 貸出および返却の利便性向上に向けた総合調整を行います。			
指標（目標）	資料貸出点数（本館・分館）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	670,000点	650,000点	640,000点	S
実績値	667,406点	604,922点	-	
【事業実績】				
図書館利用には、一定期間自由に利用者に資料の利用を認める「貸出」と、館内で図書館資料を利用する「閲覧」があります。閲覧については、本館には、1階に新聞・雑誌コーナー、児童コーナー、読書コーナーがあるほか、2階に読書室、レファレンス資料・地域行政資料等閲覧用の資料相談室があります。閲覧する資料により利用エリアが異なりますが、どのエリアも多くの利用者で賑わっています。 市民の学ぶ機会の充実と情報提供の充実と利便性の向上を図るため、貸出については、本館・分館だけでなく、公民館などに併設された図書室や配本所計13か所と移動図書館でも行っています。これらの施設は図書館ネットワークで結ばれ、予約資料をどこでも貸出・返却ができるようになっているため、自宅から身近な場所で資料を受け取る傾向が増えています。全体の資料貸出点数は、96万5410点となっています。 平成27（2015）年度からは、来館できない利用者へのサービスとして、J:COM湘南と連携して家庭配本サービスを実施しており、令和元（2019）年度は、486点の利用がありました。3月は新型コロナウイルス感染防止のため休館となったため、一部を除き貸出が中止となりました。 2階の資料相談室では、新聞記事オンラインデータベースに加え、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料閲覧・複写サービスを実施しました。また、地域に関する様々な学びを発展させるため、平成30（2018）年12月から郷土資料デジタルライブラリーを導入し、認定NPO法人湘南ふじさわシニアネットとの協働事業により運営しました。また、郷土資料デジタルライブラリーを活用した講座を3事業実施しました。				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
貸出については、図書室や移動図書館等自宅からより身近な窓口での利用がますます増えているため、それ以外のサービスについて積極的に実施しました。本館では、児童書架の表示や雑誌の排架、CDの分類表や配列を見直し利用者の利便性を高めました。分館でも、書架の表示を見やすいものに改善し、特別展示を行うなど貸出の利用促進につなげました。 また、国立国会図書館デジタル送信サービスや、郷土資料デジタルライブラリーにより、紙の資料だけではなく情報提供サービスを実施しました。		行政提案型協働推進事業として実施している郷土資料デジタルライブラリー推進事業が、令和元（2019）年度末で終了となったため、資産の継続活用を進めるとともにデジタル化作業の事務を職員の手で行っていくこととなります。 令和元年度末から発生した新型コロナウイルス感染症の影響で図書館の休館が余儀なくされました。今後はデジタルライブラリーの活用も含め、利用者が来館しなくても図書館サービスを享受できるようなコンテンツの構築が必要になると考えられます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	図書館自主事業（本館・分館）
------------	----------------

主管課	図書館
施策の方向	⑧市民が読書に親しめる環境づくり
事業実施の意図	市民の自主的な学習活動の契機と推進による新たな利用者層を開拓します。
事業概要	支援者の育成を目的とした事業を実施し、受講後のフォローを行います。 まなびの市民講師を中心とした事業を実施します。 庁内連携などによる事業実施します。 アンケートにより参加者ニーズを把握します。

指標（目標）	自主事業開催数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	(本館)25事業 (分館)4事業	(本館)25事業 (分館)4事業	(本館)25事業 (分館)4事業	S
実績値	(本館)43事業 (分館)4事業	(本館)37事業 (分館)4事業	-	

【事業実績】

「子どもだけではなく、すべての市民が本を好きになってほしい」という共通の思いを形にするため、地元書店やNPO団体とともに協力しながら啓発事業を行う「本がだいすきプロジェクト ちがさき」を継続して実施しました。

「この、一冊。」本がだいすきコンクールへは、A部門46件、B部門140件 合計155作品の応募がありました。関連講座については、製本講座、トークイベント、読み聞かせや朗読講座などを実施しました。

文字・活字文化の日記念講演会は、市内在住の作家を講師として開催しました。

体験学習センターうみかぜテラスとの連携による「親子で茅産茅消クッキング」、男女共同参画課との連携による「パパ's 絵本プロジェクト」を実施し、新たな学びの機会の提供となりました。

多様な学習機会の提供や新たな参加者の獲得を目指し、茅ヶ崎ゆかりのアーティストによるミニコンサート、ジャズ講座とライブ演奏なども実施し、本館では37事業（60日）、分館では4事業（6日）の参加がありました。このほかにも、通年で図書資料の展示やブックリサイクルを実施しました。

3月開催の5事業（実績値外）は、新型コロナウイルス感染防止のため中止としました。

【取り組みの成果】

まなびの市民講師、その他市民団体との連携により、費用をかけずに多くの講座を実施することができました。

新たな利用者層の開拓だけでなく、学んだ成果を発揮する場としての役割も果たし、活発な活動となっています。

また、公民館等他の社会教育施設との連携を図りながら行う共催事業についても近年実施しています。

【課題・今後の取り組み】

まなびの市民講師との関係を継続していくとともに、事業を企画するにあたっては地域の課題や情報を収集し、それらをもとにして学習機会の提供を図ることが必要になります。

常に社会の動きにアンテナを張り市民の学びを支援することができるよう職員の資質向上が必要になります。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	子ども読書活動推進事業			
主管課	図書館			
施策の方向	⑧市民が読書に親しめる環境づくり			
事業実施の意図	大人たちが子どもに読書のよこびを伝えながら、子どもたちが自由に読書活動のできる環境を整備し、機会を提供します。			
事業概要	ブックスタート事業を行います。 ブックトーク講師派遣を行います。 おはなし会（赤ちゃん向け、小さい子向け、小学生向け、出張おはなし会等）を開催します。 支援者養成講座（読み聞かせやストーリーテリング、わらべうた等講習会）を開催します。 図書館見学、中学生職業体験、インターンシップ、学校教職員研修を受入れます。 保育園対象団体貸出を行います。 第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画を推進します。			
指標（目標）	ブックスタートブック配布率			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	80%	80%	80%	S
実績値	76.17%	64.23%	-	
【事業実績】 「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」基本方針に基づき、事業を実施しました。ブックスタート事業は「7か月児すくすく育児相談」会場のほか、本館と香川分館で実施し、計1149パック配付しました。定例的なおはなし会や映画会のほか、乳幼児期の保護者のために市長部局と連携し、各子育て支援センターや地域育児センターで出張おはなし会を実施しました。保育園向けには読み聞かせ推進用図書の貸出を33園で実施したほか、本館では事前申し込み制により保育園対象おはなし会を実施しました。学校との連携では、平成26（2014）年度から実施している「小学校図書館おすすめの本」展示会（学校図書館向け図書選定用展示会）を3日間実施しました。ブックトーク講師派遣事業では、梅田中、萩園中、北陽中、第一中、中島中の計23クラスで実施し、読書離れが始まる段階に差しかかる中学1年生に、単なる本の情報だけでなく、興味を持たせて自発的に読む気持ちになるよう努めました。 また、中学生職場体験28人、高校生インターンシップ2人、学校教職員研修10人の受入れを行いました。このほか、小・中学校の特別支援級対象の図書館見学や障害児施設への出張おはなし会、支援者養成等の講座も4事業（12回）実施しました。 3月は、新型コロナウイルス感染防止のため事業は中止としましたが、ブックスタートの3月対象者については、開館後に本館と分館で対応します。				
【取り組みの成果】 前年度新規にブックスタートボランティア登録があり31名で活動しました。保健所での活動のほか、定例会を活用して意見交換等のグループワークを行いました。 また、乳幼児から児童・生徒と幅広い年齢層に向けた取り組みができました。		【課題・今後の取り組み】 令和2年度をもって計画期間が終了する「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」については、総合計画実施計画の策定延期に伴い、策定作業を延期し、現計画の延長が考えられます。 また、令和元年度末から発生した新型コロナウイルス感染症の影響で図書館の休館が余儀なくされました。 今後は、子ども読書活動推進事業の中で利用者が自宅でも図書館サービスを楽しむようなコンテンツの構築が必要になると思われます。		

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	社会的要請課題をテーマとした事業（公民館）			
主管課	社会教育課			
施策の方向	① 大人と子どもの多様な学習機会の提供			
事業概要	環境、平和、人権、健康、少子高齢化、情報化などの現代的な課題を捉え、情報収集する力や問題解決手法を学ぶ機会を提供し、市民が自ら参加し地域課題を解決する学びの機会を提供し支援します。			
指標（目標）	事業数（公民館合計）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	59事業	59事業	59事業	S
実績値	79事業	75事業	-	
事業名	地域交流事業（公民館）			
主管課	社会教育課			
施策の方向	④ 次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援			
事業概要	地域に根付いている昔ながらの文化や伝統を若者や子どもたちに伝承していく事業などを行います。 さまざまな形で地域の人たちが集い、世代間の交流を深めることで、地域への理解を高め、世代間のコミュニケーションを促進し、地域力の向上に資する事業を実施します。			
指標（目標）	事業数（公民館合計）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	22事業	22事業	22事業	S
実績値	45事業	45事業	-	
事業名	図書館の相互利用事業			
主管課	図書館			
施策の方向	⑧ 市民が読書に親しめる環境づくり			
事業概要	平塚市、藤沢市、寒川町との相互利用を行います。 県立図書館を通じた相互貸借を行います。 大学図書館と相互利用を連携します。			
指標（目標）	相互利用冊数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	21,000冊	21,000冊	21,000冊	S
実績値	22,249冊	22,937冊	-	
事業名	図書館資料収集事業（本館・分館）			
主管課	図書館			
施策の方向	⑨ 情報拠点としての図書館の充実			
事業概要	図書購入のための選定委員会により、資料収集方針に基づき茅ヶ崎市の図書館にふさわしく、かつ、市民ニーズや社会状況に応じた資料収集を行います。			
指標（目標）	購入図書冊数（本館・分館）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	13,750冊	13,750冊	13,750冊	S
実績値	16,538冊	16,582冊	-	

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	図書室、図書コーナー運営事業			
主管課	図書館			
施策の方向	⑨ 情報拠点としての図書館の充実			
事業概要	本館、分館、分室9か所、配本所2か所、返却場所3か所をつなぐ配送システムにより、他館所蔵の資料を貸出・返却できるサービスを提供します。 身近な図書施設として、市民の学習ニーズに応えるため、地域の要望に応じた資料を収集します。 新たな分室設置に向けた検討します。			
指標（目標）	貸出点数（分室合計）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	367,000点	387,000点	397,000点	S
実績値	362,982点	351,028点	-	
事業名	視聴覚資料事業			
主管課	図書館			
施策の方向	⑨ 情報拠点としての図書館の充実			
事業概要	市民の要望を把握した視聴覚資料を収集し、貸し出します。 映画会等事業を実施します。			
指標（目標）	映画会の実施回数（本館・分館）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	38回	38回	38回	S
実績値	39回	33回	-	

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

施策5

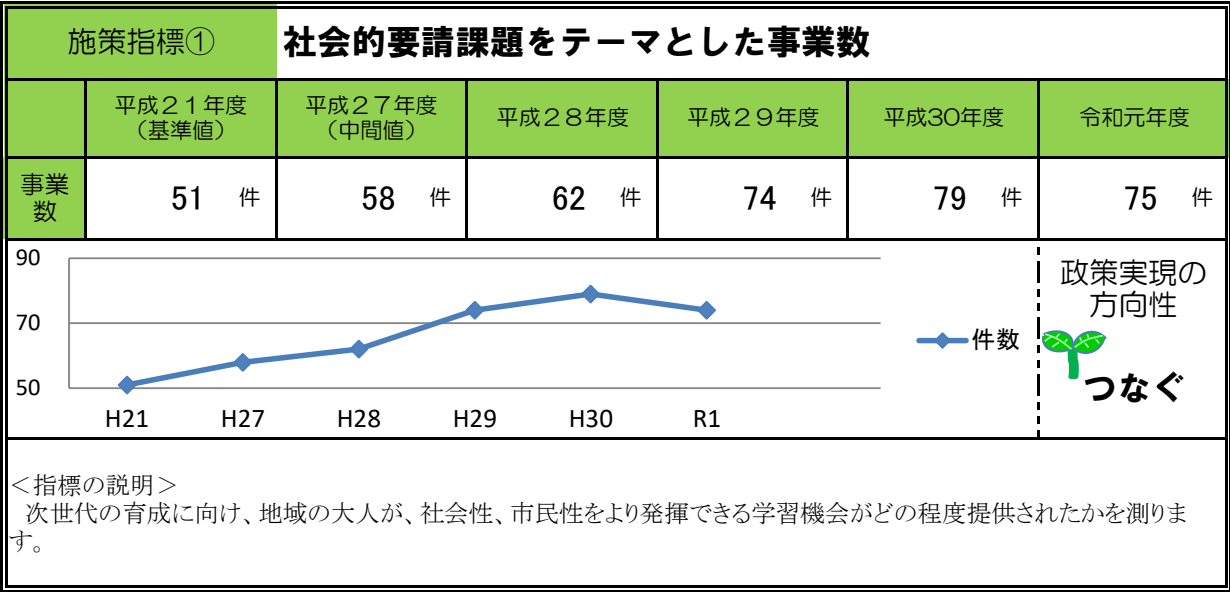
大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進



大人が教育者としての役割と責任に気づき、子どもたちが地域の中ではぐくまれる社会教育を推進します。
市民の多様な読書・学習ニーズに応え得る図書館サービスを行います。

施策の方向

- ① 大人と子どもの多様な学習機会の提供
- ② 家庭教育・幼児期の教育の支援
- ③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援
- ④ 次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援
- ⑤ 学習成果を生かす場の提供
- ⑥ 学習情報の提供
- ⑦ 社会教育施設の整備・充実
- ⑧ 市民が読書に親しめる環境づくり
- ⑨ 情報拠点としての図書館の充実



政策2

施策5

施策指標②		市民が参画した公民館事業の数				
	平成21年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業数	64 件	79 件	91 件	95 件	90 件	92 件
110 90 70 50 H21 H27 H28 H29 H30 R1 事業数						政策実現の 方向性 
< 指標の説明 > 市民が集い、交流し、学びあう、社会教育が公民館においてどの程度推進されたかを測ります。						

施策指標③		図書館資料の市民平均貸出点数										
	平成21年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
貸出 点数	4.2 点	4.6 点		4.5 点		4.4 点		4.5 点		4.0 点		
5 4 3 H21 H27 H28 H29 H30 R1 貸出 点数 政策実現の 方向性 												
国・県等の状況	平成21年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
全国平均	－	点	5.5	点	5.4	点	5.4	点	5.4	点	5.4	点
県内平均	－	点	4.0	点	4.0	点	4.0	点	3.5	点	3.5	点
< 指標の説明 > 図書館資料の総貸出し点数を未利用者も含む人口で割ることにより、蔵書が市民のニーズを受けたものとなっているか、図書館が情報拠点として機能しているかどうかを測ります。												

施策6 自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成



次代を担う青少年が、自ら生きる意欲や自立への意欲を高め、社会の一員として、生き生きと充実した生活を送っていけるよう青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

施策の方向

① 地域ぐるみの環境づくり

情報メディアの急速な発展に伴う有害情報の氾濫や事件・事故等から青少年を守るため、青少年育成推進協議会、青少年指導員、子ども会、PTA、学校、警察、行政などの関係機関が連携・協力して、青少年を取り巻く環境調査や浄化活動など、地域ぐるみで取り組める環境づくりを行います。

② 青少年の居場所づくり

青少年が、地域の中で、健全に余暇時間を過ごすことができるよう、安全に配慮した子どもの家や青少年広場の整備、主体的に活動ができる青少年会館の開放、放課後の小学校を利用した小学校ふれあいプラザ事業など、成長段階に応じて、社会性がはぐくまれ、自立が促される場となるような青少年の居場所を提供します。

③ 多様な体験活動と交流の促進

様々な体験を通して、気づく力や考える力を培い、自ら行動できる青少年をはぐくむため、遊び体験や自然体験、職業体験など成長段階に応じた青少年の多様な体験活動や地域での異世代間交流、仲間づくり、地域活動へのきっかけづくりを進めます。

④ 青少年サポート体制の確立

青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めるため、地域で活動する青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年指導員に、情報及び相談や研修等の機会を提供するなど活動を支援し、後継者等の育成を行います。

また、青少年の自主的な活動を促すため、ジュニアリーダーの育成をすると共に、青少年団体に對して、活動場所や交流・発表の場を提供するなど青少年の団体活動を支援します。

⑤ 青少年の活動拠点としての施設整備

青少年の活動拠点として、海岸青少年会館を教養施設(体験学習施設)として再整備します。

また、自然の中での野外活動や集団生活を通して、青少年が自然の大切さや仲間の大切さを実感しながら成長できる場として、野外研修施設を整備します。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	子どもの安全を守る都市の推進
------------	----------------

主管課	青少年課
施策の方向	①地域ぐるみの環境づくり
事業実施の意図	子どもたちを事件や犯罪から守り、青少年の健全育成を推進します
事業概要	市内の小学1年生へ防犯ブザーを配布します。 街頭での子どもの安全を守るキャンペーン活動を実施します。 青少年育成団体への啓発活動を推進します。 薬物の乱用防止のため、関係機関と連携し、推進します。 小中学校の長期休み明けの防災行政用無線による放送などで子どもたちの見守りを推進します。

指標（目標）	子どもの安全活動に係る支援学区数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	19学区	19学区	19学区	S
実績値	19学区	19学区	-	

【事業実績】

青少年関係団体の協力、市職員による見守り活動等により、全市的な子どもの安全を守る取り組みを実施しています。

（令和元（2019）年度）

- ・新小学1年生に対し、携帯用（緊急）防犯ブザーを配布し、登下校時の安全、防犯に役立ててもらいました。
- ・5月、11月に子どもの安全を守る街頭キャンペーンを行いました。
- ・こども110番の家ステッカーを737枚配布しました。
- ・のぼり旗を各学区の青少年育成推進協議会や学校、自治会等に18枚配布しました。
- ・茅ヶ崎・寒川地区薬物乱用防止推進地域連絡会合同キャンペーンに参加し、薬物乱用防止の啓発物品を配布しました。
- ・小・中学校の長期休業明けに、防災無線による地域への見守りのお願い、市職員による腕章着用での見守り活動、公用車へ子どもの安全に係るマグネットシート掲示、庁内デジタルサイネージによる啓発を行いました。
- ・11月は「子ども・若者育成支援強調月間」とし、横断幕を掲示しました。
- ・全市的な取り組みとして、パッカー車への「こども110番！パッカーくん」ステッカー掲示や、消防隊による小中学校の下校時間帯の学校周辺及び通学路のパトロールを実施しました。

【取り組みの成果】

「こども110番の家」ステッカーと防犯ブザーの配布、防災無線、職員の腕章着用による見守り活動により、子どもを事件や犯罪から守ることができました。

新たに市内郵便局17か所に「こども110番の家」ステッカーを貼っていただくことができました。

【課題・今後の取り組み】

子どもの見守りは継続した実施が求められることから、引き続き、地域や青少年関係団体等と連携し、子どもの見守りを全市的な活動として実施します。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	インターネット有害情報監視事業
------------	-----------------

主管課	青少年課
施策の方向	①地域ぐるみの環境づくり
事業実施の意図	携帯電話やパソコンが普及する中、子どもたちをインターネットの有害情報から守り、青少年の健全な育成を推進します。
事業概要	インターネット犯罪から子どもたちを守るため、インターネット上の有害情報を監視します。 個人やクラスが特定できるもの、児童、生徒、先生への誹謗中傷などについては、学校と連携し、サイト管理者への削除依頼などの対応を実施します。

指標（目標）	小・中学校に係るインターネット上の検案件数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	4,500件/月	4,500件/月	4,500件/月	S
実績値	3,673件/月	3,977件/月	-	

【事業実績】

非常勤嘱託職員（1名）が、インターネット検索により有害情報の監視をしています。TwitterやInstagramなど検索可能な書き込みを掘り下げて検索を行い、緊急を要する案件についての情報を関係課に報告しています。

インターネット上での子どもたちのつぶやき等を見守りながら、関係機関と連携・協力し、指導や保護につなげています。

（令和元（2019）年度実績）

- ・検索総数4万7720件（うち、学校教育指導課への報告件数3121件）
- ・監視日数147日

【取り組みの成果】

悩んでいる様子が見受けられたり、個人やクラスが特定できる書き込みやSNS利用時に注意すべき事案等について、関係機関へ情報提供しました。本人への指導や保護者との相談により課題解決の糸口となったり、SNS利用時の注意点を全校集会や学校だより等をとおして周知する等により、児童・生徒等への啓発につなげています。

【課題・今後の取り組み】

FacebookやLINEなどの検索不可能なツールや、匿名のやりとりが可能なツール（Peing-質問箱）等、利用するSNSツールの多様化等により、書き込みの監視がしにくくなっています。
学校等との連携を密にすることで、早期対応に努めるとともに、学校で実施している情報モラル教育について、学校の実情に応じた内容で実施してまいります。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	小学校ふれあいプラザ事業			
主管課	青少年課			
施策の方向	②青少年の居場所づくり			
事業実施の意図	放課後の安全な遊び場を提供します。 地域の高齢者の活躍の場を提供します。			
事業概要	パートナー（安全管理員）が見守る中、学校施設において異年齢児童間の自主性を育成します。 パートナー向け講習会を実施します。 運営協議会を実施します。 情報交換会を実施します。			
指標（目標）	年間参加人数・実施校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	37,000人 19校	38,500人 19校	40,000人 19校	S
実績値	34,627人 18校	32,186人 18校	-	
【事業実績】 放課後の小学校施設を子どもの居場所として、地域の方のご協力をいただき開設しました。生涯現役応援窓口と連携し、地域の高齢者の方々の活躍の場にもなっています。このほか、体験学習のための講師派遣を実施しました。 プラザ開催時に児童クラブの児童が参加したり、児童クラブの管理・運営団体と小学校ふれあいプラザ運営協議会で情報交換を行ったりと、連携を広げています。 （令和元（2019）年度実績） ・6月にパートナー向け講習会、9月に普通救命講習会、7月と10月に情報交換会を実施しました。 ・各プラザの事業充実のため、プラザ運営協議会を年3回行いました。 ・各運営委員会の依頼により、パートナー募集や保険等について、小学校新入学児童説明会で説明しました。 ・生涯現役応援窓口と連携し、7名をパートナーとしてプラザに紹介しました。				
【取り組みの成果】 子どもたちがプラザへ参加することにより、異年齢間、地域とのつながりを持つことができました。 生涯現役応援窓口と連携し、パートナーの人材確保を図りました。		【課題・今後の取り組み】 目標値が達成できていないことから、参加者を増やすため、事業の周知や内容の充実、学習支援教室の他校への展開等について検討していきます。 また、事業の運営に携わる方々の負担感が大きいというご意見もあるため、運営に係る事務負担の軽減等についても検討を進めていきます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	子ども会育成事業			
主管課	青少年課			
施策の方向	④青少年サポート体制の確立			
事業実施の意図	子ども会活動の活発化を図ります。			
事業概要	子ども会登録の参加児童が、一堂に会す子ども会交流事業を実施します。 子ども会役員を対象とした子ども会入門講座、子ども会ゲームセミナーを実施します。			
指標（目標）	子ども会交流事業への参加子ども会数及び児童数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	25単子 170人	25単子 170人	25単子 170人	C
実績値	21単子 94人	13単子 39人	-	
【事業実績】				
【子ども会交流会】 茅ヶ崎市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）に所属している単位子ども会を対象に開催しています。 「ドッジビー大会」を通して、市内の子ども会に参加している小学生が他学区の子どもと相互に交流を図る場となっています。 （令和元（2019）年度実績） 10月16日 総合体育館 13単子39人 【子ども会新役員研修会】 新年度の単位子ども会役員を対象に、子ども会を理解し、活動に役立ててもらうために開催しています。 （令和元（2019）年度実績） 3月2日 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
子ども会交流会は、秋休み中の10月16日に開催しましたが、他イベント等と時期が重複したこと等により、参加者が少ない結果となりました。 両事業ともに、市子連、青少年指導員、ジュニアリーダーズクラブと連携して進めることができ、子ども会の活動支援体制が取られています。		安全に開催し、参加者を増やすため、市子連と調整し、来年度は3月26日に変更して開催予定です。 市子連加入の単位子ども会が減少する中で、これまで広報紙での子ども会活動の紹介やラジオ番組での募集、全校への子ども会参加のチラシ配布等を実施してきましたが、参加者の増につながっておりません。参加者をどのように確保していくか、検討していきます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	ジュニアリーダー養成講座の開催
------------	-----------------

主管課	青少年課
施策の方向	④青少年サポート体制の確立
事業実施の意図	ジュニアリーダーとしてのスキルと知識を学び、地域の青少年リーダーとしての自覚を持たせます。
事業概要	野外活動での安全管理の研修・講座を実施します。 ゲームやレクリエーション運営などの研修・講座を開催します。 研修を通じてボランティアスピリットとは何かを学びます。

指標（目標）	ジュニアリーダー養成講座開催数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	年間4回	年間4回	年間4回	S
実績値	年間6回	年間5回	-	

【事業実績】

中学1年生を対象に、ジュニアリーダーとして活動するために必要な基礎知識やスキルを習得するために講座を開催しました。ゲーム指導の実習のほか、活動を通してのボランティアスピリットの理解を深めました。

たくさんの仲間と出会い、お互いに協力しながら学び合うことの大切さを経験しています。

（令和元（2019））年度実績）

入門講座	15人	3月23日（平成30年度実績）
①KYT	17人	4月13日
（危険予知トレーニング）		
②基礎講座	15人	4月13日
③応用講座	12人	5月11日
④実践講座	11人	6月2日
⑤宿泊研修引率体験	11人	9月28日～29日
⑥入門講座	中止	3月28日（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

【取り組みの成果】

講座の開始時期を早めたことが参加者増につながった一因と考え、前年度に引き続き、キャンプ事業やイン・リーダー研修からの流れで参加できる日程を組み、参加者増となりました。

ジュニア・リーダーズ・クラブに14名が入会しました。

茅ヶ崎市シニア・リーダーズ・クラブのメンバーを講師とすることで、より実践的な内容になりました。

【課題・今後の取り組み】

子ども会の加入者数の減少等に伴い、ジュニアリーダーになりたいという子どもの数も減少傾向です。受講者数を増やすため、広報・啓発活動を行い、ジュニアリーダー活動を周知します。

また、ジュニア・リーダーズ・クラブに入会后、即戦力として活動できるよう、講座のプログラムを検討していきます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	(仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業			
主管課	青少年課			
施策の方向	⑤青少年の活動拠点としての施設整備			
事業実施の意図	子どもからお年寄りまでが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなどして、あらゆる世代がふれあうことができる施設を目指します。			
事業概要	旧海岸青少年会館と福祉会館を「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」に基づき、（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設として再整備します。			
指標（目標）	整備目標			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	工事完了 開館	障害等調査	－	S
実績値	工事完了 開館	障害等調査	－	
【事業実績】				
体験学習センター建設工事に係る影響について、近隣住宅地等への工事後の障害等調査を業務委託し、実施しました。 その結果、工事事前調査を実施したポイントを基本とした中で、工事事後調査においては、調査希望の申請をいただいた住宅1件について、調査を実施し、工事影響無しの調査結果となりました。 また、電波障害調査では業務委託により本センター周辺7地点の調査を実施し、地上デジタル放送の画像評価、品質評価等について、すべて正常に受信との調査結果であり、不良評価はありませんでした。 施設利用としては、主催事業・利用登録団体・開放事業を合わせて約85,000名の利用があったほか、自主的・自発的に学び、活動する青少年の育成とともに、高齢者・障害者の健康・いきがいに寄与する事業として44事業を実施しました。				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
体験学習センター建設工事においては、近隣住宅地に悪影響を及ぼすことがなかったという調査結果を得ることができました。 施設運営については、体験学習施設という新しい形態ということもあり、管理面や事業展開などにおいて、地域の方々の連携・協力の基、取り組むことができました。		今後も近隣地域の方々にご理解をいただく中で本センターの安全な運営管理に努め、引き続き、幅広い世代に参加いただける事業実施に取り組めます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	子ども大会の実施
------------	----------

主管課	青少年課
施策の方向	④青少年サポート体制の確立
事業実施の意図	異年齢間の交流を図ります。 地域により子どもたちを育成します。
事業概要	各青少年育成推進協議会に委託して、地域ごとに企画し、運営します。 年に1回から数回開催、各地区ごとに開催回数が異なります。 演奏会、作成指導、運動指導などを実施します。

指標（目標）	19学校区の実施			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	19学区	19学区	19学区	S
実績値	19学区	19学区	-	

【事業実績】

19小学校区の青少年育成推進協議会（以下「推進協」という。）が企画・運営しています。

年齢の異なる子どもたちが集い、様々な遊びや体験を通して交流を深めるとともに、地域の方々の協力により事業が実施され、地域で子どもたちを育成する機会となりました。

昭和から平成、令和の遊びをテーマにしたおまつりや、地域におけるクリスマス会でのレクリエーション、凧作り・お正月遊び体験、エコバッグやうちわの手作り教室、輪投げ・ゴム飛び・平均台歩き・跳び箱越えをコースに取り入れたミニミニサーキットの体験、縄跳び教室等、各推進協が工夫をこらした事業を年に1～2回実施しています。

【取り組みの成果】

学区の中学生が事業に協力する姿が多く見られ、子どもが地域の中で活動する場となっています。

また、いろいろな遊びを通して子ども達と地域の方々の交流を深めることができました。

【課題・今後の取り組み】

学区により、担い手の不足や固定化といった課題があります。他学区の情報を共有すること等により、持続可能な体制づくりのサポートを継続していきます。

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	子どもの家の管理業務委託			
主管課	青少年課			
施策の方向	② 青少年の居場所づくり			
事業概要	地域からの要望に基づき市が設置した「子どもの家」を管理運営します。 安全安心な遊び場にするため、事務員が1人以上常駐し、子どもを見守ります。 子どもが集う場としての価値を高めるため、自主事業を実施します。			
指標（目標）	利用者数（年間）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	39,000人	39,320人	39,640人	A
実績値	37,856人	30,226人	-	
事業名	主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）			
主管課	青少年課			
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進			
事業概要	青少年事業、子ども事業、親子事業、地域交流事業、共催事業、開放事業を行います。			
指標（目標）	主催事業の開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	120事業	90事業	90事業	S
実績値	109事業	60事業	-	
事業名	（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設運営業務			
主管課	青少年課			
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進			
事業概要	自主的・自発的に学び・活動する青少年を育成するとともに、高齢者・障害者の健康・いきがいつくりに寄与する事業を実施します。 多世代共生拠点となり、交流のモデルを創出し、多世代共生のコミュニティを広げる事業を実施します。			
指標（目標）	自主事業の開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	13事業	50事業	50事業	S
実績値	18事業	44事業	-	
事業名	自然体験教室の開催			
主管課	青少年課			
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進			
事業概要	自然環境の中で、直接体験や異年齢集団による遊びを通じて健康な体をつくります。 各種体験活動を行い、育成者や仲間とのふれあいを通して社会性を育み、今後のジュニアリーダー養成へのきっかけをつくります。			
指標（目標）	参加満足度			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	80%	80%	80%	S
実績値	90%	92%	-	

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業（宇宙飛行士展示コーナー関連事業費）			
主管課	青少年課			
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進			
事業概要	宇宙にはばたく夢宇宙飛行士展示コーナーを運営します。 ちがさき宇宙教室を開催します。			
指標（目標）	宇宙教室開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	4回	4回	4回	S
実績値	4回	4回	-	
事業名	冒険遊び場事業			
主管課	青少年課			
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進			
事業概要	おおよそ月に1回、市民の森等で開催します。 「虫取り」「泥遊び」「ロープ遊び」「火おこし」「木工作」等を実施します。 禁止事項の少ない、子どもたちの遊び場を提供します。			
指標（目標）	冒険遊び場事業開催数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	年間12回	年間12回	年間12回	S
実績値	年間12回	年間32回	-	
事業名	青少年指導員活動支援			
主管課	青少年課			
施策の方向	④ 青少年サポート体制の確立			
事業概要	青少年健全育成および青少年健全育成の取り組みを周知します。 青少年健全育成のためパトロールなどを実施します。			
指標（目標）	愛のパトロール実施地区数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	19学区	19学区	19学区	S
実績値	19学区	19学区	-	

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

施策6

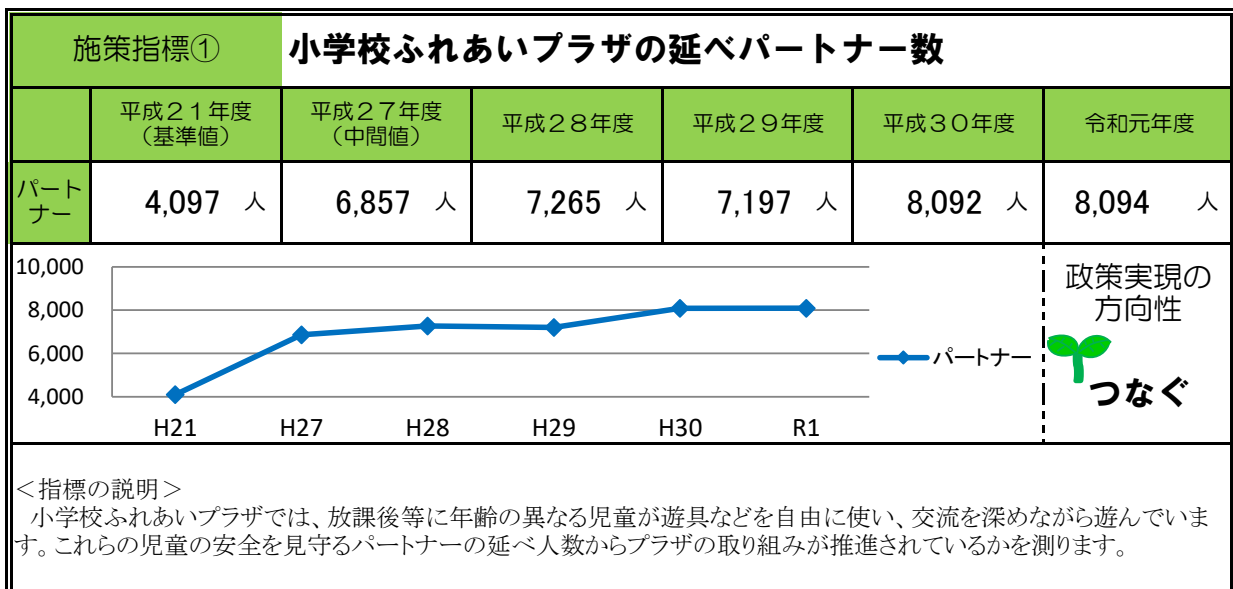
自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成



次代を担う青少年が、自ら生きる意欲や自立への意欲を高め、社会の一員として、生き生きと充実した生活を送っていけるよう青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

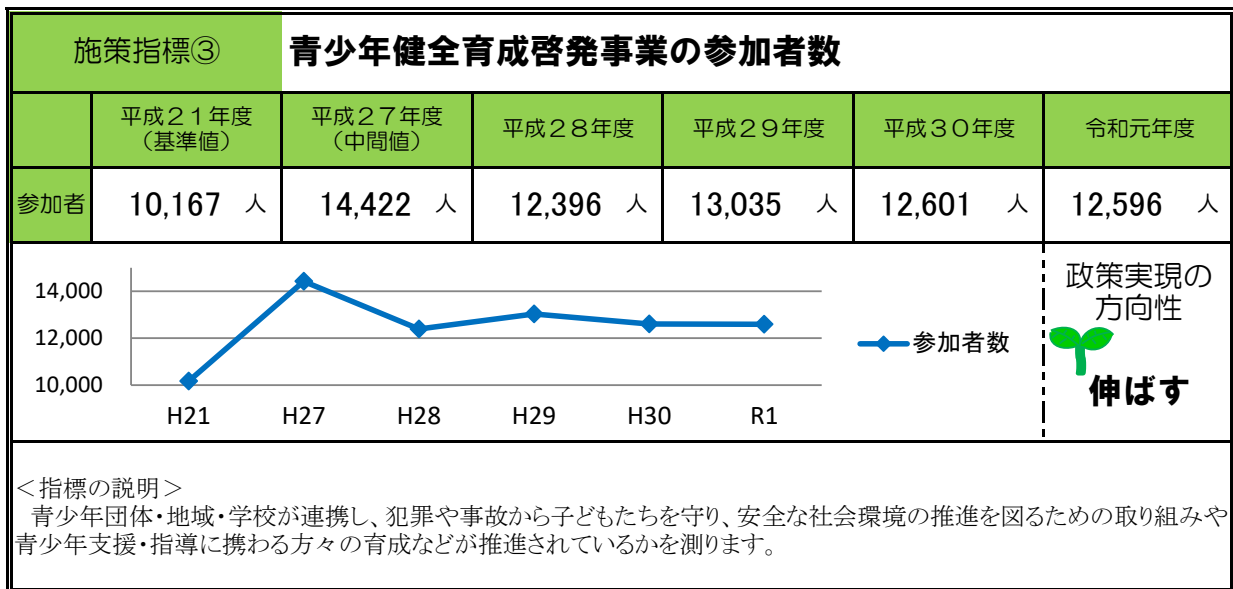
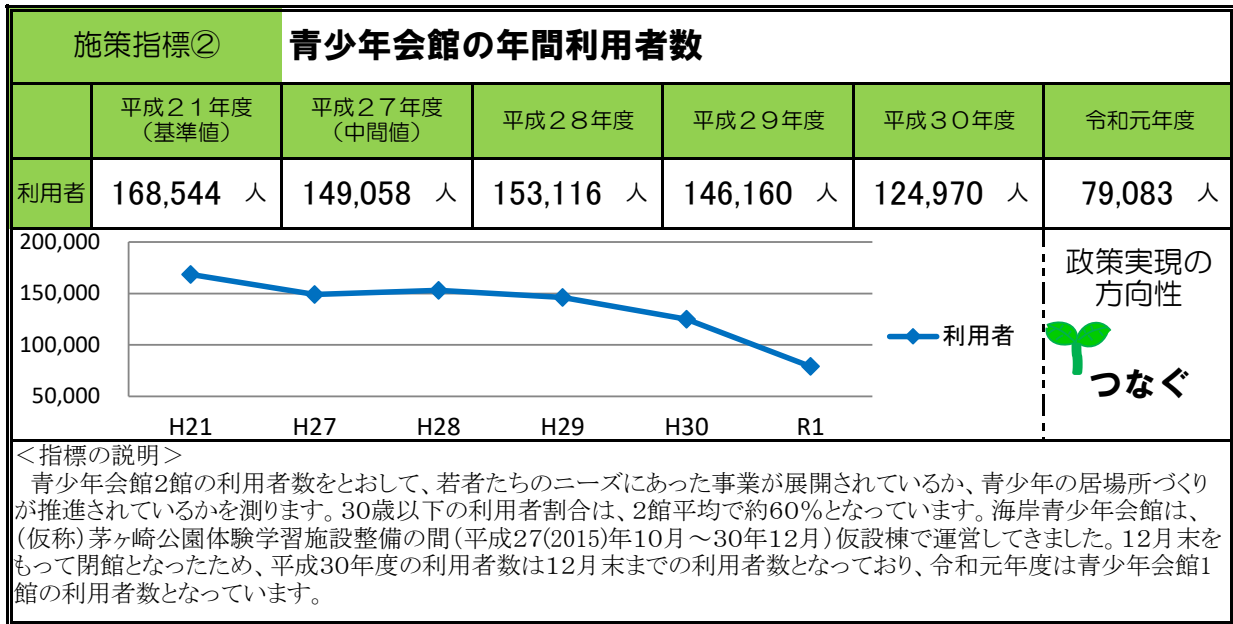
施策の方向

- ① 地域ぐるみの環境づくり
- ② 青少年の居場所づくり
- ③ 多様な体験活動と交流の促進
- ④ 青少年サポート体制の確立
- ⑤ 青少年の活動拠点としての施設整備



政策2

施策6



施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備



長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた市民共有の貴重な財産である文化財を地域と協働しながら調査・収集を進め、保護・継承し活用します。

文化資料館の整備を進め、次代の文化創造とまちの賑わいを創出できる『まちの小さなミュージアム』を目指します。

施策の方向

① 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開

文化資料館や民俗資料館において、郷土の歴史や自然、文化などの教育資源を有効に活用した事業を実施します。併せて、文化資料館と美術館、他市の博物館等との多種多様な資料の相互利用を図り、様々な学習ニーズに対応した学習機会を提供します。

また、若い人たちが郷土の歴史や自然に愛着を持ち、知り、学ぶことができるよう小学校や中学校の総合的な学習の時間への対応、資料の貸出し、大学生の学芸員実習受入れなど、学校との協力体制を強化し、多彩な教育活動を展開します。

② 文化財の調査・収集と保護

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うと共に、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。

祭囃子(ばやし)や民謡など地域に伝わる郷土芸能等の無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう活動場所を確保し、後継者の育成を支援します。

また、埋蔵文化財については、開発等に伴う届出を基に、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図ると共に、膨大な現存資料及び今後増加する資料を適正に保管・活用します。

③ 文化財保護意識の啓発

茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、郷土芸能大会や文化財講演会、遺跡調査発表・展示会等の事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

④ 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出

「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」を市民と共に推進し、茅ヶ崎の歴史、文化財、自然、景観、産業などを調査し、有形無形の宝物を発掘し、学習の場、観光の場、地域活性の場として活用していきます。

文化資料館においては、保管する多様な郷土資料の展示やワークショップを通して、市民と資料のコミュニケーションを促進すると共に、郷土資料を市民の遺産として守り育て、茅ヶ崎の価値の発見・再発見による地域社会の賑わいを創出します。

⑤ 史跡の保存整備と活用

茅ヶ崎だけでなく日本の貴重な遺跡である下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡及び高座郡衙(たかくらぐんが))の保存整備ができるよう史跡指定・整備に向けて取り組みます。

また、国指定史跡「旧相模川橋脚」やその他の史跡を維持・管理し、さらに発展的に活用します。

⑥ 郷土を語る文化資料館の整備

茅ヶ崎の歴史・文化・自然といった、まちを語るために欠かせない資料を展示する設備と、資料を保管する収蔵スペースなど社会教育の場としての十分な機能と設備を備えた施設として文化資料館を移転・整備します。さらに、収蔵資料や市内に所在する文化的・歴史的資料の追求を行い、文化財の価値の把握に努め、活用事業を進めます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業			
主管課	社会教育課			
施策の方向	④郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出			
事業実施の意図	地域の文化・歴史・自然など有形・無形のまちの宝ものを「都市資源」と呼び、保全・活用し、まち全体を生き生きさせ、まちを愛する人々を増やすことで、地域の連帯意識の希薄化、身近な自然に接する機会の減少など、市が抱える都市課題の解決に寄与します。			
事業概要	「住まう茅ヶ崎について1から学ぶ」をテーマにした講座（基礎編）」を実施します。Web上で受講できることをはじめ、「住まう茅ヶ崎」について知ることができる「MaruhakuTV」を運用します。 市民が発掘し調査研究した都市資源のデータを蓄積する都市資源データベースを運用します。 茅ヶ崎の都市資源を生かした活動を一体的に発信するキャンペーン事業・企画展および特別展を開催します。			
指標（目標）	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座の実施回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	2回	2回	2回	S
実績値	2回	2回	-	
【事業実績】				
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座（基礎編）を春期・秋期の2期開講しました。同講座は、インターネットサイト「MaruhakuTV」でも視聴することができ、いつでも誰でも講座が受講できる環境となっており、「住まう茅ヶ崎について知る機会がいつでも開かれているまち」を具現化する一助を担っています。 「MauruhakuTV」や「都市資源データベース（公開準備中）」のWebページを関連付けて、インターネットでの学びの場を整備し、より市民の学びの機会を創出するため、MaruhakuTVのサーバーを活用してポータルサイトの構築を進めました。 令和元（2020）年度企画展「つながるちがさき2020」では、市役所市民ふれあいプラザを拠点に、6日間にわたって茅ヶ崎のことを再発見できる講座やまち歩き、ワークショップなどを展開しました。これまでの企画展の会場と異なり、他用で市役所に訪れる人にも本事業のPRができ、初めて本事業の企画に参加する人が例年より増えました。企画展期間中に、「かながわエコミュージアムフォーラム2020」を実施しました。金目エコミュージアム（平塚市金目）と三浦半島まるごと博物館連絡会で活動している方をお招きし、事例発表やパネルディスカッションなど、他地域のエコミュージアム活動と連携を図ることができました。 また、市民ボランティアによるガイド研修事業の実施など、多岐に渡る企画を展開しました。				
【取り組みの成果】		【課題・今後の取り組み】		
講座や企画展を開催することで同事業に参画する市民がこれまで以上に増え、市民同士や市民と行政間で役割を担い合い、支え合う活動が増えました。 他市ガイドツアー団体や大学の学芸員課程から視察の依頼を受けました。 なお、9月に開催予定だったICOM（国際博物館会議）京都大会のポストカンファレンスツアーは、台風第15号の影響で中止となりました。		市民と行政の協働事業推進体制による精力的な活動展開が成果を生み、他自治体等からも評価をいただいています。参画する市民一人一人の得意分野を生かすことが活動の活性化につながった一方で、個人のスキルに頼る面も多くなっており、現在の協働の在り方をベースに、持続可能な事業運営の仕組みを再検討する必要があります。ポータルサイトの活用などにより、活動の成果の記録化に取り組みます。		

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業			
主管課	社会教育課			
施策の方向	⑤史跡の保存整備と活用			
事業実施の意図	国指定史跡下寺尾官衙遺跡群を含む下寺尾遺跡群を、市民参画による公開活用を通じて後世へ確実に継承するとともに、市民の教育普及に役立てます。			
事業概要	史跡指定地を公有地化します。 下寺尾廃寺部分の整備に向けた計画策定・設計を行います。 確認調査、資料整理、調査研究を実施します。 公開活用のための説明板を設置します。 公開普及のための学習会等の開催、パンフレットなどの作成をします。 弥生時代の環濠集落の遺跡を新たに国指定の史跡になるようにします。			
指標（目標）	適切な保存管理、活用整備の推進			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	整備基本計画検討、 用地取得、発掘調査	第1期整備設計・工事、 発掘調査、用地取得	第2期整備検討、工事、 用地取得、発掘調査	S
実績値	弥生時代の環濠集落跡の 国指定、用地取得、発掘調査	下寺尾遺跡群保存活用 連絡会普及事業、説明 板設置、シンポジウム	-	
【事業実績】 下寺尾遺跡群は、下寺尾西方遺跡が平成31(2019)年2月26日に国指定史跡となったことを受け、二つの国指定史跡が重なって所在するという全国的にも稀有な事例となりました。このことを市民の皆様にも広く知っていただくため、「重なる史跡」を題材としたシンポジウムを実施し、今後の史跡の保存活用について考える機会としました。 茅ヶ崎市には下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡の史跡が重なる事例だけでなく、旧相模川橋脚が史跡及び天然記念物の異なる分野での指定を受けている事例もあることが示され、茅ヶ崎市の特色であるとともに地元や有識者、行政が協力して保存活用を推進することが大切であると会場内で認識を得ることができました。 地域や有識者等さまざまな個人団体からなる下寺尾遺跡群保存活用連絡会では、連絡会事業として遺跡まつりを10月に実施しました。連絡会の会員による催し物を通じて、市民に史跡に親しむ機会を創出するとともに、連絡会の会員同士の連携を図る機会としました。教育委員会では、発掘調査の様子を公開するほか、過去に公有地化を行った土地に解説板を設置し簡易的な表示を行い、史跡への理解を深めることができるよう取り組みました。 また、史跡内外で調査を行い、史跡内では古代の建物跡を、史跡外では弥生の環濠の一部を確認しました。				
【取り組みの成果】 下寺尾遺跡群を対象とした発掘調査や活用事業を通じて、史跡の調査研究を進め、その成果を市民に公開することができました。 これらの取り組みを継続してきた結果、行政のみが活動の実施主体となるのではなく、様々な個人団体が下寺尾遺跡群の保存活用に関心を抱き、活動を行うようになりました。		【課題・今後の取り組み】 下寺尾西方遺跡の保存活用計画を策定するほか、発掘調査の成果を報告書としてまとめ、重なる史跡を意識した整備の検討を行う必要があります。 今年度調査を行った史跡外の土地については地権者の方の理解を得ながら、史跡追加指定へ向けた取り組みを行う必要があります。		

「施策の主な事業」についての事務事業評価（その他事業）

事業名	（仮称）歴史文化交流館整備事業			
主管課	社会教育課			
施策の方向	⑥ 郷土を語る文化資料館の整備			
事業内容	都市部や下水道河川部と連携し社会資本整備総合交付金を活用した事業を推進します。教育総務部と連携して博物館を建設し、文化資料館の博物館機能を移転します。文化資料館で収蔵している資料を整理・燻蒸（くんじょう）し、新博物館へ移転します。民俗資料館旧和田家・旧三橋家の保存整備事業と調整し、一体的な整備を図ります。			
活動指標	（仮称）歴史文化交流館整備事業の推進			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	用地取得周辺地整備事業との調整	建築工事着工準備	建築工事着工 展示収蔵製作着手	S
実績値	用地取得周辺地整備事業との調整	建築工事着工準備	-	

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

施策7

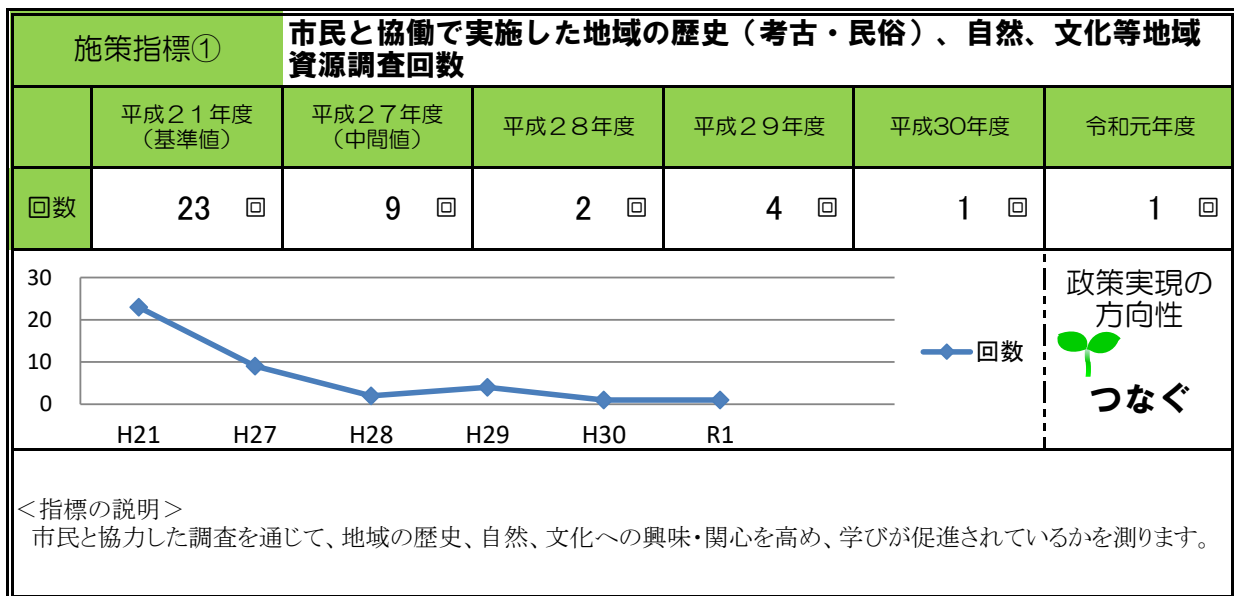
郷土に学び未来を拓く学習環境の整備



長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた市民共有の貴重な財産である文化財を地域と協働しながら調査・収集を進め、保護・継承し活用します。文化資料館の整備を進め、次代の文化創造とまちの賑わいを創出できる「まちの小さなミュージアム」を目指します。

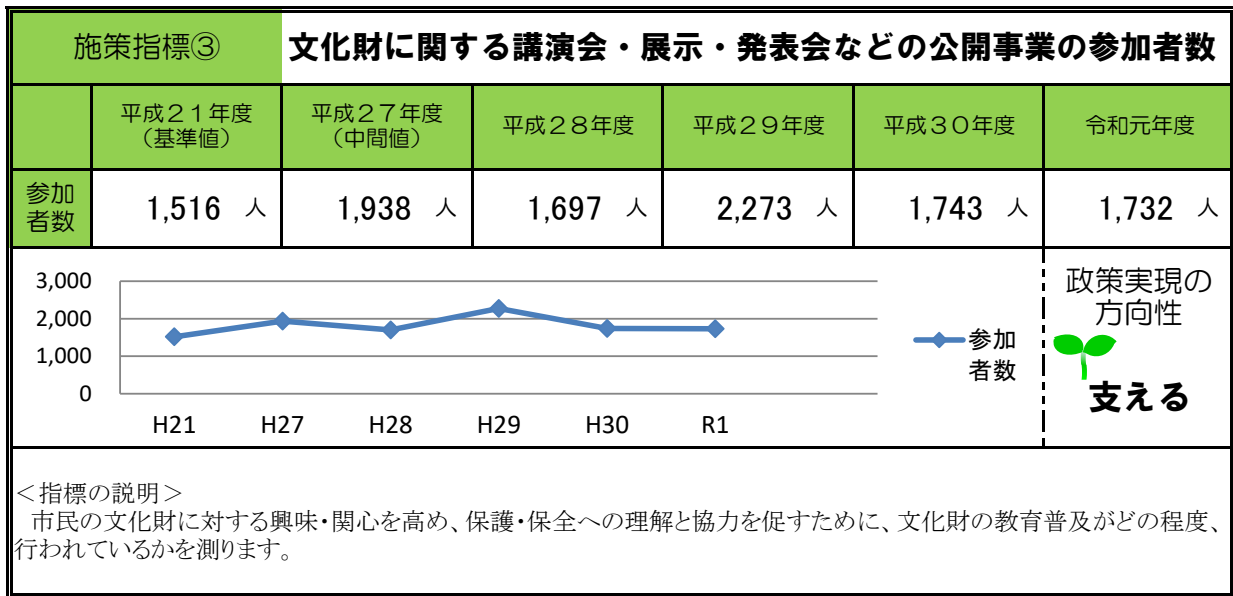
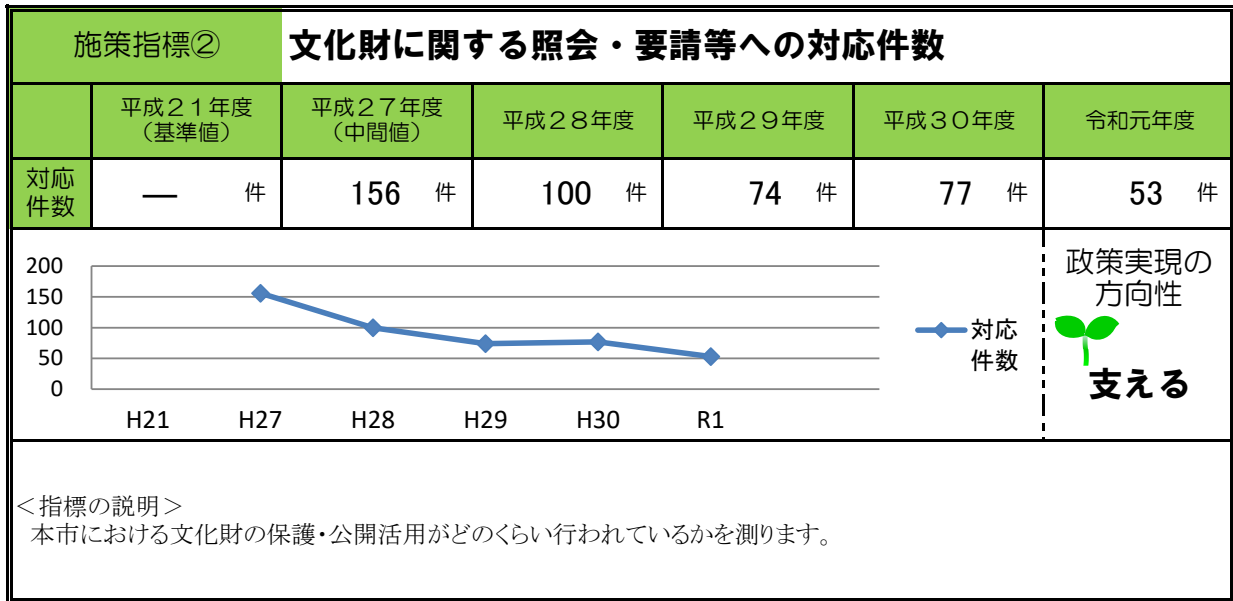
施策の方向

- ① 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開
- ② 文化財の調査・収集と保護
- ③ 文化財保護意識の啓発
- ④ 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出
- ⑤ 史跡の保存整備と活用
- ⑥ 郷土を語る文化資料館の整備



政策2

施策7



政策 2 「学びあい響きあう社会教育の充実」に関する知見

政策 2 「学びあい響きあう社会教育の充実」は、次世代の育成を道標とした市民性を高める社会教育の展開により、学校と家庭、地域、また教育関係機関、教育関係者等を結ぶ役割を担い、社会教育と学校教育との連携・協力を進め、家庭教育と幼児期の教育への支援を行うことを目標としています。この政策は、大人と子どもの社会教育と社会教育施設の充実に関する施策 5 「大人と子どもが共に育ち合う社会教育の推進」と、特に青少年教育に関わる施策 6 「自立への意欲と夢を育む青少年の育成」、また郷土の文化財や史跡等の調査保存と教育的活用を図る施策 7

「郷土に学び未来を拓く学習環境の整備」で構成されます。これらの施策の方向のもとで実施される事業は、いずれも社会教育の振興を図り、地域の学習環境を豊かにするための確実な運営とともに、時代や地域の実情に合わせた柔軟性と発展性が求められます。

令和元年度の評価対象は32事業ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設等の休館を含め、多くの事業が休止・規模縮小を余儀なくされました。市民の学習機会を保障するため、社会教育の充実・推進に向けた不断かつ発展的な取り組みが必要とされます。

施策 5 : 大人と子どもが共に育ち合う社会教育の推進

あらゆる市民の学習活動を促す社会教育の推進のため、社会教育施設を核とした地域の実情と現代的課題を踏まえた学習機会の提供と、学習活動への支援が求められます。社会教育の特性から、学習者が学びあうとともに、学習の成果を事業において生かすという観点も重要です。

施策の方向①「大人と子どもの多様な学習機会の提供」において、地域課題や社会的要請課題をふまえて市民に学習機会を提供する「社会教育講座」は、2講座が実施されました。「編み物初心者教室」は駅近くの商業施設を会場に9回開かれ、多くの市民の参加を促し、地域住民が講師となることで学習成果の活用も図られたことが評価されます。「英語でおもてなし」講座は、「グローバル化」を課題として新規に企画・実施されました。また、公民館の「社会的要請課題をテーマとした事業」は、5館で75事業が実施されました。一部の事業が新型コロナウイルス感

感染症の影響で中止となったのは残念ですが、厳しい状況の今こそ、地域課題及び社会的要請課題のいっそうの掘りおこしと、対象となる市民が参加しやすい事業の企画・運営が求められます。

同様に、学習機会の提供が目指される公民館の「子ども事業」は、5館で62事業が実施され、平成30年度を大きく上回る延べ 6,050人の参加がありました。公民館が行う子ども事業は全国でも先導的な取り組みであり、公民館利用サークルの協力によりサークル活動体験事業や料理教室等が実施され、各館の特色を生かして、地域住民とともに事業を運営し、多世代で交流する視点が大切にされていることが評価されます。公民館利用者や子ども、また学校関係者等の意見を生かし、子どもにとって魅力的な居場所となるよう、事業内容のいっそうの充実を期待します。

施策の方向②「家庭教育・幼児期の教育の支援」において、公民館が行う「家庭教育支援関連事業」は、5館で目標値を上回る43事業が実施され、延べ 3,755人が参加しました。幼い子どもと保護者が気軽に参加でき、家庭教育・保育の理解を深め、保護者間の交流・仲間づくりを促す場を作ることは、子育て世帯が孤立しがちな現代社会では不可欠です。社会教育の観点での家庭教育支援として、保護者や支援者への学習機会の提供と共に学ぶ環境づくり、また、青少年育成推進協議会、小・中学校のPTA等との連携は、ぜひ進めていただきたいです。

「PTA研修会の開催」は、施策の方向③「社会教育関係団体・学習グループの育成・支援」に位置づき、PTA役員の研修の機会となっています。広報担当委員や、PTA連絡協議会役員を対象とした、交流を深めることも目的とした研修会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりましたが、新旧役員対象の本部役員研修が企画されました。PTA活動が保護者や教員の負担とならないよう、PTA役員及び会員の意見集約とPTA活動そのものの検証をふまえ、意義ある研修のあり方を引き続き検討していただきたいです。

同様に、施策の方向③にあたる「公民館利用者活動支援事業」は、社会教育に関わる専門職員の資質向上が目指されています。新型コロナウイルス感染症の影響による1ヶ月の休館と一部事業が中止されたことから、令和元年度の利用件数は1万4,561件に減りました。新型コロナウイルス感染症がもたらしたライフスタイル等の変化を捉えた事業を実施するため、社会教育嘱託員を含め、公民館運営を担う職員の一層の専門性の発揮に期待したいです。

この他、2つの社会教育関係団体への支援として、組織活動への指導助言と補助金交付が着実

に行われました。両団体とも活動の担い手の減少等の課題があるとのことで、市民が活動内容を理解し、関わりやすくなるよう、積極的な情報開示も行っていたきたいです。

施策の方向⑧「市民が読書に親しめる環境づくり」にあたる「図書館利用及び貸出事業」は、本館、分館での資料貸出点数が目標値を下回る 60万4,922点ですが、公民館に併設された図書室等での貸出数を含めると 96万5,410点に上ります。図書館ネットワークや民間事業者と連携した家庭配本サービス等が効果的に活用されています。「郷土資料デジタルライブラリー」は、NPO団体と連携した行政提案型協働推進事業として平成30年度から運営され、資料を活用した講座も実施されました。事業自体は令和元年度末で終了するとのことですが、郷土資料のデジタル化は業務の一環としてぜひ継続していただきたいです。コロナ禍の今、市民が自宅や図書館以外の施設等で資料や情報を利用できるよう、資料のデジタル化や新たなコンテンツの構築は、充実がいそがれます。読書環境の基盤となる施策の方向⑨「情報拠点としての図書館の充実」にあたる「図書館資料収集事業」の充実も必要です。

「図書館自主事業」は、本館で37 事業、分館で4 事業が実施されました。市内の書店やNPO団体の協力を得た「本がだいすきプロジェクト」は継続され、「この、一冊」コンクールは、多くの応募者を集め、製本講座等の魅力的な関連講座が行われました。この他、体験学習センターうみかぜテラスや男女共同参画課との連携事業や、本館、分館でのジャズ講座とライブ演奏、ブックリサイクル等の、読書活動のきっかけづくりの工夫も評価されます。

同様に施策の方向⑧にあたる「子ども読書活動推進事業」では、ブックスタート事業が実施されました。配布率は 64.23%で目標値に届きませんが、本館と分館で 1,149パックが配布され、定例のおはなし会や映画会などの事業も実施されました。ブックスタートボランティアは新規の登録もあり、育成と活動は順調と見受けられます。中学生対象のブックトーク講師派遣事業や職場体験の受け入れ、小・中学校の特別支援学級対象の図書館見学会、学校教職員研修の受け入れ等の学校と連携した事業は、今後も継続していただきたいです。

施策6：自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成

青少年の社会性を育み、自立を促すための環境づくりは、活動拠点となる施設と、子ども会や地域団体等の継続的な活動に支えられます。施策の方向①「地域ぐるみの環境づくり」にあたる「子どもの安全を守る都市の推進」は、青少年育成推進協議会等の団体・関係者の協力を得て、令和元年度も全小学校区で実施されました。全国で子どもの安全が脅かされる事件が続く今日、全市での継続的な取り組みが必要とされます。

同様に、施策の方向①に位置付けられる「インターネット有害情報監視事業」は、非常勤嘱託職員1名が、学校や児童生徒、教員に関する情報の検索と、緊急を要する場合は学校教育指導課への報告を担当しています。監視が困難であるSNSが普及した現状を踏まえ、学校や関係機関との連携とともに監視体制の強化が、いっそう必要と考えます。一方で、学校教育や社会生活のオンライン化が進んだ今日、青少年が今日的なメディアリテラシーとスキルを学び、インターネットやICTを有効に活用する事業の充実も待たれます。

施策の方向②「青少年の居場所づくり」に位置付けられる「小学校ふれあいプラザ事業」は、令和元年度も18校で実施され、参加児童は合計で3万2,186人に上ります。児童クラブとの連携や、パートナー（安全管理員）の研修も行われています。パートナーの募集・養成は全国的に課題とされますが、「生涯現役応援窓口」と連携し、地域の高齢の方々が活動に参加する契機になっています。全校でのプラザ事業の実施、また学習支援教室の充実とともに、多世代交流やプラザ運営協議会を核とした地域住民の参画がいっそう期待されます。

施策の方向④「青少年サポート体制の確立」にあたる「子ども会育成事業」は、茅ヶ崎市子ども会連絡協議会に加入する単位子ども会対象の「子ども会交流会」が行われています。令和元年度は日程調整が難しく、参加子ども会数及び児童数は目標値に達せずC評価となりましたが、他学区の子どもとの交流を図る事業は継続していただきたいです。

同様に、施策の方向④となる「ジュニアリーダー養成講座の開催」は、目標値を上回る5回の講座が実施され、参加者が増えています。開催時期や講座内容を工夫されたことが評価されます。子ども会の加入者減少は全国的な課題となる中で、中高生が主体的・創造的に野外活動や体験活動に取り組むジュニアリーダー事業の充実は、学校外の教育の場としても大いに期待されます。

す。

「子ども大会」は、令和元年度も全19小学校区の青少年育成推進協議会が企画・運営を行い、実施されました。地域の方々の協力を得てさまざまな遊びや体験が行われていること、また学区によっては中学生が協力していることも注目されます。

施策の方向⑤「青少年の活動拠点としての施設整備」にあたる「(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業」は、開館して間もない令和元年度に44事業が実施され、青少年や高齢者、障がい者などの8万5,000人も利用がありました。うみかぜテラスとして注目される新施設であり、幅広い世代が利用し、多世代の交流ができる事業の企画・運営が期待されます。

施策7：郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

教育委員会がまさに「50年に一度の大事業」として取り組んでいる2つの事業、すなわち「下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業」と「(仮称)歴史文化交流館整備事業」が、令和元年度もほぼ順調に進められたことは、点検・評価報告から窺われるところです。しかしながら、過去の「知見」でも指摘したとおり、このことが市民の皆様の目にはどのように映っているのかが気掛かりです。

先ず前者ですが、言うまでもなく単年度で完結する事業ではありませんが、現在、事業がどの程度達成されているのか、換言するならば、あと何年すれば事業が完成するのかを、常に市民の皆様提示しながら、それぞれの年度の事業の位置付けを明白にして推進させることが教育委員会には必要です。報告では、「様々な個人団体が下寺尾遺跡群の保存活用に関心を抱き、活動を行うようになりました。」とありますが、実は「保存活用に関心を抱き、活動を行う」市民の皆様こそ、口に出しては仰らないものの、誰よりも事業の完成を夢見ておられることと思います。学校教育・社会教育の別を問わず、粛々と日々の業務や年度の事業を実施していくことは、教育委員会にとって何よりも大切なことです。しかしながら、この「下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業」のように長期に及ぶ事業の場合には、2、3年に一度のインターバルで大きな事業を意図的に企画・実施し、事業の完成まで市民の皆様に関心が途切れないように努力することも必要ではないでしょうか。事業が完成するまでの長期的視野に立った、教育委員会の長期事業計画の再検討・立

案を期待します。

次の「(仮称) 歴史文化交流館整備事業」ですが、こちらは、いよいよ令和2年度から、建築工事が始まります。こちらに関しても、「新博物館」のオープンまで市民の皆様を、文字通り「蚊帳の外」に置いてしまうのではなく、要所要所で現地見学会・説明会等を開催するなど、様々な関連事業を企画・実施していくことが重要です。

出来上がったものを行政が市民に付与するのではなく、教育委員会と市民とが一体となって下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）の保存整備を推進し、(仮称) 歴史文化交流館を造り上げていくという「意識」こそが、今、教育委員会に求められていると考えます。

その点、大きく評価したいのが、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」です。全国的に見ても他の自治体に先駆けて茅ヶ崎市教育委員会が実施している市民参加のエコミュージアム型の社会教育事業ですが、その存在は、全国的にも広く知られるようになりました。報告では、【課題・今後の取り組み】として、「活動成果の記録化に取り組みます。」と記されていますが、この点は、過去の「知見」でも繰り返しその必要性・重要性を指摘してきたところですので、早急に実施されることを期待します。

令和元年度末には、新型コロナウイルス感染症拡大により、残念ながらこうした社会教育事業の運営にも支障が出始めていますが、上記のような諸点が、令和2年度以降の事業に反映・改善され、茅ヶ崎市を特徴付ける社会教育事業が、引き続き市民の皆様とともに地道に継続されていくことを希望します。

政策3

教育行政の効率的・効果的運営

茅ヶ崎市の教育行政の推進体制を整備し、従来、縦割りになりがちであった教育に係る行政運営を改善します。

また、施策の具現化のために必要な調査・研究と総合的な計画の立案・実行・評価・改善を行います。

政策3にかかる施策

- ➡ 施策8 教育的効果を高める教育行政の推進
- ➡ 施策9 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

政策3の自己評価 総括

政策3は、施策8、施策9で構成されています。効率的で効果的な教育行政の推進を図るため、さまざまな取り組みを展開しています。政策3の評価対象事業は、2事業であり、所管する所属の自己評価は、活動指標の目標値と実績値を比較して行い、全ての事業がS評価でした。

施策8は、縦割りになりがちである教育に係る行政運営を改善することを目標としています。施策指標の実績値には前年度に比べて減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染防止対策や事務改善の影響であると考えます。

「地域教育講演会・懇談会事務」については、次期教育大綱および次期教育基本計画に関する説明会および懇談会を開催し、参加者同士や事務局と様々な意見交換ができたが、より効果を上げるためにも周知方法等に検討が必要であると考えます。

施策9は、教育課題を明らかにする調査・研究の推進を目標としています。過年度からの実績値の推移を見ると減少傾向にあります。前年度の知見でもいただいているように、事業継続に向けて、引き続き講演内容や日程など市民ニーズの把握を行い、調査・研究の成果を学校教育や社会教育へ還元していくことが重要と考えます。

政策3では、各施策指標において参加者数や開催回数を設定しており、実績値だけで見ると働き方改革の推進等により減少傾向にあるように見受けられますが、実際に参加した方のアンケート等の結果では、満足している割合が多いことから、事業内容を工夫して教育行政の効率的・効果的運営の着実な実施が図られ、成果があがっていると考えます。

施策8 教育的効果を高める教育行政の推進



教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理を行います。

教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織、人事、事務管理を一層改善し、適正化します。

施策の方向

① 教育委員会の円滑な運営

さまざまな教育課題に対し、教育委員会が適時、的確に意思決定を行うことができるよう、事務の円滑な運営を進めます。

② 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

効率的・効果的な教育行政の推進を図るため、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を継続して行い、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進めます。また、教育施策が計画的に推進され、効果が上がるよう計画(Plan)～実行(Do)～評価(Check)～改善(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

③ 組織と人事管理の適正化

職員間の情報の共有化を進め、的確な市民対応や、新たな課題への取組みなど教育行政の効率的な運営を推進します。また、内部環境、外部環境などを分析しながら、組織、人事、事務管理の適正化を進めます。

④ 情報提供の充実と市民ニーズの把握

教育委員会の役割や活動、教育課題や教育施策を市民に分かりやすくかつ迅速に情報提供し、教育行政への理解の促進を図るため、教育委員会や各小学校・中学校のホームページを充実します。地域や市民のニーズに沿った教育施策を展開するため、地域教育懇談会等の開催を通して、情報交換を行います。

⑤ 危機管理体制の整備

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、防災・防犯体制だけでなく、新型インフルエンザなどの新たな脅威への対応や様々な事件・事故、教育に係わる緊急課題等に対して、教育委員会全体としての危機管理体制を整備します。

⑥ 学校開放の充実

学校施設を社会教育やスポーツ活動の活性化を図るために開放し、有効活用します。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	地域教育講演会・懇談会事務			
主管課	教育政策課			
施策の方向	④情報提供の充実と市民ニーズの把握			
事業実施の意図	地域や市民ニーズ等を的確に把握します。 地域の教育力の向上を図ります。			
事業概要	教育委員会の取り組みや、教育的な話題をテーマとした情報提供を行います。 参加者が少人数のグループにわかれ、教育についての意見交換を実施します。			
指標（目標）	地域教育講演会・懇談会の開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	10回	10回	10回	S
実績値	8回	8回	-	
【事業実績】				
地域や市民のニーズに沿った教育政策を展開するため、市役所や男女共同参画推進センターいこりあを会場として地域教育講演会・懇談会を8回開催しました。 令和元年度は、次期教育大綱（素案）のパブリックコメントを実施するにあたって、教育大綱および教育基本計画についての説明会を開催し、説明会後に意見交換をする懇談会を開催しました。 また、「子どものために大人ができること」をテーマに、例年参加者が多く、過去のアンケートでも開催を希望されている、子どもを取り巻くスマホ・SNSの危険性についての講演会を開催しました。 参加状況は、小・中学校の保護者や関係団体へチラシを配布したこともあり、20代から70代までの幅広い年齢層の参加がありました。 参加者からの意見やアンケート結果は、報告書にまとめ、教育委員会事務局及びひとづくり政策領域各課と共有化を図り、施策を進めるにあたって基礎資料としました。 なお、令和2年（2020）2月28日に「地域コミュニティと若い力～地域ができる“子どもの居場所”のつくりかた～」として、子育て支援課と共同で講演会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。				
【取り組みの成果】				
8回中7回は懇談会を開催しましたが、各回の参加者が少なかったため、アンケートでも「参加者が少ない」との意見がありました。しかし、少なかったからこそその「意見交換ができた」「いろいろ話すことができた」との意見をいただきました。 また、講演会では参加者の94%が満足以上（6%が「普通」）であり、79%が講演内容を実践したい（15%が「どちらかといえば実践したい」、残りは「どちらともいえない」と回答していることから、テーマの設定や実施内容は市民ニーズに沿うことができたと考えます。				
【課題・今後の取り組み】				
懇談会については、チラシの内容および配布先等の検討を行い、より参加者を増やし、多くの意見交換ができる場を提供するよう努めています。 また、令和2年（2020）2月28日に開催予定だった講演会が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となってしまったことから、来年度は開催時期等も検討する必要があると考えます。				

政策3

教育行政の効率的・効果的運営

施策8

教育的効果を高める教育行政の推進

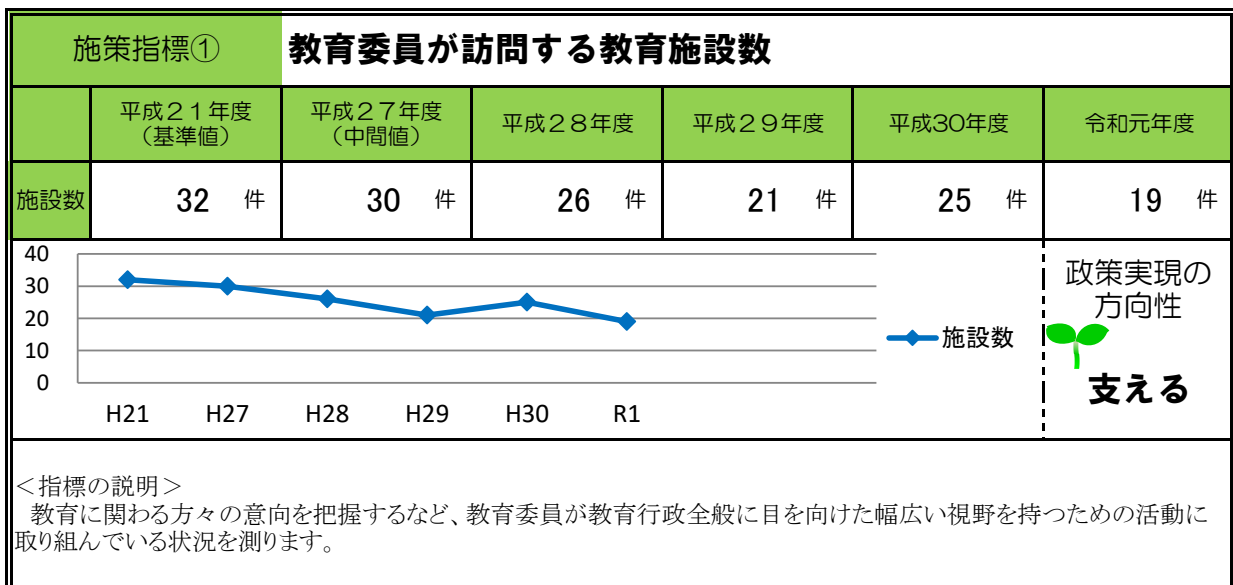


教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理を行います。

教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織、人事、事務管理を一層改善し、適正化します。

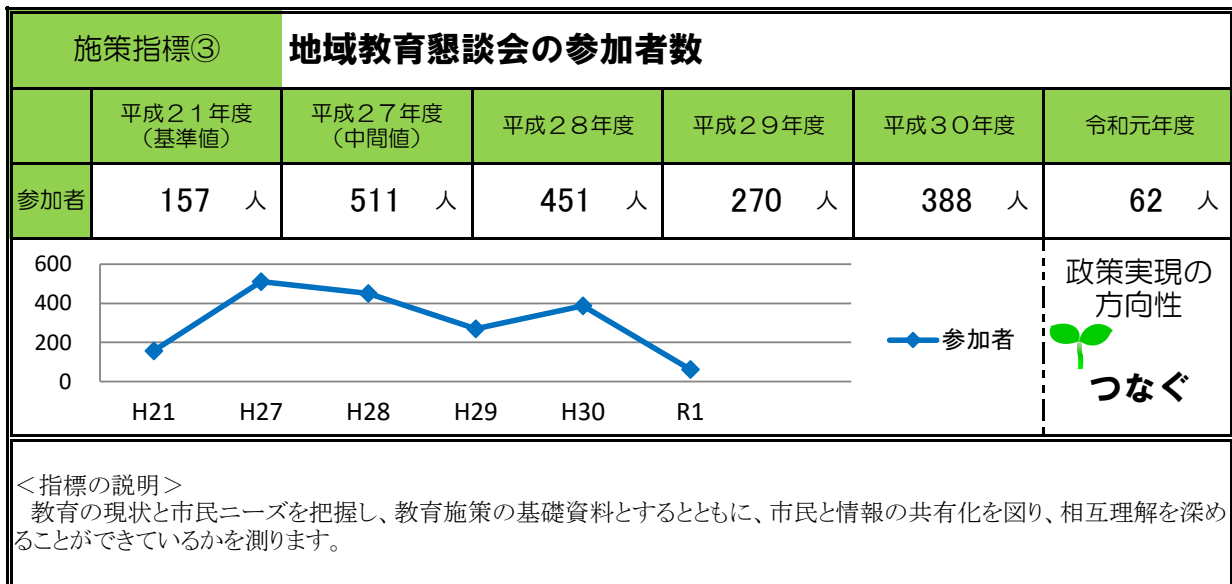
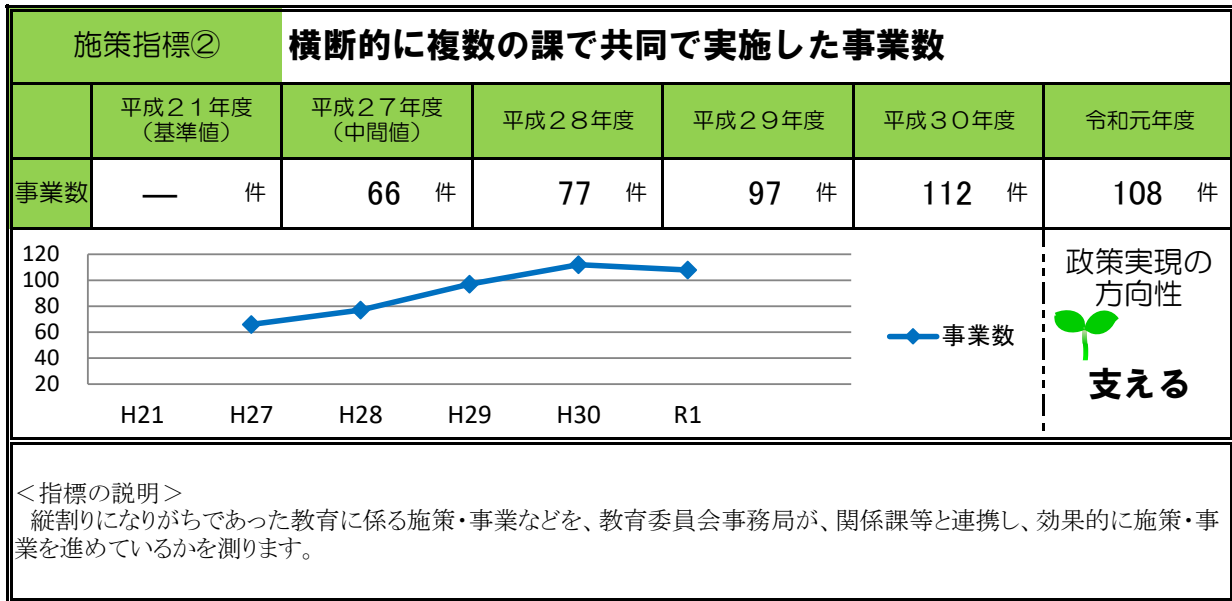
施策の方向

- ① 教育委員会の円滑な運営
- ② 教育行政の点検・評価と進行管理の推進
- ③ 組織と人事管理の適正化
- ④ 情報提供の充実と市民ニーズの把握
- ⑤ 危機管理体制の整備
- ⑥ 学校開放の充実



政策3

施策8



施策9 教育課題を明らかにする調査・研究の推進



学校教育や社会教育が社会のニーズや実情に即した効果的な取り組みができるよう、教育課題について調査・研究を行います。

特に、幼児期の教育について調査・研究を進め、その成果を学校・家庭・地域の連携や社会教育の場で活用します。

施策の方向

① 教育連携の推進

子どもたちの学習・生活状況に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育、地域の教育力が子どもの成長発達にいかに関係しているかを明らかにします。

また、それぞれが有機的につながった教育施策展開の可能性について調査・研究し、関係者会議や研究会を通して実践につなげます。

② 家庭教育・幼児期の教育に関する基礎研究の推進

幼児期からのそれぞれの成長段階での課題へのアプローチについて、専門的な見地から調査・研究を進め、その成果を学校教育、社会教育の場で活用します。

③ 教育関係者及び教育関係職員の研修機会の充実

調査・研究報告書の発行、トワイライトセミナー、幼児期・家庭教育講座や関係機関との共催事業などを開催し、教育関係者や教育関係職員の研修機会を充実します。

④ 茅ヶ崎市教育センターの充実

教育課題を明らかにする調査・研究の過程や結果について教育関係者及び市民に情報の提供を行い、教育についての関心を醸成すると共に、次世代育成に向けて政策立案につなげます。

「施策の主な事業」の事務事業評価（主要な事業）

事業名	「子どもの教育」講座・講演事業			
主管課	教育センター			
施策の方向	①教育連携の推進			
事業実施の意図	市民の教育への意識醸成に努めていきます。			
事業概要	茅ヶ崎市の教育の現状を把握するとともに、教育展開に必要な本質的内容を市民に提供します。 市長部局および教育委員会内の関係各課と連携を深め、市民の教育への意識醸成につながっていく内容の講座を開催します。 身近な場所で、小規模での講座を開催し、より参加者の満足度を高めるように講師との交流を講座内容に設定します。			
指標（目標）	講座講演参加者数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	740人	740人	740人	A
実績値	638人	495人	-	
【事業実績】 大学の研究者や学識経験者と連携を図りながら幼児期の教育に関する基礎研究を進めるとともに、その成果を踏まえた講座・講演等を開催しました。 まず、次世代育成に係る市長部局各課や小学校区青少年育成推進協議会と連携し、公立保育園や地域の公共施設を会場に、乳幼児期から思春期の子どもの成長発達をテーマにした「子育て・子育て出前講座」を9回開催しました（参加者数257人）。小学校区青少年育成推進協議会と共催で開催している出前講座については、市内のほぼすべての小学校区で開催ができ、市民への周知が進んだことから、開催回数を6回から3回へと変更しました。そのためもあり、参加者数としては減少がみられます。 また、「乳幼児期の子育ち・子育て講座」として、「乳幼児期のコミュニケーションー赤ちゃんの声を語ろうー」、「自立に向かう第一歩ーイヤイヤ期の子どもの心に寄り添うー」をテーマに2回開催しました（参加者数101人）。 他に、「教育講演会」として、「幼児期からはじまるアクティブラーニングー主体的に学ぶ子を育てる教育ー」をテーマに、主体的な学びの理解を深め、子どもの育ちを支える大人の役割について考える機会を提供しました（参加者数137人）。				
【取り組みの成果】 いずれの講座・講演も保幼小中教育関係職員だけでなく、市関係職員、市民や保護者を対象として実施しました。大学の研究者や学識経験者に乳幼児期を中心とする子どもの成長発達や家庭教育・幼児教育について、研究に基づいてご講演いただきました。 参加者が自分の保育・教育活動・子育てについて考え、振り返る場となっていることが、アンケートから窺えました。		【課題・今後の取り組み】 市民が身近な場所で家庭教育に関する講座に参加でき、地域の教育力向上につながる子育て・子育て出前講座は、引き続き開催する必要があります。ただし、費用対効果や会場規模等、開催方法については、検討していく必要があります。		

政策3

教育行政の効率的・効果的運営

施策9

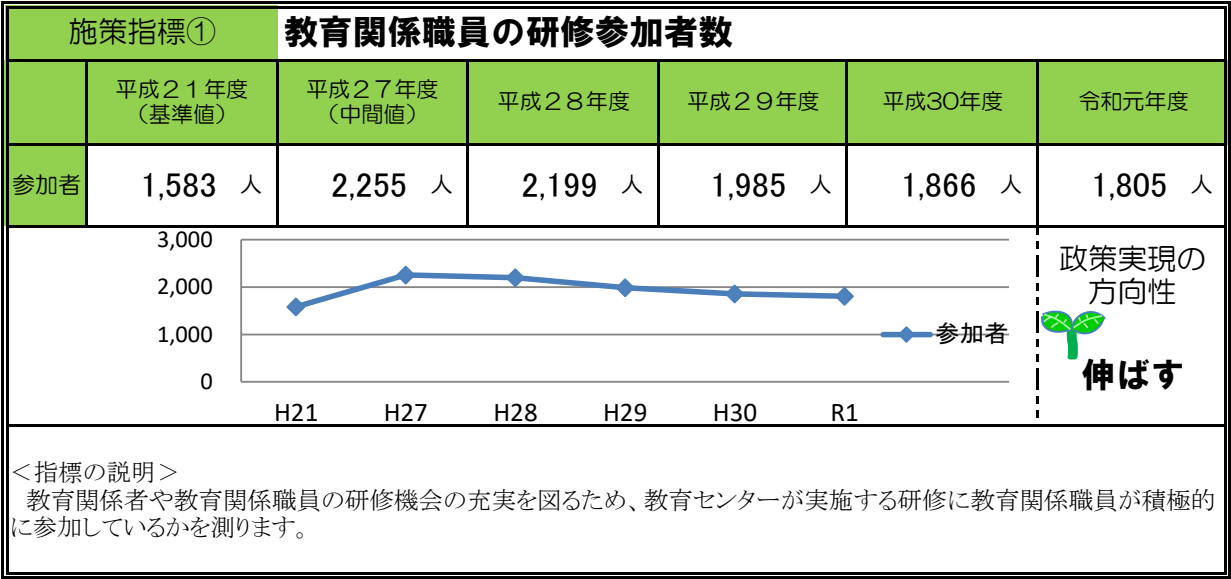
教育課題を明らかにする調査・研究の推進



学校教育や社会教育が社会のニーズや実情に則した効果的な取り組みができるよう、教育課題について調査・研究を行います。
特に、幼児期の教育について調査・研究を進め、その成果を学校・家庭・地域の連携や社会教育の場で活用します。

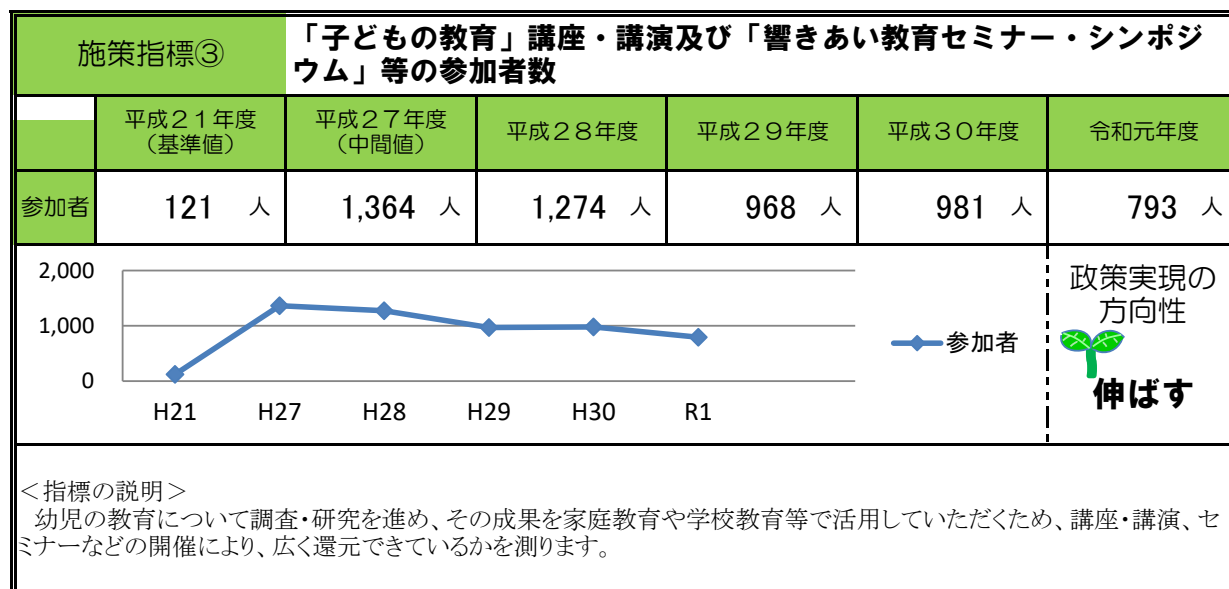
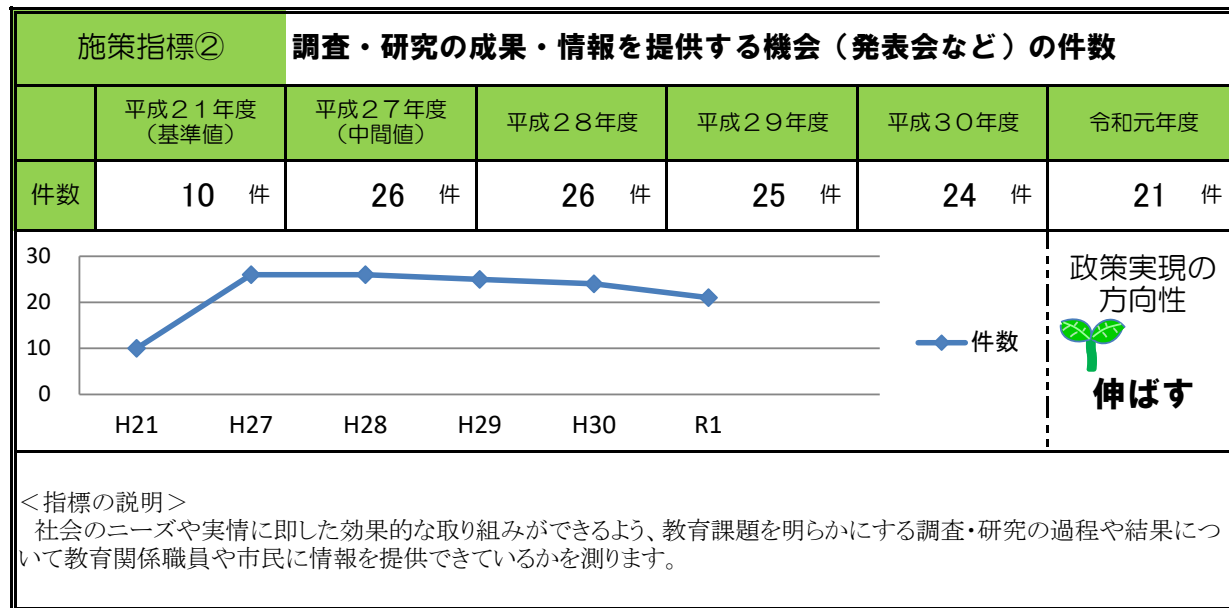
施策の方向

- ① 教育連携の推進
- ② 家庭教育・幼児期の教育に関する基礎研究の推進
- ③ 教育関係者及び教育関係職員の研修機会の充実
- ④ 茅ヶ崎市教育センターの充実



政策3

施策9



政策 3 「教育行政の効率的・効果的運営」に関する知見

政策 3 の目標は、「教育行政の推進体制を整備し、従来、縦割りになりがちであった教育に係る行政運営を改善し、施策の具現化のための調査・研究と総合的な計画の立案・実行・評価・改善を行う」としています。この目標実現のため二つの施策が位置づけられ、令和元年度の評価対象事業は 2 事業になっています。

施策 8 : 教育的効果を高める教育行政の推進

政策 8 では、教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織・人事・事務管理を改善し、適正化するとしています。

主な事業として取り上げられている 1 事業について、知見を述べて行きます。

「地域教育講演会・懇談会事務」です。

令和元年度の事業実績は、目標値 10 回に対し実績値 8 回となっており、目標値を達成していませんが、アンケート結果からは、参加者の 94%が「満足以上」、79%が「講演内容を実践したい」という肯定的なものとなっています。令和元年度は、小・中学校の保護者や関係団体へチラシを配布するなど、平成 30 年度に引き続き積極的に広報活動を行い市民のニーズを掘り起こし、市民にとってより満足度の高い事業を提供できたことは大変意義あることです。令和 2 年 2 月に、子育て支援課と共同での開催を予定していた「地域コミュニティと若い力」に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。今後、事業の目的、実施による成果・効果等の検証を行い、こうした状況下で感染防止対策を講じて実施する場合の実施方法、さらには実施の有無等も含め十分な検討を行い、適切な事業実施に努めることが求められています。一方で、講演会等への参加者の少なさを指摘する市民の声もあることから、今後の検討課題として指摘をしておきます。

併せて、政策指標②で示されている「横断的に複数の課で共同で実施した事業数」の推移をみると、平成 28 年度 77 件が、29 年度には 97 件、30 年度は 112 件と年度を追う毎に増加しています。令和元年度は新型コロナウイルス感染防止の影響もあり数の上では減少となっています。

今後は、新型コロナウイルス等の感染症や災害の発生等予測困難な状況が続くことを視野に入れた事業運営が求められることから、今まで以上に部局等を横断し複数の課と連携して対応することが、様々な課題に迅速かつ適切に対応する上では不可欠であると考えます。

施策 9：教育課題を明らかにする調査・研究の推進

施策 9 の目標は、学校教育や社会教育が社会のニーズや実績に即した効果的な取組ができるよう、教育課題を明らかにする調査・研究の推進とあります。

主な事業として取り上げられている 1 事業について、知見を述べて行きます。

「子どもの教育」講座・講演事業です。本事業の評価は A 評価となっています。

本事業は、茅ヶ崎市の教育の現状を把握し、部局横断・連携して市民の教育への意識の醸成を図ろうというものです。令和元年度は、目標値 740 人に対し実績値 495 人となっています。

事業実績としては、「子育て・子育て出前講座」は 9 回 257 人（平成 30 年度は、12 回 418 人）、「乳幼児期の子育て・子育て講座」は 2 回 101 人（平成 30 年度は 2 回 141 人）、「教育講演会」は 1 回 137 人（平成 30 年度は 1 回 79 人）となっています。

昨年度も指摘しましたが、こうした講座の参加者数を大きく伸ばすことはなかなか難しいことではありますが、取り組みの成果にもあるように、研究に基づく専門家による講演等を開催することで、参加者にとっては日頃の取組みを振り返る場となるなど、子育てに関わる方々のニーズに据えていると言えます。引き続き、本事業の目標に照らし、開催方法等の工夫・改善に努めていただき、社会のニーズに即した講座が実施されることを望みます。

最後に、政策 3 の総括です。

繰り返しになりますが、令和元年度末（令和 2 年 1 月 16 日）に県内で国内初となる新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きて

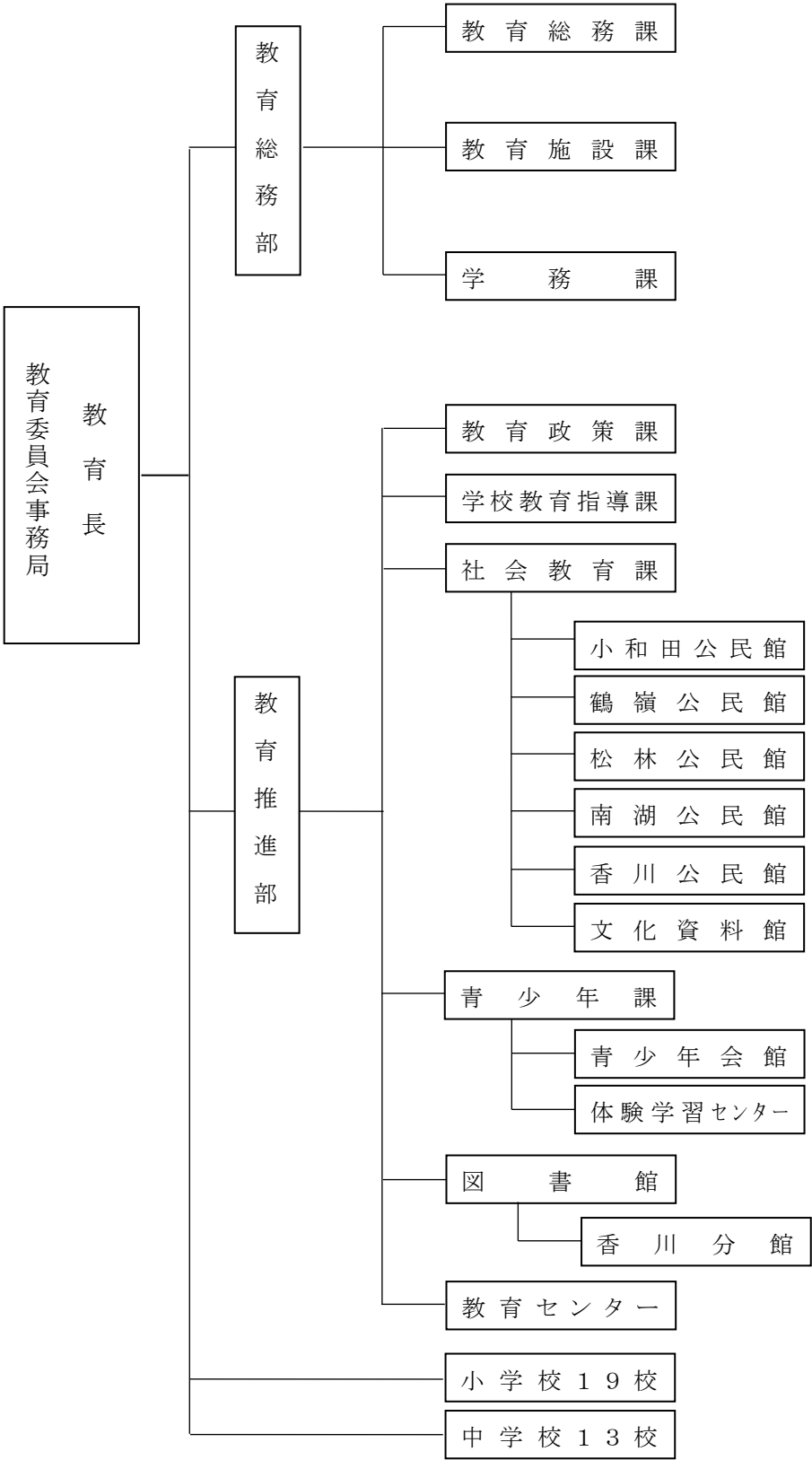
いかなければならないという認識の下で、教育行政に課せられた様々な課題に迅速かつ適切に対応することを最優先に業務の執行に当たられてきたことと思います。

今後は、新型コロナウイルス等の感染症や災害といった予測困難な状況への対応を視野に入れた事業運営を考えると、これまで進めてきた縦割りになりがちであった行政運営の改善への取り組みを加速させ、教育委員会が一体となって、それぞれの部局等が有する人材や情報等を共有し、横断的に業務の遂行に当たることが急務であると考えます。併せて、新型コロナウイルス感染症等、社会の状況の変化を適切に把握するとともに、多様化する市民のニーズに柔軟に対応するためには、事業の適切な進行管理を行う上で必要な目標設定と評価指標の見直しが必要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても、子どもの安心・安全と学びの保障の両立を図り、市民の様々な活動を支援できる持続可能で魅力ある教育行政の推進に取り組んでいただくことをお願いします。

5 資料

(1) 教育委員会事務局の組織



(2) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

平成20年3月19日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市教育基本計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育推進部教育政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 教育基本計画審議会委員名簿

委員の区分	氏 名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
市民	外ウ ミカ	公募
	工藤 味香	
市民	イダ ユミコ	公募
	飯田 由美子	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	クサカ ヒデヒコ	茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議
	日下 英彦	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	ヤマカミ ヒサコ	茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会
	山上 壽子	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	マツナガ タツヒロ	浜須賀小学校(校長)
	松永 忠弘	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	イナガワ トシツ	松林中学校(校長)
	稲川 敏光	
学識経験を有する者	カサハラ ヨウコ	玉川大学大学院(教授)
	笠原 陽子	
学識経験を有する者	ミヤタキ コウジ	大東文化大学(教授)
	宮瀧 交二	
学識経験を有する者	ナシモト カナ	鎌倉女子大学(教授)
	梨本 加菜	

(4) 令和2年度教育委員会の点検・評価の流れ

日にち	内 容
令和2年6月25日(木)	諮問 令和元年度教育委員会の点検・評価について
令和2年9月23日(水) 令和2年度 第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会(書面会議)	議題 令和2年度教育委員会の点検・評価について
令和2年12月24日(木) 令和2年度 第2回茅ヶ崎市教育基本計画審議会(WEB会議)	報告 新型コロナウイルス感染症まん延に伴う教育委員会の取り組みについて 議題 令和2年度教育委員会の点検・評価に対する知見について
令和3年1月18日(月) 令和2年度 第3回茅ヶ崎市教育基本計画審議会(WEB会議)	議題 令和2年度教育委員会の点検・評価に対する知見について 令和3年度教育委員会の点検・評価対象事業について 答申 令和2年度教育委員会の点検・評価について

(5) 新型コロナウイルス感染症まん延に伴う教育委員会の取り組みについて

1. 概要

令和元年12月末頃に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、瞬く間に世界中に感染が拡大し、本市においても感染が確認されました。

本市においても、感染症のまん延を踏まえ、令和2年2月21日に「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」を作成し、講演会やイベントを年度末まで中止又は延期等の対応に取り組みました。

また、2月27日に国からの全国の小中高校等の臨時休業の要請を踏まえ、本市教育委員会として3月2日より、茅ヶ崎市立小中学校の臨時休業とするほか、教育委員会所管の社会教育施設等を3月末まで休館としました。令和2年3月末までの学校及び社会教育施設等の対応の詳細について次のとおりです。

1) 市立小中学校

日にち	学校長及び保護者宛のお知らせ
3月4日(水)	「臨時休業期間中の児童・生徒の『緊急受入れ』について」 ・保護者宛文書、申請書
3月9日(月)	「臨時休業に係る卒業式・修了式の開催及び荷物の持ち帰り等について」 ・保護者宛文書
3月27日(金)	「春休みの過ごし方及び新学期の予定等について」 ・保護者宛文書

2) 社会教育施設

日にち	施設の対応
3月2日(水) ～3月31日(火)	公民館、図書館、青少年会館及び茅ヶ崎公園体験学習センターを休館。 休館に伴い、イベント等を中止した

新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針

全国各地で、新型コロナウイルスへの感染が拡大し、国の専門家会議等においても、国内の発生状況について、感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況であり、患者が増加する局面を想定した対策が必要との見解が示されたことを受け、市として市内の感染の拡大の恐れがある間、まん延防止に向けて次の方針で取り組むこととする。

1 目的

新型コロナウイルスの市内感染のまん延防止を図る

2 市主催事業・イベント等の開催の必要性の検討

市が主催する事業・イベント等については、感染拡大の防止という観点から、原則として中止または延期とする。

事業・イベント等の特性上、中止または延期が難しい事業・イベント等は、感染機会を減らすための工夫を講じることとし、市職員及び主催者等は、咳エチケット（マスクの着用等）を心掛けるとともに、手洗い・手指消毒等を徹底し、可能な範囲で参加者へも咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い等の感染予防に協力をいただく。

なお、高齢者や基礎疾患をお持ちの方等、感染すると重症化しやすいといわれている方が参加する事業・イベント等は、特に留意する。

3 期間

令和2年3月末まで

4 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、自身の感染及び市民への感染防止を図るため、業務に支障のない範囲で、咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い・手指消毒等を徹底するとともに、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇を取得する等外出を控えるとともに毎日体温を測定し記録する。

なお、所属においては、職員が休みやすい体制を整える。

5 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和2年2月21日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和2年3月4日

各小・中学校長 様

茅ヶ崎市教育委員会
教育長 竹内 清
(公印省略)

臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」について（依頼）

このことについて、次のとおり送付します。

つきましては、貴校教職員に御周知いただくとともに、ご対応くださるようお願いいたします。

なお、標記「緊急受入れ」に係る各学校における留意事項については、後日送付することを申し添えます。

【送付文書】

- ①（3月4日付保護者向け文書）『新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」について』
 - ・・・3月4日16時に市のホームページに掲載します。
- ②『臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」に係る申請書』
 - ・・・①と併せて市のホームページに掲載します。参加希望保護者がホームページからプリントアウトできない場合は、初回参加日に保護者が各学校で保護者に記入していただくこととなりますので、増し刷りしてください。
- ③（別紙）緊急連絡メール2 送信内容
 - ・・・「〇〇」の箇所に学校名を入力の上、「送信内容」のタイトル及び本文を緊急連絡メール2に貼り付けて、16時に各学校より送信してください。
- ④「ふれあい補助員（学校看護介助員）の今後の勤務について」
 - ・・・教育用イントラネットにて事前に送付済みです。各学校においてご対応ください。
- ⑤記者発表資料
 - ・・・本日発表するものです。

〔 事務担当 教育推進部学校教育指導課指導担当
電 話 0467-82-1111（内）3331 力石 〕

茅ヶ崎市立小・中学校保護者の皆様

茅ヶ崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」について

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業につきましては、2月28日付文書にてお知らせしたところで
す。

この度、国からの子どもの居場所確保に関する要請を受け、次のとおり、学校において、児童・生徒の見守
りのための「緊急受入れ」を実施することといたしました。

1 対象

- (1) 小学校1年生から3年生の児童の内、公設民営児童クラブに通う児童の希望者、及び保護者のやむを得
ない事情により、自宅で過ごすことが困難な児童の希望者
 - (2) 小・中学校特別支援学級に在籍する児童・生徒の内、保護者のやむを得ない事情により、自宅で過ごす
ことが困難な児童・生徒の希望者
- ※感染拡大のリスクを抑えるため、自宅で過ごすことができる児童・生徒は、できるだけ自宅で過ごす
ようお願いします。

【厚生労働省ホームページ内の「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」をご参照ください】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

2 受入れ期日及び時間

- ・期日：3月6日（金）～3月25日（水）の平日の内、希望する日
- ・時間：8：30～（終了時刻は申請書に記載のとおり）
 ※8：30を目途に到着するようお願いします。
 ※児童クラブに通う児童については、13：00以降は児童クラブに通所します。（3月18日以
降について、受入れ時刻終了後、そのまま児童クラブに通所できるよう連携を図っています。）

3 申請方法と手順

- (1) 参加を希望される際は、事前に人数を把握させていただくため、3月5日（木）15時までに、入力フ
ォーム（URLは下記参照）に入力してください。入力フォームで回答できない場合には、学校に電話連絡
をしてください。
 【臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」参加希望日入力フォームURL】
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/cgi-bin/enquetes/81dcd1fa3273461886546534ff1b343b>
- (2) アンケートフォームで申込み後、別紙『臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」に係る申請書』
に必要事項をご記入の上、初回参加日に当該小・中学校に保護者が持参し、ご提出ください。ご自宅で
プリントアウトできない場合は、初回参加日に学校でご記入いただくこともできます。

4 登下校について

- ・保護者の責任において、通常の方法で登校させてください。
- ・児童クラブ通所児童を除き、学校からの下校時は、できる限り地区毎にまとまって帰宅してもらいます。
- ・遅刻や早退の場合は、保護者の送迎をお願いします。

5 衛生面

- ・登校前には自宅で検温をするとともに、お子様にはマスクを着用させてください。
- ・体調がすぐれない場合は、参加を見合わせ、不参加の旨、学校に連絡してください。
- ・学校で具合が悪くなった場合は、保護者とともに帰宅していただきます。

6 持ち物

- ・学校では学習指導は行わず、見守りを行います。自習できるよう、学校から出された課題やご家庭で用意
した課題等をご持参ください。学校では、学習課題の用意はいたしません。筆記用具と上履き等、学校で
過ごせる準備をしてください。なお、学習課題以外の不要なものは、持参しないでください。
- ・3月17日（火）までは昼食をご持参ください。18日（水）以降の昼食は不要です。

7 その他

- ・学校の教職員が児童・生徒を教室等において見守ります。
- ・申請書提出後に参加の変更がある場合は、学校に必ず連絡してください。
- ・新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の状況に応じて、受入れを
中止する可能性があります。

【問合せ先】 平日8:30～17:00
茅ヶ崎市役所 電話（代表）0467-82-1111
・学校での緊急受入れに関すること
学校教育指導課指導担当 内線3331
・児童クラブに関すること
保育課児童クラブ担当 内線2156

令和2年3月4日

学校長 様

保護者名

臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」に係る申請書

次の事情により、臨時休業期間中、自宅で過ごすことが困難であるため、学校における「受入れ」を申請します。

1 児童・生徒

学年・組	児童・生徒氏名	児童クラブ 在籍の有無	受入れ時の緊急連絡先
年 組		有 ・ 無	氏 名： T E L： 児童・生徒との関係：
年 組		有 ・ 無	
年 組		有 ・ 無	

2 理由（該当する項目に☑を入れてください。「その他」については、具体的にご記入ください。）

☐保護者の就労のため
 ☐保護者の疾病等のため
 ☐保護者が看護・介護等を行うため
 ☐その他（ ）

3 受入れ希望日（希望欄に「○」印を付けてください。）

月日	曜	希望	時間	月日	曜	希望	時間
3月 6日	金		8:30～14:30まで	3月16日	月		8:30～13:00まで
3月 9日	月		8:30～14:30まで	3月17日	火		8:30～13:00まで
3月10日	火		8:30～14:30まで	3月18日	水		8:30～11:30まで
3月11日	水		8:30～14:30まで	3月19日	木		8:30～11:30まで
3月12日	木		8:30～14:30まで	3月23日	月		8:30～11:30まで
3月13日	金		8:30～14:30まで	3月24日	火		8:30～11:30まで
				3月25日	水		8:30～11:30まで

※児童クラブに通う児童については、３月６日～１３日は、１３：００までの受入れとし、
１３：００からは児童クラブで過ごします。３月１６日以降は、受入れ時刻終了後、そのまま
児童クラブで過ごせるよう連携を図っています。

※参加を希望される方は、人数を把握させていただくため、3月5日(木)15:00までに、連絡メール2にあるURLのアンケートフォームにて入力の上、参加初日に本申請書を保護者にご持参ください。

令和2年3月9日

各小・中学校長 様

茅ヶ崎市教育委員会
教育長 竹内 清
(公 印 省 略)

臨時休業に係る卒業式・修了式の開催及び荷物の持ち帰り等について（依頼）

このことについて、次のとおり送付します。

つきましては、貴校教職員に御周知いただくとともに、御対応くださるようお願いいたします。

【送付文書】

- ①（3月9日付保護者向け文書）「臨時休業に係る卒業式・修了式の開催及び荷物の持ち帰り等について」

・・・3月9日13時に市のホームページに掲載します。

- ②（別紙）緊急連絡メール2 送信内容

・・・「〇〇〇」の箇所に学校名を入力の上、「送信内容」のタイトル及び本文を緊急連絡メール2に貼り付けて、13時に各学校より送信してください。

〔 事務担当 教育推進部学校教育指導課指導担当 〕
電 話 0467-82-1111（内）3 3 3 1 力石 〕

保護者の皆様

茅ヶ崎市教育委員会
茅ヶ崎市小・中学校長会

臨時休業に係る卒業式・修了式の開催及び荷物の持ち帰り等について

日頃より、本市の学校教育にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、卒業式及び修了式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、臨時休業期間終了後に行うこととし、卒業式については、規模を縮小して実施することといたしました。

臨時休業期間前の最終登校日に持ち帰ることができなかった荷物等の持ち帰りについては、次の日程で行いますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、卒業式及び修了式の詳細については、今後、各学校より、連絡メール2等にてご連絡すること、当案内の内容については、現時点においてのものであり、今後の状況に応じて、縮小または中止等とすることもあることをご理解ください。

【日程等】

- ・小学校卒業式 3月26日(木) 午前程 〈当初予定：3月19日(木)〉
*6年生が参加 / 他学年の参加については、学校ごと。

・・・登校 8:30 開式時刻は9:30～10:00を目途に学校ごと

- ・中学校卒業式 3月26日(木) 午後日程 〈当初予定：3月11日(水)〉
*3年生のみが参加・・・登校12:30 開式時刻は各学校ともに14:00

※小・中学校ともに、卒業式に参加しない学年については、臨時休業と同様の扱いとします。

- ・小・中学校修了式 3月27日(金) 午前程 〈当初予定：3月25日(水)〉
*卒業学年以外が参加・・・登校 8:30

【卒業式について】

- ・保護者関係の参加については、各家庭2名までとします。ただし、基礎疾患を有する方や発熱や咳等の症状がある方等、参加に際して不安のある方あるいは周囲に影響を及ぼす恐れのある方については、ご遠慮ください。
- ・来賓については、参列しないこととします。
- ・内容といたしましては、卒業証書授与等、児童・生徒が直接関わるものについて、各学校の状況に応じてできる範囲で行い、その他の次第については、時間短縮のため簡略化します。
- ・会場（体育館）入口に消毒液を設置します。
- ・参加される保護者関係の方につきましては、マスクの着用をお願いします。

【荷物の持ち帰りについて】

- ・3月27日(金) 13:00～16:30（卒業生を含む児童・生徒が再登校して持ち帰ることができます。）
※3月27日(金)に持ち帰りができない場合、保護者が、3月23日(月)～25日(水)の各学校の指定する時間において、来校することもできます。（詳細は各学校よりご連絡します。）

【教科書の保管について】

- ・新年度に、今年度分の学習指導の補充を行う場合もあることから、今年度使用した教科書は、自宅で保管しておくようお願いいたします。

【入学式について】

- ・すでに各小・中学校で開催した新入学児童・生徒保護者説明会でお配りしたご案内のとおりです。

【離任式について】

- ・小学校・・・4月8日(水) / 中学校・・・4月7日(火)
- ・ご案内は、各小・中学校より、4月6日(月)にお子様を通じてお配りいたします。

問合せ先 教育推進部学校教育指導課指導担当
電 話 0467-82-1111 平日8:30～17:00

令和2年3月27日

各小・中学校長 様

茅ヶ崎市教育委員会
教育長 竹内 清
(公印省略)

春休みの過ごし方及び新学期の予定等について（依頼）

このことについて、次のとおり送付します。

つきましては、貴校教職員に御周知いただくとともに、別添「春休みの過ごし方及び新学期の予定等について」を増し刷りし、在校生に御配付くださるようお願いいたします。

また、小・中学校の入学式について、市議会議員以外の来賓に文書を御送付いただくとともに、連絡メール2等を御活用の上、3月30日（月）13：00以降に、各小学校より新入学児童の保護者及び今年度卒業児童の保護者宛てに、各中学校より茅ヶ崎市立小学校以外から入学する予定の生徒の保護者宛てに御連絡くださるよう併せてお願いします。

加えて、始業式・着任式・入学式・離任式については、卒業式同様、各学校において十分な安全措置を講じた上で実施してくださるようお願いいたします。

なお、入学式の案内については、3月30日（月）13：00に市のホームページに掲載することを申し添えます。

【送付文書】

- 「春休みの過ごし方及び新学期の予定等について」（茅ヶ崎市教育委員会名で発出）
- 「令和2年度の入学式へのご臨席について」（各小・中学校長名で発出）
- （別紙）【緊急連絡メール2 送信内容】（各小・中学校長名で発出）

〔 事務担当 教育推進部学校教育指導課指導担当
電 話 0467-82-1111（内）3331 力石 〕

保護者の皆様

茅ヶ崎市教育委員会

春休みの過ごし方及び新学期の予定等について

日頃より、本市の学校教育にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和2年度の始業式以降の教育活動につきましては、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、検温の実施、定期的な換気・消毒、マスクの着用、密集の防止などに最大限留意するとともに、各行事については、規模の縮小や延期の措置を図るなどして、児童・生徒の安全確保に努めながら行うことといたします。

なお、本案内の内容につきましては、現時点においてのものであり、今後の状況に応じて、縮小または中止等とすることもあることをご理解ください。

【春休みの過ごし方】

- ・臨時休業期間中と同様に、外出しなければならない場合は、感染予防のための対策を行うとともに、咳エチケットを守り、他の人に迷惑をかけないようにしてください。また、換気が悪く、人が密集する空間への出入りは避けるようにしてください。
- ・中学校における部活動については、4月5日（日）までの活動は行いません。

【新学期の日程等】

- ・小・中学校始業式、着任式 4月6日（月）
- ・中学校入学式 4月6日（月）
*新2年生・3年生は参加しません。
- ・小学校入学式 4月7日（火）
*新2年生から6年生は参加しません。
- ・中学校離任式 4月7日（火）
- ・小学校離任式 4月8日（水）

【行事等】

- ・夏休みまでの宿泊を伴う行事及び、運動会・体育祭については、夏休み以降への延期を検討するよう各小・中学校へ要請しております。

問合せ先 教育推進部学校教育指導課指導担当
電 話 0467-82-1111 平日8:30～17:00

新型コロナウイルス感染症まん延に伴い中止した教育委員会所管のイベント・講座一覧（令和2年2・3月分）

○教育政策課

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	地域コミュニティと若い力～地域ができる“子どもの居場所”のつくり方	共催	2月22日（土）	20人

○社会教育課

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	社会教育講座「茅ヶ崎の人気マカロン店「ル・シャンティエ」パティシエールが語る、バリ文化と地元での起業について」	主催	3月4日（水）	65名
2	社会教育講座「みんなでワイワイ楽しもう！編み物初心者教室～棒針やかぎ針で小さなモチーフを作ろう～（初心者用）」	主催	3月5日（木）	15名
3	社会教育講座「家族で和風体験 ～日本の伝統行事を学びながら和柄小物をつくろう～」	主催	3月26日（木）	15名
4	下寺尾遺跡群保存活用連絡会	主催	2月24日（月）	20名程度
5	下寺尾遺跡群保存活用学習会	主催	2月29日（土）	30名程度
6	史跡指定5周年記念事業	協力	3月14日（土）	100名程度
7	史跡指定5周年記念事業	主催	3月21日（土）	100名程度
8	下寺尾遺跡群周辺まち歩き	協力	2月20日（木）	20名程度
9	地元の遺跡を学ぶ会第10回	協力	3月10日（火）	30名程度
10	神奈川県市町村埋蔵文化財連絡協議会研修会	協力	3月19日（火）	30名程度
11	北陵高校遺跡講話	協力	3月24日（火）	1年生・2年生、教職員、保護者、地域住民

○文化資料館（3月2日～3月31日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	丸博ガイド研修	主催	3/3、3/15、3/24	10～30名
2	文化資料館活動する会自然部会総会	協力	3月13日（金）	10～20名
3	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会定例会	協力	2/22、3/28、4/25	10～20名
4	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館友の会役員会	協力	随時	10～20名
5	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館友の会勉強会	協力	2月27日（木）	10～20名
6	藤間家団体見学対応	協力	2月27日（木）	10～20名
7	藤間家団体見学対応（いまむかし会）	協力	3月5日（木）	10～20名
8	稲門会勉強会	協力	3月15日（日）	10～20名
9	旧藤間家におけるボランティア活動及び勉強会	協力	3月31日（火）	10～20名
10	文化資料館における資料整理活動	主催	毎週火曜日～金曜日	10～20名

○小和田公民館（３月２日～３月３１日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	公民館お掃除隊	主催	２月２９日（土）	１５人
2	小和田公民館まつり	主催	３月７日（土）・８日（日）	延べ４０００人
3	ちびっこ広場	主催	３月１０日（火）	各日とも６０人
4	子どもシネマランド	主催	３月１２日（木）	６０人
5	子どもの広場	主催	３月１４日（土）	各日とも４０人
6	元気アップ！体操教室	主催	２月２１日（金）、３月２０日（金）	各日とも２０人
7	こわだシネマランド	主催	２月２２日（土）、３月２０日（金）	各日とも５０人
8	卓球解放	主催	３月４日（水）、３月２１日（土）	各日とも３０人
9	こわだ乳幼児健康相談	主催ほか	３月２６日（木）	３０人

○鶴嶺公民館（３月２日～３月３１日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	小出川自然観察	主催	２月２２日（土）	１５人
2	公民館フェスタ	主催（公民館５館）	２月２２日（土）	１８０人
3	転倒予防教室	主催	２月２６日（水）、３月２５日（水）	延べ６０人
4	まなびの広場	主催	２月２２日（土）、２月２９日（土）、３月１４日	延べ６０人
5	第４回公民館まつり実行委員会	共催、まつり実行委員会	２月２７日（木）	３０人
6	公民館まつり	主催	３月６日（金）～８日（日）	３０００人
7	遊々クラブ（シニアのミニ講座）	主催	３月１４日（土）	１０人
8	小学生放課後卓球ひろば	主催	３月１７日（火）	延べ６０人
9	キャッシュレス使い方講座	主催	３月１８日（水）	３０人
10	卓球開放	主催	３月２２日（日）	４５人
11	第５回まつり実行委員会	共催、まつり実行委員会	３月２６日（木）	３０人
12	子育ての広場 カルガモ	主催	３月２６日（木）	延べ４０人

○松林公民館（３月２日～３月３１日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	みそづくり	主催	２月１９日（水）	１５人
2	乳幼児健康相談	共催（保健所健康増進課）	２月２０日（木）	各回３０～５０人程度
3	子育てフリースペース	主催	２月２０日（木）、３月２５日（水）	各回２０人程度
4	松林赤とんぼ	主催	２月２０日（木）、３月５日（木）、３月１９日	各回６０人程度
5	ママのレッツチャレンジ	主催	２月２１日（木）、２月２８日（金）	各回１５人
6	子どもの広場	主催	２月２２日（土）、３月２８日（土）	各回３０～５０人程度
7	さつき講座	主催	令和２年２月２２日（土）	30名程度

8	卓球開放	主催	2月23日(日)、3月22日(日)	各回20人程度
9	子育てほっと広場	主催	2月26日(土)	各回30～50人程度
10	放課後子ども卓球教室	主催	2月27日(木)、3月12日(木)、3月26日	各回20人程度
11	タッチコミュニケーション	主催	3月1日(火)	各回30人程度
12	松林地区社協長寿会	後援	3月4日(水)	50～80人程度
13	わくわくレストラン	主催	3月5日(土)	30名程度
14	こども将棋スペース	主催	3月7日(土)、3月21日(土)	各回20人程度
15	ふれあいスポーツ広場	主催	3月7日(土)	10名程度
16	文学講座	主催	3月7日(土)、3月14日(土)	各回50人程度
17	松林音楽祭	主催	3月8日(土)	400人程度
18	びよびよアトリエ	主催	3月11日(水)	各回20～30人程度
19	シネマ松林	主催	3月14日(土)	各回50～60人程度
20	松林うたごえ広場	主催	3月15日(日)	各回100人程度
21	おもちゃの病院	主催	3月21日(土)	各回30人程度
22	親子陶芸教室	主催	3月24日(日)	50名程度

○南湖公民館（3月2日～3月31日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	じゃがいもを植えよう	主催	2月22日(土)	小学生20名
2	チャレンジいけばな	主催	2月24日(月)	15名
3	子ども科学教室	主催	3月21日(土)	小学4～6年生20名
4	子ども活動教室	主催	3月26日(木)	小学1～3年生15名
5	公民館まつり	公民館まつり実行委員会、南湖公民館	3月7日(土)、8日(日)	5,000名
6	文学講座	南湖公民館、図書館	2月26日(水)	50名
7	健康講座	主催	2月20日(木)、27日(木)、3月5日	20名
8	シニア講座（なんご俱樂部）	主催	3月25日(水)	60歳以上20名
9	絵本とお話しの時間	主催	3月14日(土)	乳幼児と保護者20名
10	乳幼児健康相談	主催	3月19日(木)	乳幼児の保護者20名
11	ひだまり	主催	2月28日(金)、3月13日(金)、3月27日	乳幼児の保護者20名
12	卓球開放	主催	3月14日(土)	50名

○香川公民館（3月2日～3月31日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	シニアのための保健体育	主催	2月19日(水)、3月18日(水)	20名
2	公民館フェスタ	主催	2月22日(土)	50名
3	スマホのキャッシュレス講座	主催	2月28日(金)	10名
4	キッズバスケット	主催	2月29日(土)	30名

5	手作り布ぞうり	主催	2月22日、29日（土）	20名
6	かがわ健康ウォーク	主催	2月27日（木）	大船～鎌倉を歩く
7	プレミアムキッズデー	主催	3月7日（土）	80名
8	卓球開放	主催	3月13日（金）	10名
9	かめさんのおうち	主催	2月26日（水）、3月25日（水）	10名
10	マイクロバスに乗って西湘方面ミステリーツアー	主催	3月18日（水）	15名

○青少年課

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	自然体験教室	主催	2月22日（土）～23日（日）	46人
2	子ども会新役員研修会	主催	2月29日（土）	100名程度
3	青少年育成推進連絡会議	主催	3月16日（月）	25人
4	小学校ふれあいプラザ運営協議会	主催	3月6日（金）	26人
5	子どもの家意見交換会	主催	3月9日（月）	36人
6	茅ヶ崎市青少年問題協議会	主催	3月27日（金）	40人
7	ジュニアリーダー養成講座「入門」	主催	3月28日（土）	20名程度
8	冒険遊び場事業	主催	2月23日（日）、3月2日・9日・16日（いずれも月曜日）、3月28日（土）	—

○体験学習センター（3月2日～3月31日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	うみかぜテラス 開館1周年記念 ありがとう感謝デー	主催	2月22日（土）	500人
2	親子でえぼしわかめの収穫体験プラス食と学びの教室	主催	2月23日（日）	36人
3	卓球開放	主催	<2月> 23日（日）・26日	各日 延70人
4	星の観察会	主催	2月29日（土）	40人
5	サザン・ウインド少年少女合唱団	主催	3月7日（土）、21日（土）	24人
6	上手になろう リコーダー	主催	3月7日（土）、14日（土）、21日（土）	24人
7	将棋教室交流広場	主催	3月7日（土）、21日（土）	15人
8	マイカップを作ろう～やさしい陶芸ことはじめ	主催	3月15日（日）、28日（土）	20人
9	ジュニア水墨画教室	主催	3月21日（土）	20名
10	茶道体験教室	主催	3月28日（土）10時～12時	20人

○青少年会館（3月2日～3月31日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	レッツダンス	主催	2月22日（土）、29日（土）	20人
2	陶芸教室	主催	2月22日（土）	20人
3	ねんどdêミニチュアフード	主催	2月29日（土）	15人

4	星の観察会	主催	3月7日（土）	30人
5	苔玉教室	主催	3月14日（土）	20人
6	春期集中美術講座	主催	3月26日（木）～28日（土）	10人
7	春休みフラ教室	主催	3月26日（木）・27日（金）	40人
8	手彫りアートビーチサンダル教室	主催	3月28日（土）	24人
9	春休みキッズダンス教室	主催	3月31日（火）	20人

○図書館（3月2日～3月31日まで休館）

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	文学講座「源氏物語」空蟬の巻を読む	図書館、南湖公民館 共催	2月26日（水）、3月4日（水）	定員50人
2	郷土資料デジタルライブラリーシンポジウム	市主催（協働推進事業）	3月1日（日）	50人
3	働く人が今こそ知っておきたい事	主催	2月29日（土）、3月7日（土）、3月14日	各回10人
4	絵本のお菓子をつくろう～くまのプーさんのはちみつケーキ～	主催	3月20日（祝・金）	24人
5	楽しいフラワーデザイン	主催	3月4日（水）	15人
6	たった一冊の出版	主催	3月12日（木）	10人
7	民話の会	主催	3月21日（土）	30人
8	おはなし会（赤ちゃん向け「おひざにだっこ」含む）	主催	<2月> 15日（土）、26日	おはなし会
9	映画会	主催	3月8日（日）、3月14日（土）	10～60人
10	ストーリーテリング講習会卒業生によるおはなし会	主催	3月21日（土）、3月22日（日）	30人程度
11	おとなのためのおはなし会	主催	3月28日（土）10時30分～12時	40人
12	出張おはなし会	主催	3月5日（金）11時～	10～30人

○教育センター

	イベント名	主催、後援名義等	日時	参加者人数（予定）
1	あすなろ教室社会見学	主催	2月26日（水）	18人

令和2年度

教育委員会の点検・評価 結果報告書

令和3年(2021年)2月発行 第1刷 100部作成

発 行 茅ヶ崎市教育委員会

編 集 教育推進部 教育政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-82-1111 (代表)

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

QRコード

